

334.6

Ta 74

十七年三月

(代贈書)

女子拓殖指導者提要

拓務省拓北局輔導課



\*0024568000\*

0024568-000

334.6-Ta74ウ

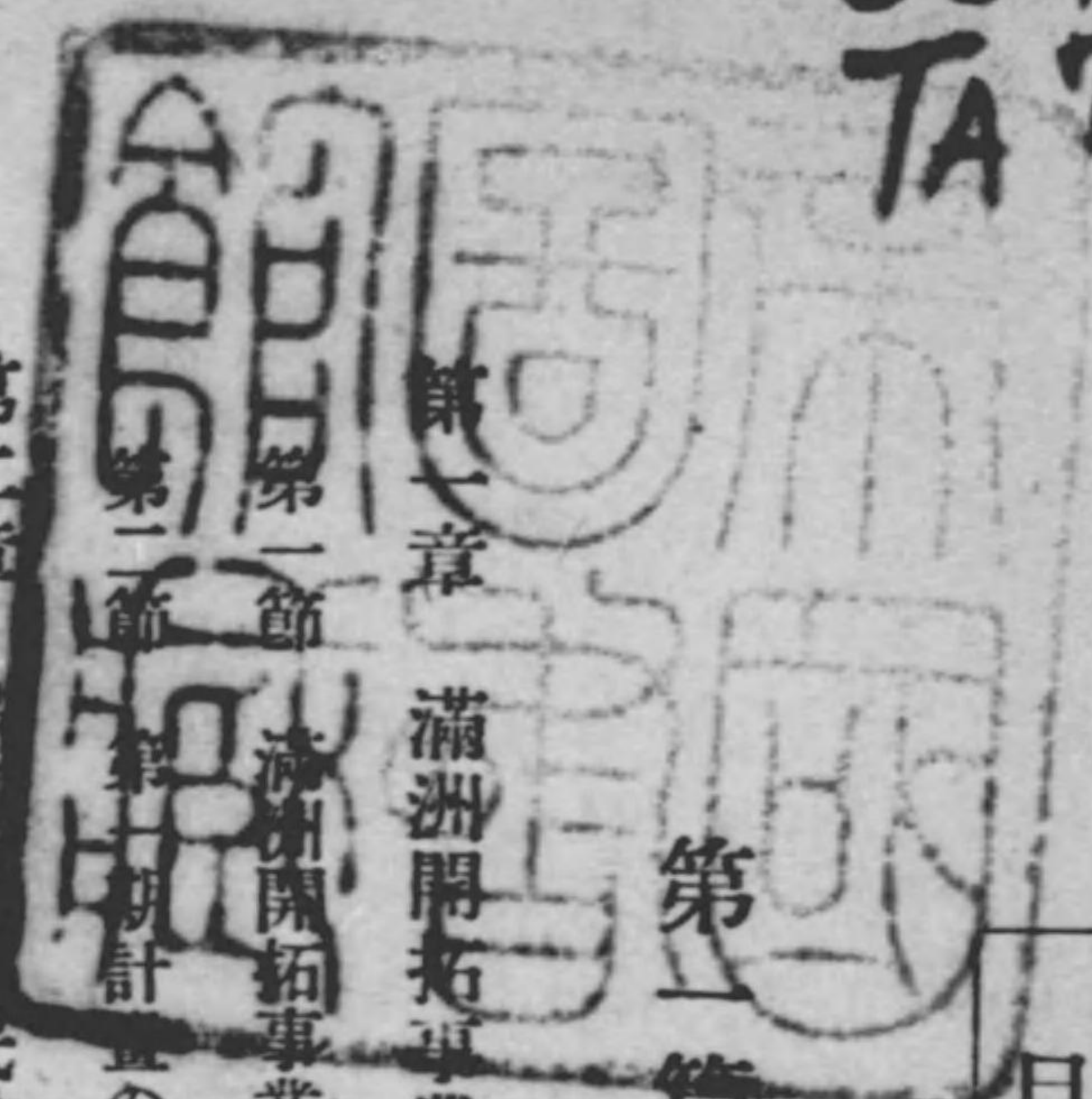
女子拓殖指導者提要

拓務省拓北局

昭和17

ADE

334.6  
TA 74



目次

第一篇 滿洲開拓事業概要

第一章 滿洲開拓事業の重要性

第一節 滿洲開拓事業の意義

第二節 第一期計畫の實績と將來性

第二章 滿洲開拓民送出計畫と送出狀況

第一節 滿洲開拓民送出計畫

第二節 滿洲開拓民送出狀況

第三章 開拓團の概況

第一節 入植地

第二節 開拓團の性格と建設過程



はしがき

本提要は「女子拓殖事業村策要綱」の主旨徹底を主たる目的としたものであるが、同時に將來女子拓殖指導に携はらんとする女性のために参考として編録したものである。

多忙の間に取急ぎ執筆したため不備の點も多しことと思はれる、大方の御叱正を乞ふ次第である。(文責 藤田囑託)

第三節 開拓地の産業…………… 六

第四節 公共施設…………… 八

第五節 開拓地の保健施設…………… 九

第六節 開拓地の生活…………… 九

第四章 滿蒙開拓青少年義勇軍

第一節 沿革…………… 一三

第二節 義勇軍の使命…………… 一四

第三節 訓練…………… 一五

第四節 義勇軍の身上調査…………… 一八

第二篇 女子拓殖事業

第一章 滿洲開拓事業と女性の役割

第二章 女子拓殖事業概要

第一節 女子拓殖事業の沿革…………… 一五

第二節 開拓民配偶者送出の緊急性…………… 一四〇

第三節 開拓民配偶者の資質の問題…………… 一五一

第四節 女子拓殖事業對策要綱…………… 一五

第五節 女子拓殖事業對策要綱の性格…………… 一七一

第六節 女子拓殖指導者講習會…………… 一八六

第七節 女子拓殖講習會…………… 二〇七

第八節 女子拓殖訓練所…………… 二二三

第九節 開拓女塾…………… 二二三

第十節 開拓關係團體並に個人經營による女子拓殖事業…………… 二二三

第十一節 地方女子拓殖事業概要…………… 二三五

第十二節 開拓民配偶者斡旋施設…………… 二四三

參考資料

一、開拓農場法…………… 二五一

一、第二期五箇年計畫概要……………	二六七
一、滿洲人の衣食住及び健康問題に就て……………	二七一
一、滿洲に於ける冬の暮し方十二則……………	二七九
一、移住地に適する獻立の作り方……………	二八七
一、開拓民配偶者の渡滿仕度に就て……………	二九五
一、開拓女塾塾生渡滿斡旋要綱……………	三〇七

第一篇 滿洲開拓事業概要

第一章 滿洲開拓事業の重要性

第一節 滿洲開拓事業の意義



長くも昭和十六年十一月八日米英兩國に對する宣戰の大詔渙發せられ、皇國民の嚮ふべき所を昭示し給ふたのである。皇國の隆替正にこの一戰に懸れるの秋、皇國民悉くは皇謨の翼賛、東亞共榮圈の確立に克く竭し、大東亞戰爭究極の目的完遂に挺身し、以て聖旨に應へ奉らんことを期すべきである。

緒戰以來、皇軍は陸に海に將た空に世界戰史を鏖若たらしむる赫々たる戰果を擧げ、皇威世界を被ひつゝあるは寔に欣快、感激に堪えざる所である。然し聖戰の目的完遂は前途尙日遠く、幾多の

難關突破を覺悟せねばならない。我等國民悉くは宜しく不退轉の勇猛心をもつて夫々の分野に於て興亞の大使命完遂に向つて邁進すべきの秋である。

かゝる觀點に立脚し滿洲開拓事業の重要性を考察しやう。

### 一、基礎的な意義

昭和七年滿洲國の建國を契機として日滿兩國の關係は政治上、經濟上、國防上完全に不可分の關係に立ち、共存共榮、隆替を一にするに至つた。かゝる情勢の展開に對處し、且つ對滿國策の圓滑なる遂行を期するため、政府は滿洲移住の重要性に深く鑑みるところあり、昭和七年初頭、朝野専門家の協力を得て「滿洲移民計畫大綱」を決定し、左の如き方針に基き滿洲移民送出計畫が樹立された。

- 一、自家勞力を本位として耕作し、且つ經濟的に成立する自作農を設定すること。
- 二、經濟的方面、其の他教育、衛生、治安の點より考慮し集團的に入植せしむること。
- 三、身體強健、思想堅實なる者を選び且つ入植前内地又は現地に於て適當なる訓練を施すこと。
- 四、農村疲弊の現状に鑑み、相當程度の補助金を政府より支出すること。

右の方針は滿洲開拓が國策として取上げらるる前提となつたものであり、夫れ自體に於て既に可

なりの國策的性格を備へて居る。即ち滿洲建國當時民間一部人士の間には舊東北政權崩壞の結果滿洲移住を行ふことにより、容易に且つ無償に土地を取得し得るとか、或は一攫千金を夢見る如き謬論を持つるものがあり、一面滿洲移住悲觀論も介在し輿論は混沌たる情勢にあつた。又日露戰爭以後南滿を對象として行はれた除隊兵移民、愛川村移民、大連農事株式會社移民、東亞勸業株式會社移民等の計畫が必ずしも成功の域に達せず、しかもその原因が農業用土地所有權の不確實であつたことの外に政府事業として行はれなかつたことに起因する等の諸點に着目し、かゝる障害の要素を芟除すると共に先づ政府の手によつて滿洲移住計畫を斷行することを闡明しその實行方針として、又一面「かくすれば移民は成功する」との移民に關する成功條件として前記の如き自作農主義、集團移住主義、移民嚴選主義、移民に對する保護助成の四つの方針を明らかにしたのである。かくして滿洲移民に關する觀念は一先づ統制され、政府の移民事業に對する積極的意圖が確立したのである。

一方滿洲帝國の建國は日本内地農民の滿洲進出を必然的に要請するに至つた。この關係を認識するには先づ滿洲國の建國精神と、日本と滿洲國との關係を明らかにしてかからねばならないが、大同元年（昭和七年）三月一日滿洲建國と同時に張國務總理により公布せられた「建國宣言」その他

に基き要約すれば滿洲建國精神は(一)一徳一心(二)民族協和(三)王道樂土(四)道義世界の顯現を建國の理想として掲げ、一方日滿兩國の關係は同盟條約、不可侵條約など從來の國際信義關係を現はす觀念を以てしては絶対に割切れないところの即ちお互の生命線であるとの意味の不可分關係に置かれたのである。建國宣言の要旨は左の通りである。

新國家建設ノ旨ハ一ニ以テ順天安民ヲ主トス、施政ハ必ズ眞正ノ民意ニ從ヒ私見ノ或存ヲ容サズ凡ソ新國家領土内ニ在リテ居住スルモノハ皆種族ノ岐視尊卑ノ別ナシ(中略)王道主義ヲ實行シ必ズ境内一切ノ民族ヲシテ熙々々々トシテ春臺ニ登ル如クナラシメ、東亞永久ノ光榮ヲ保チテ世界政治ノ模型ト爲サム

これは滿洲國は王道政治を行ふことを理想とすることを宣言したもので、この淵源は八紘一字を理想とする日本の皇道に基き、究極に於て道義世界の建設を目的として居る。而して王道政治は必ずしも法治形式を必要とせず民族協和、宣徳達情の實際政治であり、國家組織に於ては複合民族國家であること前記の「種族ノ岐視、尊卑ノ別ナシ」の言葉に現はれて居る。又民族協和を建國の理想とすることに付ては干沖漢の布告第一號並に大同三年三月九日の執政宣言の中に王道政治の根本主義と共に闡明せられて居る。日滿不可分關係に付ては大同三年(康徳元年)滿洲國皇帝陛下御登

極に際し左の如く詔されて御自ら明白にこの關係を解明させ給うたのである。

守國ノ遠國、經邦ノ長策ハ當ニ日本帝國ト協同同心永固ヲ期ス可シ。

而して更に康徳二年(昭和十年)御訪日御歸國後の詔書に左の如くお示しになつて居る。

朕日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ、爾衆庶等更ニ當ニ仰イテコノ意ヲ體シ友邦ト一徳一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道徳ノ眞義ヲ發揚スヘシ、則チ大局ノ和平人類ノ福祉必ス致ス可キナリ。

即ち滿洲國皇帝陛下は 日本天皇陛下の大御心を以て自からの心とすると仰せられたのである。

而して我國はこれより先昭和八年八月の閣議に於て「滿洲國は日本と不可分の關係にある獨立國としてその發達を助成せしむ」と決定し明白に不可分關係にあることを中外に宣明すると共に兩國の特殊關係を法的に根據付けたのである。かくて同年九月十五日滿洲國を承認し、次いで日滿議定書の調印となり、昭和十一年日滿條約の締結、更に治外法權の徹廢となり兩國の關係は益々不可分となつた。

以上のことから日本民族を中核として民族協和を達成することが滿洲建國精神の理想を顯現する所以であり、日滿不可分關係をそのあるが儘の姿から「實質的に」鞏化することが日滿兩國相互の

生命線を確保する所以であるといふ歸結に到達する。然らばそれを實現する途は何處に求むるか、この結論が即ち政府の手による滿洲移民の斷行だつたのである。従つて、前記の「滿洲移民計畫大綱」は當然に斯くの如き重大な意義を持つて出發したもので、別言すれば滿洲建國と滿洲開拓は本質的に悠久なる不可分關係に置かれてゐること明白である。而して右の如き滿洲建國精神の顯現、日滿不可分關係の實質的なる鞏化といふ如き重大な使命の遂行を開拓事業に求めた所以は實に「民族的な基礎付け」がこれによつて始めて可能であるからに外ならない。政治、外交、經濟的關係等よりする不可分關係の鞏化も勿論併行的に進めて行く必要があるが、根本問題は日本民族が滿洲にどつしりと定着し原住諸民族と悠々和樂し、輝く王道樂土を建設することにある。即ち日本内地の思想堅實、身體強健、勤勞奉公の念厚き農民より成る滿洲開拓民を中心とする大和民族の大陸大移動によるに非んば聖紀の偉業たる東亞平和の礎石、滿洲の堅實なる育成、日滿不可分關係の鐵則を堅持することは不可能だからであつた。

かくの如く滿洲建國と直接の關聯性を持つ滿洲開拓は、大和民族の大陸大移動といふ形式によつて始めて可能であり、日本の分村を大陸の一角に打樹てて確固たる民族的基礎の上に滿洲國の生成發展を期し、究極に於て道義世界の實現を齎す點に重要なる意義を持つて居るのである。従つて敢

て男子のみの進出に任すことの不合理的なるは勿論、老幼男女相携へて日本の分村を建設せねばならぬこと當然過ぎる程當然な結論と云はねばならぬことで、明白に民族的な使命に外ならない。しかも滿洲開拓を目的とする大和民族の大陸移動の持つ重要性は尙左の諸點に求めることが出来る。

(イ) 大和民族の滿洲大移動は我帝國の生命線を守護する歴史的使命を果たす所以である。滿洲を表現する言葉に「東亞新秩序建設の據點」とし、一は「靖國神社の奥の院」とするは世間の通説であるが、明治維新以來の歴史を翻き靜かに過去を顧みる時滿洲の確保なくして東亞の平和と繁榮があつたであらうか、更に十萬の生靈を犠牲とした日露戦争は我帝國の生命線を確保するため染血曝骨の苦闘史ではないか、護國の英靈の英魂を包み、鮮血の染む滿洲の曠野、英魂の靜かに眠るあの滿洲の大平原に大和民族が移り住み、その土地を耕し、守つてこそ英魂を慰め得る唯一の途であり、日本民族の宿命的使命を果たす報國の途でもあると云ふ可きであらう。

(ロ) 滿洲開拓は我國の八紘一字の建國精神を大陸に於て顯現せしむる所以である。社會的に見れば日本は家族制度を細胞としこれが擴大した一個の有機體であり、これは肇國以來の嚴たる事實である、即ち肇國の古に於て天孫民族は、他民族を愛撫、同化し、所謂マツロハヌ者共をマツロハし同じ民族意識の中に溶け込んで終つたのである。「これ偏に萬世一系の皇室を戴く我國體の尊嚴の

然らしむるところであり、八紘一字の皇道精神に光被された結果に外ならないが、かくの如く他民族包容の過程に於ては常に「開拓」と「協和」が渾然一體となつて居たことは銘記すべきところである。開拓しつつ協和を行ひ、協和と共に開拓は進み、かくて燦然たる今日の日本文化が創造されたのであるが、滿洲建國に至る迄の二千六百年間は主として日本内地を対象とする八紘一字の精神の顯現であつた。然るに昭和七年滿洲帝國の創建を見、八紘一字の精神を大陸に於て顯現すべき試練の機會が到來したのである。滿洲國皇帝陛下は日本の 天皇陛下と御精神を一體にさせ給ふて王道政治を行はせられ、滿洲四千萬の民衆は滿洲開拓民を中核として大和民族の優秀なる國民性と文化を吸収しつつ新しき日本主義的な大陸新文化の創造に向つて發足したのである。別言すれば大和民族の大陸移動は日本建國精神の大陸移植である。而して大和民族は肇古の昔より常に諸民族の中核であり指導者であつたことは深く牢記せねばならない。

(ハ) 大陸移動の順調なる進轉は東亞民心安定の先決要件である。凡そ開拓政策の要諦は國防、軍事、政治、産業、經濟等の社會文化建設の根基を確立するに在るが、根本的な要請は民心の把握である。而して民心の把握は民族的な課題であり、一人一人が地道に實踐を通じて實現せしむる所に根本的な解決の途がある。滿洲開拓の意義は茲にも見出すことが出来る。滿洲國は民協協和を基

調として建國の理想を顯現せんとする限り、その根底に於て民族と民族との結合接觸が不可欠の要件であり、之れに指導性が介在しなければならぬ、先に資質優秀なる日本農民を送出し、自作農主義によるこの方針が確立されたのは、不在地主や羽織百姓の根絶を期し、現今開拓農場法によつて闡明せられた如く世襲的に永久に滿洲の土地に定着し、額に汗する勤勞主義に則り原住諸民族の指導と共に垂範の實を示すことを目途として居ると考ふ可きであらう。又現實に見て滿洲四千萬民衆の約八割は農民である關係上、民族的接觸は先づ農民と農民との握手から始まり、物心兩面的に優秀なる開拓民の指導が伴つた場合完全に民心の把握が期待出来ること云はねばならない。この場合只單なる親善、提携は意味をなさない。それは只單なる原住文化の模倣に過ぎない。又日滿兩國民族の結婚による民族的包含も毛頭積極的意義を持たない。八紘一字の精神は常に中核的指導的性格を持つて居るからである。

かくの如く開拓政策を中心とする道義世界の建設、肇國の理想の實現は民心の把握に根本的な重點を置かねばならないのであつて、このことは昭和十二年勃發した支那事變を契機とする東亞新秩序の建設に對しても同時に適合する根本的解決策であり、又今次の大東亞戦争に伴ふ所謂南方問題處理上の重要な一つの鍵でもある。而して滿洲民心把握が完全に行はれると、それは滿洲國



が東亞否世界に於ける嚴然たる存在となつて現はれ、滿洲建國の重要なる諸國策が何等の動搖、停頓なく着々と進行するといふ事實になつて現はれる。これは、やがて東亞平和の象徴であり、滿洲四千萬民衆の鼓腹擊壤和樂の姿を世界中に如實に範を示す結果となり、滿洲國に對し指導的地位にある日本の實力、日本の崇高なる東亞解放の理念を現實に明示する所以であり、かゝる意味に於て東亞の據點滿洲に於ける民族的な努力による民心把握は二重、三重の重大な意義を持つと云ふ可きである。

(ニ) 滿洲開拓は又國內問題としても農村經濟更生問題の成否を左右する重大關鍵たる點に見逃し得ない重大な意義を持つて居る。大握みに云へば滿洲開拓の實行に伴ふ開拓民の送出は一方に於て滿洲國の産業開發を促進し、文化の向上に資し、國防の充實に資すると共に他面分村計畫の實行によつて日本内地の農村再編成を可能ならしむる一石二鳥の方策である。分村計畫の意義を簡單に述べれば、日本農村多年の悩みは社會的、經濟的理由に基く外、耕地の狹少と人口の過剰が根本的理由であつた。即ち全國耕地の總面積六百萬町歩農家戸數五百六十萬戸で北海道を除く日本内地農家の一戸當り耕地面積は一町弱であり、一家の世帯員數六人、農業従業者四人弱、しかも所謂五反百姓は百九十萬戸に達し一口に我國の農村は窮乏の二字で代表せられてゐた。殊に昭和五年を契

機とする世界的農業恐慌は我國農村を沈鬱なる不況のどん底に叩き込んだ。兎に角如上の事實は農家の生活維持を極めて困難にした。一面我國の人口増加は年々六十萬人より百萬人の間を往來し、しかも耕地擴張の餘地は殆んど絶無であり、農家の平均耕作面積は年と共に細分化、集約化の一路を辿り没落過程に踏込まんとしたのである。従つて政府としては明治初年以來踏襲せられた反當收穫量增收策の強行と併行的に昭和七年頃から全國農山漁村に對し經濟更生運動を起し、赤字克服、自力更生策を講じたのであるが、根本的匡救を期するには一戸當り耕地面積の不足といふ事實が最大の痛であつた。従つて農村の過剰人口を海外に移し、以て農村人口と耕地の不均衡を調整するより外に適策はなかつた。偶々滿洲帝國の建國により、海外移住を阻止せられて居た邦人の海外發展の途が開け、この不調和が一舉に解決されたのである。即ち滿洲開拓は既にその開始當時に於いて分村の基礎理論を以て出發し、耕地と人口の不均衡調整を目的としたのであるが、昭和十二年農林省によつて行はれた「黒字農家主義」に基く適正經營農家調査によりこの理論は一層明白に理論付けられた。即ち、農林省が全國一千町村に就き調査したところによると全國平均して田一町、畑六反計一町六反あれば農家の經濟は黒字になるといふ結論に達して居る。尤も氣候、地力、その他農業技術、經營組織等によつて一概には云ひ難く、例へば山形縣庄内分郷計畫調査に於ける適正規模

經營面積は三町七畝、鳥取縣東伯分郷では一町四畝、宮城縣大崎村は二町八反を云ふ如く夫々地域によつて相異はあるが、全國平均に見れば一町六反となる。而して全國の農家を適正規模農家にするには約二百萬戸を送出すれば可なりといふ結果になり、各町村に於てはこの理に基き概略三割乃至四割を送出すれば可いことになるが、かくの如き農村經濟更生を可能ならしむる途は分村分郷計畫の實行による滿洲移住以外に求め得ないのである。

而して滿洲開拓民の送出形態は後述の如く現在は殆ん全部が分村分郷によつて行はれ、第七次以降は従前の縣聯合、縣單位の形態は全然影を潜め、第十次に至る一九六集團開拓中分郷によるもの七三、分村によるもの三一の多きに及んで居る。以上の事實は日本農村の恒久的更生計畫が滿洲開拓を對象とし漸次分村分郷計畫によつて實現の域に向ひつゝあることを裏書するものと云ふ可きであらう。

## 二、國策としての滿洲開拓政策

政府は昭和十一年八月の閣議に於て、先に諮問した海外拓殖委員會の答申に基き、滿洲開拓事業を國策として遂行することに廟議決定を見、昭和十二年度から實施することになつた。所謂二十箇年百萬戸五百萬人移住計畫を内容とする大量且つ計畫的性格を持つ劃時代的な國策である。これよ

り先「滿洲移民計畫大綱」に基き、昭和七年度以降軍部、民間の協力の下に第一次より第五次迄五箇年に亘り行はれた所謂試驗移民の實績により、滿洲開拓は確實に成功し得るとの自信を得、茲に大量送出計畫の斷行となつたのであるが、かくの如く國家の重要方策として移植民事業を取上げたことは本邦の歴史に未だ嘗つてなく、又諸外國の移植民史上にも全く前例のないことで、云はば日本政府の世界宣言たる意義を持つて居る。滿洲開拓の持つ根本的な意義は既に第一次武裝移民實行當時から、明白なことであるが、政府のこの處置は滿洲開拓事業を國家の政策と定むることによつて其の重要性を截然と裏書きし、國民に對しては滿洲開拓事業に對する確固たる認識を改めて要請すると共に、開拓民は國家の使命を遂行するものなりとの榮譽の觀念を抱かしめ、一面滿洲建國に對する日本の斷乎たる決意を世界に向ひ披瀝したものに外ならない。而して右の國策決定と共に具體的に開拓民送出計畫が決定されたがその骨子は所謂百萬戸移住計畫である。

右計畫は單に大體の送出目標を示したものに過ぎないが、百萬戸五百萬人を目安とした計算の基礎は當時より二十箇年内に滿洲國の現在人口は三千萬から五千萬に増加すると推定し、その一割を開拓民とし、これを以つて中核的指導力たらしめる意圖に出たものである。尙この送出計畫と共に開拓民の種別、募集、訓練、銓衡、政府の助成方法、營農計畫、所要資金の調達、償還方法等細目

に亘つて決定され、現在の開拓民計畫の基礎となつた。

### 三、滿洲開拓政策基本要綱と基本方針

右要綱は「臨時滿洲開拓民審議會」の約一箇年に及ぶ慎重稠密なる審議の末昭和十四年十二月決定されたもので、基本要綱は基本方針、基本要領及措置の三章二十六條より成り、其の附屬書並に參考資料と共に滿洲開拓政策全般に亘る方針並に實施要領を規定し、將に滿洲開拓政策に對する定義を下したものである。將來多少の字句の變更等はあるにしても云はば滿洲開拓の憲法とも云ふ可きもので、凡そ滿洲開拓に従事するもの全部に對する燈明臺であり、開拓民配偶者と雖も勿論銘記して然る可きものである。

滿洲開拓政策基本要綱は其の基本方針に於て、左の如く確然と滿洲開拓政策の根本意義を明らかにして居る。

滿洲開拓政策ハ日滿兩國ノ一體的重要國策トシテ東亞新秩序建設ハタメハ道義的大陸政策ハ據點ヲ培養確立スルヲ目的トシ、特ニ日本内地人開拓農民ヲ中核トシテ各種開拓民並ニ原住諸民族等トハ調和ヲ圖リ、日滿不可分關係ハ鞏化、民族協和ハ達成、國防力ハ増強、産業ハ振興ヲ期シ兼テ農村ハ更生發展ニ資スルヲ以テ目的トス。

この基本方針の意圖とするところは概略すれば左の四點に重要な意義を藏して居る。即ち

一、直接の目的としては日本内地人開拓農民を中核として民族協和の達成を圖り、滿洲建國の理想顯現を期すると共に滿洲國の三大國策たる北邊振興計畫、産業開發五箇年計畫、開拓政策を一貫せる關聯の下に置き、軍事、産業、開拓三部門の完遂により滿洲國自體を先づ健全に育成せしめること、即ち日滿一體的な高度國防國家を建設することを目指し

二、かくて日滿不可分を實質的に鞏化し

三、兼ねて日本内地農村の更生發展に資し

四、究極の目標に於て東亞新秩序建設のための大陸政策の據點を確然と打ち樹てることにある。

ここで特に注意すべきことは東亞新秩序建設と滿洲開拓との關係が明瞭に示されたことで、概説的に云へば大陸政策は據點主義で進むが、その據點たる滿洲を培養確立するためには開拓政策を行ふ而して大陸政策は「東亞新秩序を建設するため」のものであるとの意味になる。更に云へば滿洲開拓政策は大陸政策の基であり、東亞新秩序建設の土臺であり、第一段階であると解す可きであらう。

滿洲建國精神の概念の中に包含せられて居る所の道義世界の顯現なる理念は、この基本方針によつて、明白に再確認せられたのである。尙ほこれと共に日本の大陸政策、廣く云へば海外發展政

策が據點主義で進むことになつたことも一躍判然とした。日本の大陸政策は従来主として滿支を對象としたことに相違ないが、政策のやり方に於て全體を相手に民心把握を企つ可きか、強く一つ一つの據點を作つて日本的色彩を濃くしつゝ、力で押して行く可きかの二つの相對立せる意見があつたのであるが、以上の如く據點主義が採上げらるるに至つた。要するに東亞新秩序建設に對して滿洲開拓事業をどう考ふ可きかに付き開拓政策基本要綱は先づ滿洲開拓の着實堅實なる發展が、何よりの根本的な事柄であるとの示唆を與へたと云つて可なりである。

#### 四、滿洲開拓第二期五箇年計畫と基本方針

滿洲開拓政策第二期五箇年計畫は大東亞戰爭勃發後の昭和十六年末制定せられたもので、東亞共榮圈の確立と滿洲開拓政策との關聯は如何であるか、又所謂南方政策によつて滿洲開拓政策は如何なる影響を受くるであらうか等の重要な研究課題を藏して居り、極めて注目す可きところであるが其の基本方針は左の如くである。

滿洲開拓政策第二期五箇年計畫ハ、東亞共榮圈内ニ於ケル大和民族ハ配分布置ハ基本國策ニ照應シ、二十箇年百萬戸計畫ト開拓政策基本要綱ニ則リ、更ニ第一期五箇年計畫ハ實績ニ鑑ミ現下ハ戰時態勢ニ即應シ、日滿兩國一體的ハ重要國策タルハ使命ヲ更ニ昂揚シ、特ニ日本内地人開拓民ヲ中

核トスル民族協和ハ確立達成、東亞防衛ニ於ケル北方據點ハ強化、滿洲農業ハ改良發達及増産促進ニ重點ヲ指向シテ之ガ策定ヲナスモノトス

右によれば滿洲開拓政策は其の重要性を飛躍的に加重し、東亞共榮圈確立の一翼として新たな發展方向を辿るに至つたといふことが出来る。即ち主要なる點は一は東亞共榮圈内に於ける大和民族の配分布置に關する人口政策確立要綱並に國土計畫に照應し、民族發展の據點を北方に置くこととし、この北方據點主義の實現は第一期計畫の實績に鑑み可能であり、又一面現下の戰時態勢に即應し、萬難を排し遂行す可きことであり、況んや百萬戸移住計畫、開拓政策基本要綱の存するに於ては斷行の一途あるのみ等種々の見地から其の實現を滿洲開拓事業によつて求めんとするものであり、一は東亞共榮圈確立の一翼として、滿洲農業の改良發達及増産促進により日滿を通ずる食糧資源確保の目的達成を企圖せんとするものである。而して後者に付ては開拓總局の計畫になる「第十次開拓團建設要領」を契機として従來の建主耕従主義から耕主建従主義への轉換、及び墾文農法からプラウ農法の積極的導入により既に具體化の域に進みつゝあるのである。以上を要約すれば一定量の農業人口の保有が基本國策の見地から絶體に必要であり、日滿を通ずる食糧自給體制の強化が現下の戰時態勢に即應する上に原則的に要請さるる事情にあること等の關係と睨み合せ前述の如き

方針が取らるゝに至つたのであるが、開拓政策基本要綱に於て東亞新秩序建設のため大陸政策の據點を培養確立すると規制した方針は茲に於て一層その意義が擴大され、具體化されたといふことが出来るであらう。即ち基本國策としての大和民族發展の據點を培養確立し、食糧自給體制の楨桿として新たな發展方向に突入したのである。

日滿を通ずる一定量の農業人口確保の必要性と、滿洲開拓政策の踏襲強行に關しては去る第七九議會に於て安倍企畫院次長、秋永同第一部長より左の如く闡明せられ、このことは同時に所謂南方問題との睨み合せの下に於ける滿洲開拓の重要性を示唆して居るので左に掲出する。

一、農村人口を日本全人口の四十パーセント程度に維持するといふ政策の方針の基礎は何であるかと云ふと、最近數年間の大和民族の職業配分を見るに逐次工業方面に移動しつゝあり、その速度は支那事變以來非常に急に増加して居る。而して昨年の總人口に對する農村人口の比率が四十パーセントであつたので少く共昨年程度の現状を維持することで満足すべきではないかと考へてゐる。しかし農業人口を四十パーセントに確保しながら農村を健全に維持するため内地だけでは四十パーセントの農村人口を維持することは困難である。しかも食糧は確保しなければならぬといふ見地から内地の農村人口の一部を大陸、特に滿洲に移住すべきではないかといふので滿洲農

業開拓民といふものが國策として年々強行せられてゐるわけである。

二、民族を地理學的に調査研究した結果によれば、民族の素質は熱帶地に於ける長期間の生活により寧ろ低下するとの結論に達した。よつて日本人の大量進出は國防的の見地からしても、その素質保存の觀點からしても寧ろ滿洲への進出を繼續せしむべく滿洲開拓民の計畫遂行は南方地域に對する我が努力の浸透もさることながら依然堅持せらるべきことに決定した。(下略)

以上要約すれば左の如き必要により第二期計畫の方針が策定されたのである。

- 一、滿洲國に於ける民族協和の達成上不可欠の要件であること
- 二、大東亞戰爭の進展に伴ひ、北方防衛の強化が一段と要請さるるに至つたこと
- 三、民族資源の培養基地として滿洲國が最適であること
- 四、日滿を通じて農村人口の確保が重要であること
- 五、日滿を通ずる食糧増産の必要なること

##### 五、結論

以上主として沿革的に滿洲開拓の重要性を述べたが、其の根底に持つ意義、特に東亞共榮圈確立のための民族資源の確保、食糧自給確保の最大の關鍵として、滿洲開拓事業は寔に雄渾にして崇高

なる意義を有し、これが完全な遂行は東亞共榮圈確立そのものに至大な影響を有することでもある  
 満洲開拓民の使命又重大であり、この聖業に参加する榮譽亦大なりと云はねばならぬ。

### 第二節 第一期計畫の実績と將來性

満洲開拓事業の崇高遠大な意義は概ね前述の如くであるとして、さて其の將來性は果してどうであらうか。このことに關しては先づ第一に、(一)開拓行政機構の整備、(二)開拓關係法規の制定、(三)ブラウ農法の積極的導入等を主たる要因とし満洲開拓が今や確固不動、盤石の基礎の上に立つに至つた事實と、第二に満洲開拓十箇年の実績の二點に照らし考察すると極めて明白であるが結論的に云へば満洲開拓は東亞新秩序建設の據點培養體として、又日滿を通ずる食糧増産の一翼として其の將來性は全く明朗な希望に満たされ「東亞新秩序の建設は先づ満洲開拓から」の感を、深くする次第である。況して約八萬の開拓民によつて達成せられつゝある民族協和、日滿不可分關係の鞏化等直接數字に現はれない形而下の部面を考慮に入れるならば蓋し過去の実績は燦たる功績に輝き、其の將來の見透しは誠に洋々として氣強い次第といふも過言ではあるまい。

先づ過去十箇年に於ける実績を知るために、昭和七年以降に於て入植戸數、作付面積主要生産額は如何に飛躍したかを検討すると左の如くである。

#### (イ) 作付面積

左表に示す如く集團開拓團の作付面積は年々飛躍的に増加し昭和十五年度末に於て七三、九八六町歩に達し、初年度の四三三町歩に對し僅々八ヶ年に實に百七十倍に達したのである。

年次	作付面積		第一年ヲ一〇〇トスル指數
	水田	畑	
昭和八年	町	四三三	一〇〇
同 九年	一	四六四	一〇七
同 十年	一七六	一、八二九	四六三
同 十一年	四七八	二、九六八	七九六
同 十二年	一、〇三一	五、八六七	一、五九三
同 十三年	二、三八二	一六、四八三	四、三五七
同 十四年	五、九四五	三一、九三八	八、七四九
同 十五年	一三、〇六三	六〇、九二三	一七、〇八七

(ロ) 一戸當り作付面積

作付總面積の増大と共に一戸當り作付面積は次表の如く増大したことは注目し値する。上記の如く作付面積が百七十倍に達したのは實に一戸當り作付面積の増加に基因すること、開拓民の旺盛なる開拓精神の發露たるを雄辯に物語るものである。

昭和八年平均	〇、八八	昭和十二年平均	二、九八
同	〇、七一	同 十五年同	二、五八
同	二、二二	同 十四年同	二、九〇
同	二、四九	同 十五年同	四、〇五

(ハ) 主要作物生産額

作付面積の飛躍的増加と比例して集團開拓地に於ける水稻その他主要作物生産額の發展は左表に示す如く、夫々その躍進的記録が明瞭に看取出來る。特に燕麥、大豆、小麥に於て顯著であり、水稻に於ても昭和十年に比し、昭和十五年度は約六十倍の増大となつて居る。

集團開拓地主要作物生産額増大指數

年次	水稻	大豆	小麥	燕麥	粟	玉蜀黍
昭和八年	1	100	100	1	1	1
九年	1	492	865	1	100	100
十年	100	1,412	2,917	100	659	553
十一年	252	3,177	6,411	5,683	1,139	1,283
十二年	449	6,010	10,149	15,714	1,651	1,921
十三年	1,236	19,528	16,713	25,855	5,045	3,909
十四年	3,542	38,170	36,399	56,720	10,951	15,974
十五年	7,427	70,333	64,579	106,202	34,000	62,938

(ニ) 開拓民入植戸數並に人口累加狀況

昭和十六年十月現在に於ける集團並に集合開拓民の入植戸數は左表に示す如く約三萬一千戸、其の人口總數は六萬九千名であり、戸數は十年間に於て約八〇倍弱の累増狀況であり、人口に於ては昭和七年に較べ實に一四六倍の増加を示し心強い足取りを辿つて居る。

開拓民入植現況並人口累計増加状況

平 次	總人口	集 團		集 合		昭和七年ヲ一〇〇ト セル各年次總人口
		人 口	戸 數	人 口	戸 數	
昭和七年	四七一	四七一	四七一	—	—	一〇〇
〃 八年	八二〇	七九二	七九二	二八	—	一七四
〃 九年	一、四一四	一、一六一	九二六	二五三	九〇	三〇〇
〃 十年	二、四六四	二、〇八六	一、四〇四	三七八	一一六	五二三
〃 十一年	四、九四九	三、七八八	二、三八一	一、一六一	三三三	一、〇五〇
〃 十二年	六、六一二	五、一七二	三、二七七	一、四四〇	六一九	一、四〇四
〃 十三年	一四、三六三	一一、二一六	九、三三三	三、一四七	八三八	三、〇四九
〃 十四年	三、四三九	二四、八三五	一六、七六九	五、六〇四	—	六、四六二
〃 十五年	四九、八〇七	四〇、一三五	二四、一三三	九、六七二	—	一〇、五七五
〃 十六年	六九、一三二	五六、五六五	二六、九七六	一二、四六七	—	一四、六七八

備考

一、本調査期日ハ各年次共四月末現在、但シ第八次乃至第十一次集團開拓團及第二次集合開拓團ハ各年度末送出數(昭和十六年は九月三十日現在)

- 二、開原城子河ハ第十次集團、鶏西城子河ハ集合開拓民中ニ含ム
- 三、集團中ニハ義勇隊開拓團ヲ含マズ

既往の實積既に斯くの如くであり、しかも第二期計畫の大量性に即應し開拓民入植戸數は著しく増加し、その結果は勞力の充實となり一方プラウ農法の浸透普及になる技術の改良向上と相俟ち、單位面積當收量の増大は必至であるから滿洲開拓事業の食糧増産に寄與する範圍は蓋し莫大なものある可きは想像に難くない。

即ち十年後の昭和二十六年を考へて見ると、一戸當耕作面積は恐らく現在の約二倍の八町步程度に到達するであらう。開拓民の戸數は約六十萬戸を算するであらう。然りとすれば其の作付總面積は四百八十萬町步であり、而して一陌當り收量はプラウ農法の普及に依り一五町程度に向上すること確實と見られるから其の生産總數量は六百二十萬噸が豫想される。假りに作付總面積の増大に付き種々のハンデキヤツプを豫想し四百萬町步に概算しても其の生産總量は六百萬噸に上る。而して現在滿洲全體の作付面積は一千九百萬町步、原住民も年に三、四十萬町步の新規開墾を行ふので、開拓地の作付總面積は約二千六百萬町步、我國耕地總面積の四倍以上に發展し、其の農産物生産總數量は約四千萬噸に達するわけである。



かくて従來の如く我國民食糧の給源を、タイ、佛印、ビルマ等遠隔遠洋の地に置くの不安は完全に一掃されるのであり、國防の見地からも滿洲に對する期待は益々大きいと云はざるを得ない。

次に第一期五箇年計畫實施期間に於て滿洲開拓事業を推進する大動脈たる行政的、法的整備は一切完了し、一面プラウ農法の積極的導入と相俟ち、昭和十七年度を楔機として第二期計畫時代は云はば盤石の基礎の上に立ち滿洲開拓大進軍時代に突入したと云ふことが出来るであらう。その概要は左の通りである。

(イ)開拓行政機構の整備

日本内地に於ける開拓行政機構は、中央機關たる拓務省は昭和十五年十一月拓務省官制の改正により、地方機構は昭和十五年度に於ける廳府縣臨時職員設置制の改正により夫々整備擴充せられ、滿洲國に於ては昭和十四年拓政司を改組擴大して現在の開拓總局を設置し、地方機構も主要省に開拓廳、縣に開拓科、開拓股を置く等開拓事業の助成指導は一段と強化されつゝある。又昭和十五年日滿兩國政府協議の上新京に滿洲開拓青年義勇隊訓練本部設置せられ、義勇隊訓練の一貫的指導統轄に當ることになつた。又滿洲拓植委員會は昭和十二年締結の日滿兩國の條約により設置せられ、右委員會の常務處理のため滿洲拓植委員會事務局が設置されて居る。

開拓關係機關として滿洲拓植公社、移植民團體として内地に滿洲移住協會設置されること周知の通りであるが、昭和十五年度には滿洲開拓協力協議會設置され、全國十九の民間團體を包轄し、各國體夫々の分野に於て滿洲開拓の完遂に協力することになつて居る。

(ロ)開拓關係法規の制定

昭和十四年開拓政策基本要綱の決定と前後して開拓團法、協同組合法が制定され、昭和十六年末には劃期的な開拓農場法の制定を見、世間で云ふ滿洲開拓三大立法の完成となつた。

開拓團法は開拓團の性格、管理、團員の地位、開拓團の財務、開拓團に對する監督等を規定したもので、其の二條に於て「開拓團ハ法人トス」と定められ、第十一條ニ於テ「街制及村制ハ開拓團及其ノ團員ニ適用セス」とある。これを開拓農民の立場からすれば開拓團たる期間中は滿洲國の行政機構の中にはいらす、街村制の適用を受けないので街村税、内地の戸數割、地租等の徴收を受けないのであり、このことは開拓民に對する法律的の保護を意味するものである。又團員の地位も例へば團長が團員に對し退團の處分を爲さんとする時は産業部大臣の認可を要すると規定せる如きも同一趣旨のものである。

協同組合法は昭和十五年六月公布されたもので「開拓團廢止後ニ於ケル開拓地ノ産業經濟ノ發達

ヲ圖リ、開拓民ノ福利ヲ増進シ國家經濟ノ發展ニ資セシムル」を目的とするのである。内地の産業組合的性格を持ち、金融、物資の購入、販賣は勿論、苟も開拓民の福利増進に關係深い事業は全部之を行ひ、結局に於て理想農村の創設を使命としてゐる。

開拓農場法は昭和十六年十一月公布され、昭和十七年四月一日より施行さるるもので、基本要綱に於て大綱を定められた開拓地に於ける土地制度の法文化である。開拓農場法の要旨は開拓農民の生活母體たる世帯を以て「開拓農家」とし、これに法人格を認め、農業經營に必要な適正規模面積の「開拓農場」を保有せしむると共に自家經營耕作を義務付けんとするものである。而して開拓農場は、農場、家屋、附屬建物等を包含し、所有權は認めつゝ自由な賣買、質權、抵當權の設定を制限し、世襲家産的に家長より家長に永久に繼承さるる、従つて開拓農民は一度び入植すれば一定年限内に法律によつて開拓農場を取得し、滿洲國家の土地臺帳に登録せられ、自家勞力により耕作を續ける限り子々孫々に至る迄一定規模の開拓農場が傳はるのであり、從來の如く開拓團が滿洲國より一定面積の土地の讓渡を受け、これを團員に分讓する行き方と根本的に違ふのである。要するに右開拓農場法は理想的な農村社會の建設を究極の目的として居り、其の要素は、(一)日本古來の諄風美俗たる家族制度を取入れた嚴正な農村協同體の確立、(二)家産の永代世襲、(三)勤勞開拓主義に

在るといふことが出來やう。開拓農民に取つては最も根本的な土地所有が法律によつて確認せられ開拓團法、協同組合法と相俟ち茲に始めて確固たる基礎の上に立ち理想農村の建設に邁進し得る境地に立到つた。内地農村と較ぶれば正に革新的な制度であり、滿洲開拓政策の目指す大和民族發展の據點化はかくして始めて可能となるのであるが、一面日露戰爭後に於ける南滿を中心とする所謂百萬人移住政策が土地取得の困難を主たる原因として豫期通りの成績を擧げ得なかつた事實に較べこれは將に隔世の感轉た切なるものあるを思はせる次第である。

(註) 別記「開拓農場法」参照)

(ハ) プラウ農法

開拓民の使命は確固たる營農形態を樹立するに在り、過去十年の開拓地の努力は、一にこの點に懸つてゐたと稱するも過言でない。特に東亞共榮圈建設のため滿洲開拓事業は開拓増産一元化の見地から其の生産性の昂揚を要請せられつゝある際それは焦眉の急務であるが、由來大陸に於ける農業經營は如何にして自家勞力を以て十町歩を完全に耕作するか、在來農法に依る限り絶體必要とされる除草期に於ける雇傭勞力の問題を如何に解決するかは、滿洲開拓農家の生成發展に關する本質的な問題、開拓農家の生成發展に關關する問題として日滿開拓關係者間に眞剣に論究されたところ

であつた。

茲に於て開拓總局及滿拓公社ではブラウ農法の導入を企圖し、康徳六年度より試験的に北海道から十戸の指導實驗農家を入植せしめ、之れに實驗農家を配して開拓農業實驗場を組織し、ブラウ農法による營農を實施したのであるが、七年十二月末日に於ける實驗農業戸數並經營形態は概ね左の通りである。開拓農業實驗場の組織は一名の指導實驗農家を中心に十數戸の實驗農家を配して一實驗場を形成し、其の目的は十町歩乃至十五町歩を耕作するに止まらず進んで合理的な有畜農業を完成し、食糧、飼料、肥料、燃料等の大部分を自給し得る農業經營を築き上げるに在る。

各實驗場所在地經營形態及入植戸數一覽表（康徳七年十二月末日） 開拓總局調査

省名	縣名	開拓團又は地名區名	標準經營面積	經營形態	計畫戸數	既入植戸數
三江	樺川	第一次 彌榮	畑一〇町	主畜農業	一	一
三江	鶴立	第六次 熊本	水田四町 畑二町 水田を主體とせる穀菽農業		一	一
東安	密山	第四次 哈達河	哨一〇町	混同農業	一	一
牡丹口	寧安	第八次 樺林	畑一二町	同	一	一
吉林	舒蘭	集安 水柳	畑一〇町	同	一	一

省名	縣名	開拓團又は地名區名	標準經營面積	經營形態	計畫戸數	既入植戸數
濱江	哈爾濱市	訓練所	畑一〇町	同	一	三
北安	通北	通北	畑一二町	同	一	一
北安	綏化	第七次 王榮廟	畑一〇町	同	一	一
龍江	訥河	第七次 北學區	畑一五町	同	一	一
龍江	甘肅	第八次 阿倫河	畑一五町	主畜農業	一	一
計		十箇所		同	一〇	六一

而してこのブラウ農法の採用の結果、どの程度に耕作が可能であるか、勞力の節減度はどうであるかは下述の通りであるが、結論すれば北海道と滿洲との地域的差異、各開拓團の立地條件による局地的差異等のため開拓地全體としては未だ試験時代であり、技術的に尙研究の餘地ありとされて居ることは事實であるが、又一面在來農法から脱却し、大陸に即應する開拓新農法がほぼ確立されるに至つたことも又事實である。かくて開拓民多年の要望たる自家勞力による十町歩耕作その他の重要問題は今正に解決の曙光に明るく前途多幸なりと云ふ可く、滿洲開拓生産性の昂揚も亦間近に求め得られることになつたと云ふ可きであらう。

(1) 耕作面積の増大

開拓總局調査による右開拓實驗農場の康德七年度の實績概要は、同年は平均に於て自家勞力により一戸當り六町二反歩を耕作して居る。入植初年度の成績としては好成績であり、特に十町歩前後の土地を自家勞力を以て耕作し得る自信を得たことほ大きな收穫であらう。又昭和十六年度の農耕實績に徴すれば、第一次乃至第五次開拓團の一戸當平均作付面積は六一二〇町歩、第六次四、八町歩、第七次三、九町歩、第八次三、八町歩、第九次三町歩、第十次一、三町部であるから相當能率的であるといふことが出来るであらう。

康德七年度實驗農場耕作一覽表

(康德八年開拓總局「開拓農業實驗農場實績概要」ニヨル)

實驗場名	戸入數	耕作面積		一戸當り耕作面積	總收穫	反當收入	一戸當收入
		水田	畑				
熊本	七	六町三反	一七町六反	町四	三、一八九、二六	圓一三五八	圓四三五、六一
彌榮	一	〇	〇	〇	一、四四三、八三	圓一六、二八	圓一、四四三、八三
哈達河	二	〇	〇	五、五三	一三、二六六、二五	圓二一、八三	圓一、一〇六、〇三
樺林	三	〇	〇	五、一八	二二、一八五、二〇	圓一九、六三	圓一、〇一五、四三
水田柳	一八	〇	一五四、〇六	八、五六	二五、九五八、八三	圓二五、三四	圓一、九九七、七一

計	哈爾濱	王榮廟	通北	北學田	阿倫同
計	四	一	五	六	六
	〇	〇	〇	〇	〇
	三、二四三	一〇、〇〇〇	四、一三三	三〇、〇〇〇	三三、〇〇〇
	八、二六	一〇、四〇〇	八、二四	三、九八	六、三三
	三、七五五、五〇	二、四一九、四七	一〇、四四三、四五	八、三九五、九五	一、九九〇、八八
	圓一一、一七	圓三、二六	圓二五、〇九	圓二七、九五	圓八、三三
	圓九三、六五	圓二、四一九、四七	圓二、〇六八、六九	圓一、三九七、六三	圓三三、二八一

(2) 雇傭勞力との關係

雇傭勞力との關係に付ては左記の第七次北學田の實例を見ることとする、

(イ) 入植後に於ける營農動向 入植初年度(康德五年)は先遣隊卅四名中農耕班十二名で作付面積普通作十二町三反、蔬菜四町三反であつた。第二年度は入植人員、役畜の充實により左の如く四〇〇町歩に増加した。

作物名	作付面積	收穫面積	收穫分反當收量
大豆	四八、八町	二四、〇町	〇、〇五
小豆	二、〇	一、〇	〇、〇四

計	同	蔬	青	包	粟	高	其	麻	煙	ル	馬	蕎	燕	大	小
	(秋)	菜	刈	米	梁		他		草	ー	鈴	麥	麥	麥	麥
			麥				類			ン	薯				
四〇〇、八	九、三	一、〇	四〇、〇	五、〇	三二、〇	一六、五	〇、五	〇、四	〇、二	一、〇	八、八	一、〇	四二、六	二〇、〇	一四〇、〇
三三八、六	二一、三	四〇、〇	五、〇	二〇、〇	一〇、〇	〇、五	〇、二	八、八	五、〇	四二、六	二〇、〇	一四〇、〇			
		一、五	〇、四	〇、四	〇、五	〇、六	一、七	〇、三	〇、六	〇、六	〇、六	〇、五			

同年度に於ける勞力配置及成績は左の通りであつた。

住永	住吉	北進	開玉	福榮	部落別	配置人員	農耕人員	役馬	農耕面積	從事人員	役馬一頭當	滿牛
(一六)	四二	四二	四一	三八								
	二八	二四	三〇	二六								
	七	八	七	八								
	九、八	九、八	九、八	九、八								
	三、五六	四、一二	三、三二	三、八三								
	一一、五	一四、三	一一、五	一四、三								
	一〇	八	一〇	九								

即以上に見る如く作付面積は増加したが、收穫の手廻らず雜草の繁茂に任せ收穫を放棄した面積は約五十町歩に達し、收穫したのも草刈遅れ等のため半作に達しない不況で、品質も洵に惨めであつた。即ち除草と特に雇傭勞力に對する勞賃は左の如く、約一萬圓に及ぶものであつた。

康徳六年雇傭勞力表

雇傭人員	區別	月別	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	計
			三二	三二	一五九	三七八	一、〇三三	六三二	三三四	四六七	三、一四五

役畜	労働月単價		冬期	三頭	一頭	三頭	一頭	三頭	一頭	三頭	一頭	三頭
	一、七〇	二、三〇										
畜力單價	一、七〇	二、三〇	一、七〇	二、三〇	一、七〇	二、三〇	一、七〇	二、三〇	一、七〇	二、三〇	一、七〇	二、三〇
支出賃銀概算	一、七〇	二、三〇	一、七〇	二、三〇	一、七〇	二、三〇	一、七〇	二、三〇	一、七〇	二、三〇	一、七〇	二、三〇

即ち農耕雇傭勞力は延人員三千餘名であり、之れを收穫面積に對比すると町當り十人以上であつた。

(ロ) 康徳七年度実績

康徳七年度に於ける入植人員は二〇〇戸集團に對し一七六戸であつた。この間一二四戸が實際の農耕に従事し、婦人勞力六六名が參加した。

又同年使用した農具及役畜は左の通りであつた。

- 〔農具〕 (一) プラウ、(二) 方形ハロウ、(三) 作條器、(四) 除草ハロー、(五) 單畦カルチベーター
- (六) 三畦カルチベーター、(七) 培土器、(八) 豆蒔器
- その他馬具、索具、除草ホー等北海道既製品

〔役畜〕 滿馬の使役は排除し、日本馬一組平均(一組は五内外)三、四頭であつた。而して總作付反別は五四二、五陌で普通作五〇一陌、蔬菜四一陌であつた。然しプラウ操作は始めての試みであり、農具も不十分であり、従つて農作業過程に於て基本的なプラウ農法の正攻法は實施出來ず、いはばプラウ農法の一變型式の實施であり、單に平畦式と稱すが妥當らしいが、成績は左の如く良好で、特に除草に於て機械除草の功果と婦人勞力參加のため在來式に比して著しい勞力の節減を見た。

收穫実績

作物名	作付面積	〇、一陌當收量	全收量
小麦	一四六、一	〇、六〇	七八七石
大麦	八〇、六	一、〇〇	八〇六
燕麥	六二、〇	一、二〇	七四四
大豆	八八、八	〇、五〇	四四四
粟	五五、三	〇、六〇	三三二
蔬菜	四一、〇	平均 七〇〇	二八七、〇〇〇

高粱	一四、二
包米	一六、〇
馬鈴薯	一七、四
煙草	一一、二
其他	九、九
高粱	〇、六〇
包米	〇、七〇
馬鈴薯	一、二〇〇
煙草	一五〇貫
其他	
高粱	八五
包米	一一二
馬鈴薯	二〇八、八〇〇
煙草	一六、八〇〇貫
其他	

これ等各作の収量を金額計算すると、約九萬六千七百圓であつた。

### 所要勞力概算 (普通作五〇一五陌に對し)

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
自給	一、三四〇	二、五三四	二、三二八	二、六五六	二、〇七〇	二、七六三	二、六三三	一、二〇八	一、二〇〇	一九、三四〇
雇傭	—	—	—	—	五〇〇	九〇〇	五三〇	—	—	二、〇〇〇
計	一、三四〇	二、五三四	二、三二八	二、六五六	二、五七〇	三、七六三	三、一六三	一、二〇八	一、二〇〇	二一、三四〇

即ち右表で明らか如く、雇傭勞力を必要としたのは八、九、十の三ヶ月であり、所要總勞力に對する雇傭勞力の割合は九、%四に過ぎず、且つ收穫面に對する前年度の町當り雇傭勞力が十人以

上であつたのに較べ同年は約三、七人位に減じた。勞賃に至つては前年度の四〇〇町歩に對する一萬圓に對し約三割増加せる五四〇陌に對し五千圓に減じたのである。

## 第二章 滿洲開拓民送出計畫と送出狀況

### 第一節 滿洲開拓民送出計畫概要

滿洲開拓事業は昭和七年より實施され、昭和十年度迄に入植した約千八百戸の先驅開拓民の實績に鑑み、日滿兩國政府は昭和十一年二十箇年百萬戸計畫を樹立し、昭和十二年度から實施した。昭和十三年滿蒙開拓青少年義勇軍制度の實施により、所謂青年開拓民の大量送出の契機となつた。而して支那事變の進展に伴ひ滿洲開拓政策は愈々其の重要性を加重したので日滿兩國政府は、開拓政策の徹底的再検討を行ひ、同年十二月滿洲開拓政策基本要綱を決定し、爾來滿洲開拓政策は總て本要綱を基準として施策され來つて居る。

#### 一、二十箇年百萬戸計畫

昭和十二年より昭和卅一年度に至る二十箇年を左の如く分ち各種開拓民合計百萬戸、五百萬人を送出せんとするものである。

第一期	自昭和十二年 至昭和十六年	十萬戸
第二期	自昭和十七年 至昭和廿一年	廿萬戸
第三期	自昭和廿二年 至昭和廿六年	卅萬戸
第四期	自昭和廿七年 至昭和卅一年	四十萬戸

## 二、開拓民の名稱と種別

基本要綱の制定と共に開拓民の名稱は概ね左の如く一定されるに至つた。

新名稱	舊名稱
開拓民	移民
開拓農民	農業移民
開拓團	移民團
開拓地	移住地

かゝる改稱の理由は從來使用されて居た「移民」といふ名稱は出稼的移住者を直感させ、幾分輕侮の念が伴ふので滿洲開拓民の性格を表現する言葉として適當でないためである。然し從來の「移民」といふ觀念では到底割切れない崇高な使命遂行者との積極的理由も含まれて居る。即ち東亞新秩序建設なる國策を完遂する「榮譽ある者」との觀念を強調したものと解す可きであらう。従つて開拓民配偶者も同時にこの榮譽ある使命を遂行する女性と解するが妥當である。かゝる觀念は盟邦ドイツの世襲農地法に於て「農民たり得る者はドイツ國民にして且人格ある者に限る」と規定せると一脈相通するところである。尙拓士、開拓士なる稱呼は普遍的に使用されて居るが、正式の稱呼としては上述の通りである。

開拓民の種別は昭和十二年國策決定當時は甲種移民と乙種移民に區分されて居た。甲種移民は所謂官行移民で政府の直接行ふもの、乙種移民は主として民間により行はるる所謂自由移民を指して居た。即ち入植形態や經營態様に關係なく其の性質上の區分に據つたものであつたが、基本要綱制定と共に日本内地人開拓民の種別は左の四種に別分された。

### (一) 開拓農民

### (二) 半農的開拓民(林業、牧畜、漁業等)



(三) 商工鑛その他の開拓民

(四) 開拓青年義勇隊(渡滿後は滿洲開拓青年義勇隊)

而して入植形態は集團、集合、分散の三形態に分れる。種別別開拓民の概要左の通り

(イ) 開拓農民は二〇〇戸乃至三〇〇戸を以て一團を形成する。而して大陸歸農開拓民並に農工開拓民は分類上開拓農民に屬する。大陸歸農開拓民は産業再編成に伴ふ主として中小工業者の大陸進出であり、昭和十五年より實施された。農工開拓民は昭和十四年度以降募集中のもので、送別の形態は分散開拓民に準ずるが、區分上は商、工、鑛その他の開拓民でなく開拓農民である。

(ロ) 半農的開拓民中には林業、煙草、牧畜、漁業、蔬菜開拓民等がある。これは經營形態が半ば農業であり、半ば漁業であるとかの意味から出發して居る。

(ハ) 商工鑛その他の開拓民は康德四年に募集された鶴立崗炭鑛、域子河徒弟、哈達河徒弟鞍山少年工、新瀉縣商工移民等がその淵源であるが、現在は中絶になつて居る。

この分類に屬するものに中小工業の大陸移駐がある。これは昭和十四年度以降産業再編成の一環として實施されたもので、開拓民中農業を行はない唯一のものである。

(ニ) 滿蒙開拓青少年義勇軍(別記)

### 三、開拓民に對する指導及助成

滿洲開拓民が所謂經濟移民として成立する要因は種々擧げることが出来るが、開拓農場法制定により土地取得關係が確立したことに共に、政府の指導及助成は開拓團の經營基礎確立を助長すると共に開拓民の私生活上に於ける獨立自營をも助長するのである。女性に取つては開拓地の暮しが成立つ一つの要素がここに在ると考ふ可きであらう。

指導及助成の内容は左の通りである。

#### (イ) 指導員設置

集團開拓團では團長、農事(三〇〇戸集團では二名とし内一名は三ヶ年配屬)畜産、經理、警備及保健(醫師)の六名乃至七名の指導員が配屬され、集合開拓團では團長及び保健指導員(六集合開拓團一名の割合)が配屬される。

#### (ロ) 補助金

各種開拓民に對する一戸當り補助金は左の通りであるが、家族渡航費は大人八〇圓、子供四〇圓の割合となつて居る。

開拓民一戸當補助金内容 (集團並集合)

補 助 費	集 團 開 拓 民		
	(三〇〇戸ノ場合)	(二〇〇戸ノ場合)	集 合 開 拓 民 (五〇戸ノ場合)
(イ) 個別補助	一、四一一、八四	一、五七〇、七八	一、二六四、三〇
渡航費補助 (本人及家族二人分)	九七〇、〇〇	九七〇、〇〇	八七〇、〇〇
個人施設補助	二四〇、〇〇	二四〇、〇〇	二四〇、〇〇
(ロ) 共同補助	七三〇、〇〇	七三〇、〇〇	六三〇、〇〇
團體部補助	一八五、四二	二四一、一五	一五四、〇〇
共同産業施設補助	三〇、五二	四一、八〇	三八、六〇
醫療施設補助	六四、一七	八三、七五	六五、〇〇
地區内道路費補助	六一、一三	八五、二〇	二六、四〇
電話架設費補助	二五、六〇	二六、四〇	二四、〇〇
(ハ) 滿洲國內ニ於ケル施設補助	四〇〇	四、〇〇	二四〇、三〇
	二五六、四二	三五九、六三	

分散開拓民 補助金 六〇〇圓〇〇 (内譯 渡航費二〇〇、〇〇 個別補助四〇〇、〇〇)

尙工業開拓民等特殊なもので、工場移駐を必要とするものに就ては渡航費の外二、〇〇〇圓程度の作業施設移轉費補助がある。

(ハ) 滿洲開拓植公社の助成

日滿兩國政府の補助金の外營農に必要な資金の融通は滿洲拓植公社を通じ行はれるが、所要資金は固定資金及び流通資金で開拓民一戸當貸付金標準額は左の通りである。

種 別	固 定 資 金	流 通 資 金	計
集團開拓民	二〇〇戸ノ場合 三、六一六圓 三〇〇戸ノ場合 三、四七四	二、四二二圓 二、二九二	六、〇三八圓 五、七六六
集合開拓民	三、三八三	三、二四九	六、六三二
分散開拓民	三、一八〇	四、四六〇	七、六四〇

滿洲拓植公社融通金の貸付利率は年四分五厘で、固定資金は五箇年据置二十五箇年、又流通資金は五箇年据置十箇年均等年賦により償還することになつて居る。

第二節 滿洲開拓民送出狀況

(一) 集團開拓民

集團開拓民は昭和七年の所謂第一回試験移民（第一次彌榮開拓團）約五〇〇戸の送出に初まり、昭和十七年度は第十一次開拓團を送出するに至り、その集團數は別掲の如く大陸歸農開拓團を含め一九六團に達して居る。尙この外昭和十六年度に移行した義勇隊開拓團六七あり、これ等集團開拓團の編成は其の送出母體は第六次までは府縣聯合又は縣單位であり、第七次以降は長野縣大日向村の分村形態、山形縣庄内村の分郷形態のもの現はれ、第九次以降は分村並に分郷形態のものが過半を占めるに至り、今後はこの形態に依る送出方法が大量送出を可能ならしむる點に於て又内地農村の再編成上最も合理的なる點に於て、専ら實行されるに至るであらう。編成狀況並年次別送出數は左の通りである。

集團開拓團編成表（昭和一六、一一、三〇現在）

年次別	形態別		縣聯合	縣單位	郷單位	市町村單位	計	備考
	第一次—第四次	第五次—第七次						
第一次—第四次	五	三	七	一	一	一	五	
第五次	三	七	一	一	一	一	四	
第六次	七	七	一	一	一	一	一九	
第七次	七	七	一	一	一	一	四	
計	五	三	七	一	一	一	五	

年次別	形態別	縣聯合	縣單位	郷單位	市町村單位	計	備考
第一次—第四次	八	三〇	一五	九	八	四〇	大陸歸農五集團ヲ含ム
第五次	九	八	二	七	一〇	六二	
第六次	十	六	一	三	一	四四	
計	計	三〇	一五	九	八	四〇	

集團開拓農民年次別送出數調（昭和一六、一一、三〇現在）

年次	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	計
第一次	四九三										四九三
第二次		四九四									四九四
第三次			二九八								二九八
第四次				三〇〇							三〇〇
第五次					一〇〇〇						一〇〇〇
第六次						一、一五九					一、一五九
第七次							八〇七				八〇七
第八次								一、三〇〇			一、三〇〇
計	四九三	四九四	二九八	三〇〇	一〇〇〇	一、一五九	八〇七	一、三〇〇			七、三三三

第九次	第十次	第十一次	計
493	494	296	493
500	1,000	5,147	500
5,147	5,700	7,701	5,147
7,701	7,701	7,092	7,701
7,092	1,946	4,146	7,092
1,946	4,146	303	1,946
303	4,449	2,284	303
2,284	2,284	188	2,284
188	2,472	295	188
295	2,767	295	295

備考 Δ印ハ大陸歸農開拓民ヲ示ス

(二) 大陸歸農開拓民

昭和十六年度に於ける大陸歸農開拓團の編成状況は左の通りである。

府縣別	區分	省縣名	戶數	地區	備考
山梨	東山梨郡横山町、勝沼町、日下部町	龍江省兆南縣	300	二昭	米穀業者中心
大阪	府下佛立講信者	興安省布特哈旗	300	沙里溝子	法華經信者
同	府下一圓	同阿榮旗	200	上興發	
兵庫	神戸市	吉林省敦化縣	200	東黃泥河	
長野	南佐久郡小諸町	縣奉天省康平縣	200	康平南部	

(三) 集合開拓民、分散、商工鑛その他

昭和十六年十一月末現在に於ける入植状況は左の通りであるが、集合開拓民の制度は昭和十五年より實施され、第一次團集合は團數六〇、第二次集合は團數四五に及んで居る。

分散開拓民は昭和十六年三月末現在に於て農耕開拓民四四組合一、四七八戶、林業開拓民五組合四八四戶、煙草開拓民六組合一五二戶、實驗農家六組合七七戶、緣故開拓民五二〇戶、徒弟移民二四五人に及んで居る。

商工鑛其の他の開拓民として目下實施されつゝあるものは中小工業の移駐で、昭和十四年以來四〇工場を移駐した。主なる業種は自動車修理、工作機械農場等の外特に昨年度から農機具工場に重點を置き開拓地營農の進展に寄與せしむることになつた。

集合、分散、商工鑛其他開拓團年次別送出數調(昭和一六、一一、三〇現在)

區別	年次	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度	計
第一次集合					二、六一五		二、六一五
第二次集合					五四〇	五六〇	五六〇
分散開拓農民		一、〇九三	九〇三	六八九	二五〇	四五	三、四七五
商工鑛其他					二五〇	四五	二九五

(四) 滿蒙開拓青少年義勇軍

昭和十三年義勇軍制度創始以來昭和十六年十月迄の義勇軍送出実績は次の通りである、

青年義勇隊渡滿人員調(昭和一六、一〇、八現在)

年次	人員
昭和十三年度	二〇、一四九
同十四年度	一〇、八一八
同十五年度	九、二四二
同十六年要	一一、六四四
計	五一、八五三

### 第三章 開拓團の概況

#### 第一節 入植地

開拓民は全滿に廣範圍に分布入植し民族協和の中核分子たらしめんとするを目的とせること基本要綱に示す通りであるが、現在集團開拓團は土地整備關係、農業立地條件、國防的見地から主として北滿各地に入植し、集團開拓團は南、北滿に入植して居る。各省別の入植状況は左の通り、

開拓團省別分布状態(昭和一六、一二月調)

省別	種別	集團開拓團	義勇隊開拓團	第一次集合開拓團	計
三	江省	三六	四	四	四四
北	安省	四五	二三	三	六八
東	安省	二三	七	三	三三
牡	丹江省	一四	五	六	二五
吉	林省	一二	八	八	三八
濱	江省	二六	八	七	四一
龍	江省	二四	二	三	三九
興	安東省	九	一	一	一〇
奉	天省	五	一	四	九
間	島省	二	一	五	七

計	新 京 特 別 市	通 化 省	安 東 省	黑 河 省	錦 州 省
一九六					
六七					
六〇	三	一	二	二	一
三二三	三	一	二	二	一

第二節 開拓團の性格と建設過程

開拓團は法律上は滿洲國勅令「開拓團法」による特殊法人である。村の觀念から云へば農村協同體たる村を作り上げる迄の過渡的團體である。開拓政策基本要綱附屬書によれば「開拓地ニ於テハ日本内地人開拓民ヲ核心トシ各種民族ヲ包容シ之ト共存共榮ノ連帶的關聯ヲ有スル新農村行政經濟機構ノ確立ヲ期ス」と指示せる如く、開拓團は國策遂行のために新農村協同體を滿洲に建設することを使命とするものであるが、移住後大體五年間は建設時代である關係上、其の圓滑な實現を期す

るため法律上特殊法人と規制されたのであるが、開拓團自體は行政的機構と經濟的機構を備へて居る屬人的公共團體で、觀念的には日本内地農村の延長と考へて差支へないであらう。而して開拓團と稱する期間は概ね五箇年で、義勇隊開拓團は概ね六箇年であり、其の期間經過後は行政機構は「街」又は「村」に、經濟機構は協同組合に移行する。

開拓團が建設さるる迄には入植前に於ける土地整備、適地調査、先遣隊入植、早期本隊入植、本隊入植並に家族招致といった經過を辿り、この間に營農その他の建設が行はれる。

(イ) 適地調査

適地調査は開拓總局、拓務省、滿拓公社の技術専門家がこれに當り、調査項目は概ね左の通りで實地調査及原住民の聴取調査による。

〔地目別面積〕 土地利用状態、地區内地目別面積

〔農業關係〕 原住民の農業經營形態、主要作物の種類、豊凶平年作の程度、收量、施肥、輪作關係等

〔畜産關係〕 飼育種類、放牧採草地状況

〔營農條件〕 勞力の供給状況、農産物價格、原住農家戸數等

〔衛生關係〕 風土病、流行病、衛生施設

〔治安狀況〕 警備施設その他

右調査各條項は嚴格に守らるるから例へば營農條件が十分であつても冬期の氣温が著しく降る如き地區、或は水質悪き地方の如きは入植不適地の烙印が押されるのである。

(ロ) 先遣隊入植

村造り第一歩は先遣隊の入植によつて始まる。先遣隊は入植計畫團員數の約二割即ち四〇名乃至六〇名で、入植豫定年次の前年中に渡滿し、ハルビン基幹開拓民訓練所に於て約六ヶ月間の訓練を受け、其の任務は後續部隊を迎へる準備即本隊用宿舍の建設、日用品、食料品、建築用材の整備、本隊入植後收穫期迄の食糧準備、野菜の準備等を行ふ。

(ハ) 本隊入植後の建設

先遣隊による入植準備が整ふと、四月から六月頃、早期本隊が入植する。早期本隊の入植に次いで本隊第一回入植が行はれ、開拓團の建設が始まる。分村分郷計畫による場合は初年度に計畫戸數の六割。二年度に二割、三年度に二割の割合で入植するが普通であるが、早く計畫數通り入植が完了することが理想である。家族招致は三年に跨つて行はれるが招致時期は團の建設が軌道に乗つて

個人家屋も出來上つた本隊入植年次の秋から冬にかけての時期が選ばれる。

本隊員入植が順調に進み、勞力が充實すると農耕、土木、建築、通信機關等各部門の本格的建設が始まることになる。

次にかくして建設さるる開拓團の如實な姿はどんなものか、即ち開拓團の性格を極めて平易に諒解する爲、其の一斷面を取上げ(一)入植後第三年に於て團の建設は如何に進捗するか(二)開拓團の人口構成の状態はどうか(三)開拓地の主婦は如何に働いて居るかに付き記述すれば左の通りである

一、開拓團建設進捗狀況〔龍瓜開拓團概況(康德七、七月末現在)〕

(一) 移住地概況

四方は山に圍まれ所謂林口盆地をなし、耕地は團の北部山岳の南部と、南部の山岳地帯の北面とにあり、地區の中央を鐵道が通り、其の沿線の北部は濕地帯である。地區面積は左表の通りで他團に比し多少狭少、地味又稍不良の感あり。

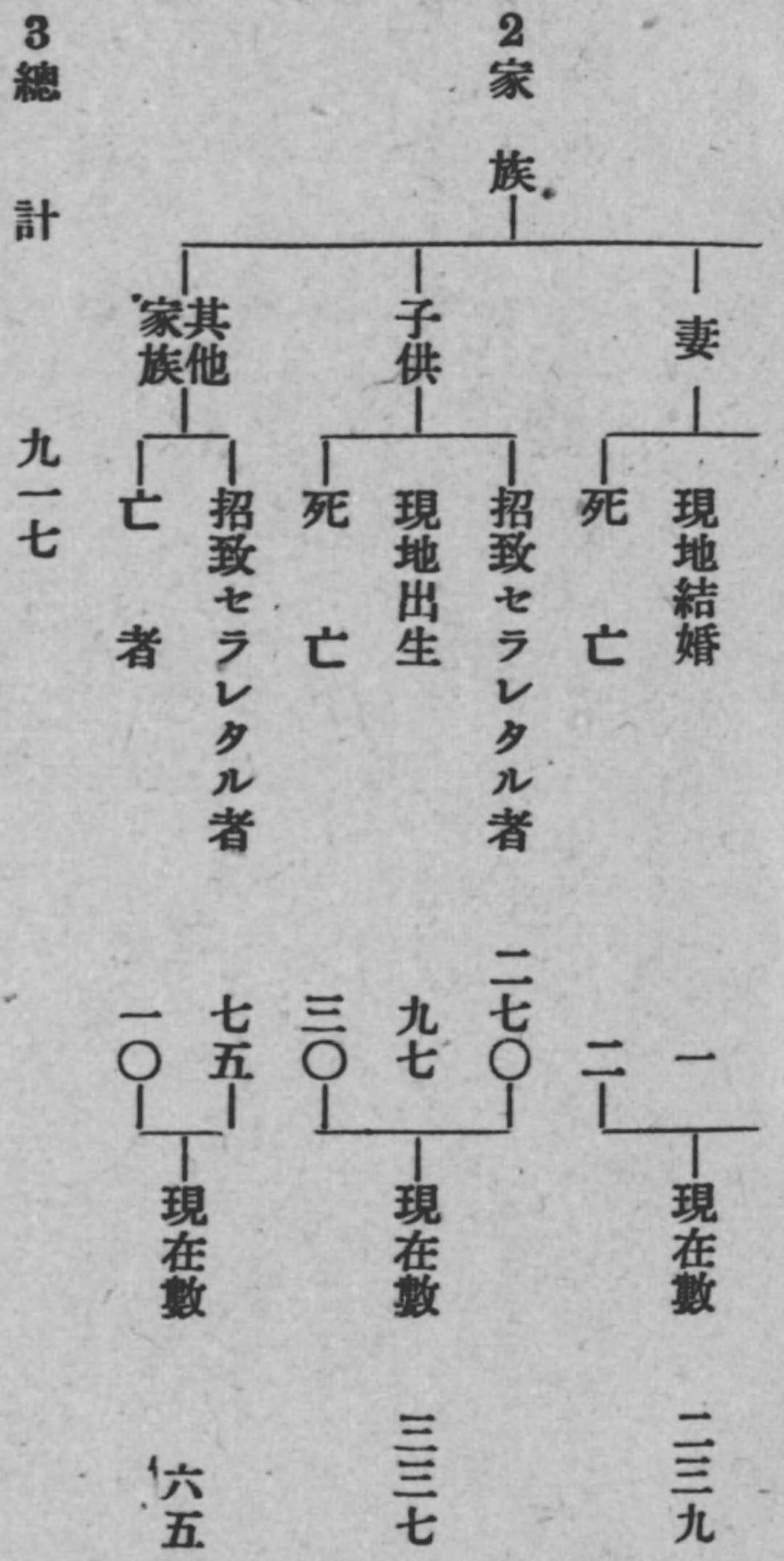
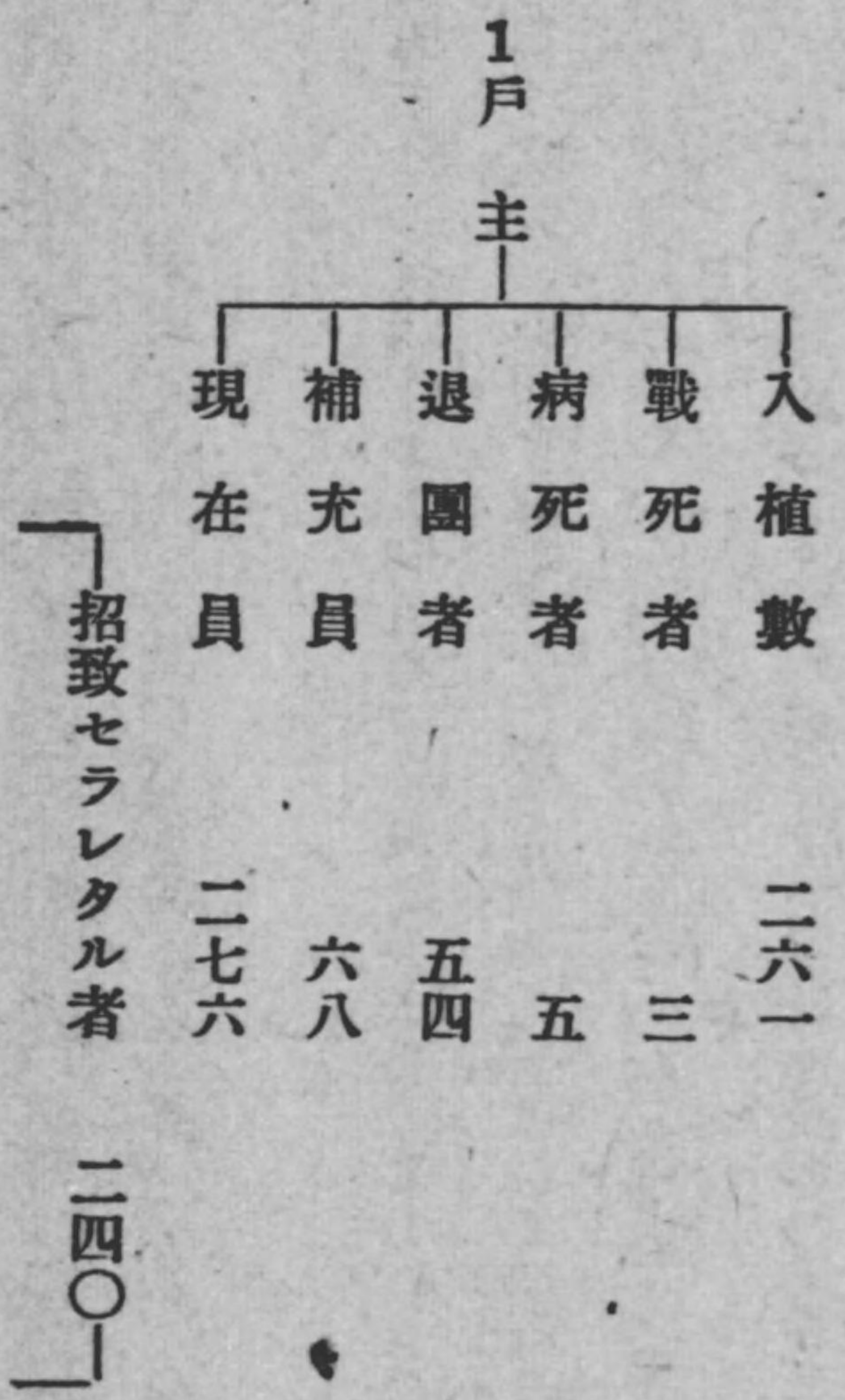
水田	畑	二荒地	可耕 未耕地	濕地	山林	牧野	潰地	計
一四〇	五、〇〇七	三一〇	二〇八	三八四	一二二	一六八	五八二	六、九二一
陌								陌

(二) 入植状況

本團は滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫、岡山、山口、島根、鳥取、山形、各府縣より成る混合開拓團である。

最初の入植は康徳四年七月五日先遣隊七十二名で、本隊は翌五年一月より三月迄一八九名入植したが、其の後補充及戦死、病死、退團等あり現在二六七名で、幹部、醫師、教員を合し二七六名である。

(イ) 入植状況



(ロ) 特技者

神職一、鍛工一、蹄工一、運轉士一、大工一、計五

(三) 建設状況

當初は原住滿人の使用せる家屋を補修し之に共同居住せるも、現在は大半個人家屋を新築し、構造は各部落共一様にして一棟二戸收容とし、建築費は一、〇〇〇圓内外である。年度別建設状況左の如し。



イ、康德五年度建設狀況

種別	建坪	棟數	構造
個人家屋	二六、六	五六	土臺石造デーション平家 二戸一棟
共同宿舍	三三、〇	一四	デーション平家建
神社	一、五	一	木造
學校	一〇六、〇	一	煉瓦平家建
病院	七一、四	一	〃
精穀場	五三、三	一	〃
醸造場	八四、八	一	デーション平家建
踏鐵工場	二九、二	一	〃
畜舎	一一三、六	二	〃
搾油場	四三、九	一	〃
木工場	六〇、六	一	〃
配給所	二九、二	一	〃
倉庫	二六、七	一	〃
要員宿舍	二六、七	一	〃
合計	七〇六、五	四	〃

ロ、康德六年度建設狀況

種別	建坪	棟數	構造
個人家屋	二六、七	五八	窓下石、二重デーション
浴室上屋	二、一	一	土臺煉瓦、二重デーション
井戸	五三、三	一	總煉瓦
學校講堂	七八、五	一	窓下石、デーション
寄宿舎	四三、四	一	杭打、二重デーション
畜舎(乳牛)	四七、九	一	同
同(鮮牛)	六三、〇	一	總煉瓦
醸造工場	二一、一	三	堀立
貯蔵庫	二、二	三	杭打二重デーション
便所	七四、四	一	木造
本部	一七、〇	一	舊家屋二重塗壁
出張所宿舍			
合計			

配給所倉庫	三八、八	一	杭打二重デーション
農業倉庫	四八、五	一	同
合計	五〇六、八		

(四) 一般状況

◇教育關係 國民學校及青年學校として校舎は煉瓦造、教室五、教員室一、講堂一、外に物置、小使室と假寄宿舎あり、現在兒童數及青年學校生徒數は左表の如し。

イ、國民學校兒童

等一	等二	等三	計
女 男	女 男	女 男	女 男
一 一	二 一	三 九	一 一
三 三	二 二	三 九	一 一
女 男	女 男	女 男	女 男
四 四	五 五	六 六	一 一
一 一	二 二	三 三	一 一
五 五	七 七	八 八	一 一
高 一	高 二	計	
女 男	女 男	女 男	
一 一	二 二	計	
五 五	七 七	六 六	
一 三	五 七	八 四	

ロ、青年學校生徒數

持別	學年別	本科一年	同二年	同三年	同四年	計
女子部	男子部	四	一	三	二	八
八	六	六	五	五	二	二五

◇衛生關係 衛生施設は左表の如くで、團員並家族の保健状態は良好である。

(イ) 人的設備

醫師一、助手一、助産婦一、看護婦二

(ロ) 物的設備

建物二三五平方米、普通病舎一

(ハ) 傳染病豫防施設としては普通病舎内隔離室を設け、ベット數六を有し、防疫資材としては噴霧器一、石炭酸五〇、本クレゾール水五〇本、五〇本ホルマリン十本を購ふ。

(五) 一般施設

◇神社 團本部附近南方の高地にあり、建坪一、五坪にして木造なり。

◇産業施設 農産加工施設及加工状況左表の如し。

イ、加工施設

種別	施設
穀物加工場	精米機一、精麥機一、押麥機一、精選機一、製粉機一、豆粕削機一、漂白機一、大豆壓搾機一、粗摺機一、移動製材機一
醸造加工場	味噌濾機、粉碎機、タンク(四〇石入)六桶(二〇石入)四桶
搾油加工場	三連式壓搾機
鍛冶工場	吹子二、金床一、造鐵機二、裝蹄機二

ロ、加工状況(康徳六年度)

種別	加工量	消費量	販賣量	単價	備考
精米	二〇〇、〇〇〇石	全量關消費			
精麥	五〇、〇〇〇	同			
製粉	四〇、〇〇〇	同			
豆粕	四〇、〇〇〇枝	同			康徳七年度加工量多少増加見込
豆					同

(六) 營農關係

イ、作付状況(康徳六年度)

作物別	作付面積	實收面積	收穫量
大豆	三〇、二町	二、七町	三三九石
小豆	二、四町	一、七町	一五九
綠豆	二、二町	二、二町	二七
高粱	三、四町	二、四町	五二〇
谷子	一〇、二町	七、三町	六八八

作物別	作付面積	實收面積	收穫量
大豆	三〇、二町	二、七町	三三九石
小豆	二、四町	一、七町	一五九
綠豆	二、二町	二、二町	二七
高粱	三、四町	二、四町	五二〇
谷子	一〇、二町	七、三町	六八八

◆地區内原住民狀況

計	其	野	大	亞	苧	線	蕎	稗	糜	水	燕	小	包
	他	菜	麥	麻		麻	麥	子	子	稻	麥	麥	米
一、三三二	二〇	九〇	六五	七二	四	一四五				一三〇	一五三	二〇六	四六
七五九	七	七〇	四七	五		二七					一一〇	一四八	三三
		二九六、二五〇斤	三三三	五六、八〇〇		四、九二〇斤七					一、六九二	一、三六一	

イ、滿鮮人口表

種別	戸數	人口		備考
		男	女	
滿人	五四三	一、四八〇	一、一七五	主トシテ農業ニ 從事シ副業的 ニ商業ヲ爲スモ ノアリ
鮮人	三六	九三	七七	
合計	五七九	一、五七三	一、二五二	
		二、六五五	二、八二五	

(七) 畜産關係

牛	鮮牛 二四三 乳牛 三二	滿馬 一四二	綿羊 二五〇	豚 三六〇	鶏 四、四〇〇	蜂 一八群
---	-----------------	--------	--------	-------	---------	-------

備考 以上ハ開拓總局編「東安省下ニ於ケル開拓團現況報告」ニヨル

二、開拓團の人口構成

先づ参考のため開拓民全體に亘る年齢別度數分布及び團員の一家の構成状態を見る。

(一) 團員の年齢別度数分布

(昭和十四年四月末現在)

区分	總數	二一—二五	二六—三四	三一—三五	三六—四〇	四一—四五	四六以上
團員數	一二、三〇八	三、一一七	四、九二一	二、三五三	一、〇七一	五八一	二六五
割合	一〇〇・〇〇	二五・三三	三九・九八	一九・一〇	八・七〇	四・七二	二・一五

(二) 團員の一家の構成状態

(昭和十五年一月一日現在)

区分	團員	妻	家		族		計
			一—一五	一六—五九	六〇以上		
總數	一四、〇八九	七、四九〇	九、一二四	一九二	四四二	三三、〇五六	
割合	四二・六二	二二・六六	二七・六〇	五・七八	一・三四	一〇〇・〇〇	

以上に依つて見ると團員は何れも若く平均年齢は二九歳前後(下記北五道崗の項参照)に過ぎず、家族構成人員は老齡者、學齡子女は至つて少く、夫婦と子供のみが多いことが目立つ、この點誠に將來性に富み元氣に満ちた村といふことが出来るが、保健衛生的見地から見ると、妊娠、出産、哺育に關して殆んど無經驗者のみの集りであり、かゝる點に關しては所謂よき忠告者が少いのである。

又營農方面から見ると妻は入植後夫と共に勞働力の一部を負擔するが初兒分娩後は育兒家事に専心する結果勞働力は著しく低下する、而して考齡者なきためその哺育監督に當るものは父母たる夫妻より外なく、育兒に専念すれば營農に不十分となり、營農に成功せんとすれば育兒に失敗する如きで、完全なる人口構成こそ欲ましい。

尙昭和十五年八月末現在に於ける第四次哈達河開拓團の現在人口及年齢構成は左表の通りで、前記(一)及(二)と略同様なことが云ひ得る。

第四次哈達河開拓團現住人口年齢構成

年齢	男	女	計	百分比
〇—四	七三	九七	一七〇	二九・六七
五—九	二一	一七	三八	六・六三
一〇—一四	三	八	一一	一・九二
一五—一九	八	一二	二〇	三・四九
二〇—二四	九	五八	六七	一一・六九
二五—二九	九五	七五	一七〇	二九・六七

計	八〇—八四	七五—七九	七〇—七四	六五—六九	六〇—六四	五五—五九	五〇—五四	四五—四九	四〇—四四	三五—三九	三〇—三四
計	二七九	—	—	—	二	—	—	二	—	一六	四九
計	二九四	—	—	—	—	三	—	—	—	五	一五
計	五七三	—	—	—	—	—	—	二	—	二	六四
計	一〇〇・〇〇	〇・一七	〇・一七	〇・一七	〇・一七	〇・五二	〇・五二	—	〇・三五	—	一一・一七

備考 以上は人口問題研究第二卷第七號笠間尙武氏「社會生物學見地ヨリ見タル滿洲開拓農村」に基く

### 三、開拓地婦女子農業労働調査

#### (一) 圖の概況

(第六次北五道崗開拓團調査報告)

#### イ、戸口調査

入植第三年目の現在團員は二七九名(緣故開拓民を含む)妻二七五名子供及其他の家族三七七名、合計九三一一名、一戸當り三、三人平均に當る。(尙本調査は團員二七二名、主婦二七〇名に付き調査したもので、本部に居住する幹部、學校職員等の家族の戸口は調査外となつて居る)

#### ロ、戸主並主婦年齢別調査

##### (イ) 戸主

二一歳—二五歳	三一名
二六歳—三〇歳	一四九名
三一歳—三五歳	四五名
三六歳—四〇歳	二〇名
四〇歳—四五歳	一二名
四五歳 以上	五名
計	二七二名

(平均年齢 二九歳二)

##### (ロ) 主婦年齢別区分人数

自一七歳	一〇人
至二〇歳	
自二一歳	二二四人
至三〇歳	
自三一歳	三〇人
至四〇歳	
自四一歳	六人
至四八歳	
計	二七〇人

(平均年齢 二七歳・一)

ハ、主婦の子供所有數(康德六、五、二〇現在)

(一)主婦數	二七〇人
(二)子供數	七五人
子供なき者	一四八人
一人持てる者	一二二人
二人同	七人
三人同	

四人同	一九人
五人同	三人
六人同	四人
七人同	一人
八人同	一人

(三) 滿二歳以下の乳幼児所有者數 一七八人

入植以來の出生及死亡状態

入植以來の出生及死亡状態概況は別表の通りであるが、七年度に於ける總人口に對する出生率は三四・一四%、死亡率は一・八九%、同乳幼児死亡率は六・六六%、死産率は六・六六%であつた。この中主婦の三年間に於ける死亡數は七年三名、八年一名に過ぎないが、死亡原因は産後惡疽三名、出産後母子死亡一名であつた。

(四) 出生並死亡調査

年次	出生		乳幼児死		十五歳迄兒童		大死亡		死亡計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
康德五年	〇	〇	一	〇	〇	〇	二	〇	三	〇
	〇	〇	一	〇	一	〇	二	〇	三	〇
	〇	〇	一	〇	一	〇	二	〇	三	〇

同 六年	八	一三	二一
同 七年	六〇	六六	一二六
同 八年 (八月迄)	三一	二三	五四
備考	一	五	一
	三	四	〇
	四	九	一
	〇	〇	一
	一	〇	〇
	一	〇	一
	〇	五	一
	一	三	〇
	一	八	一
	一	〇	三
	五	七	〇
	六	一	七
			三

備考 三年間に於ける死産一九件

(二) 主婦の農業労働能力調査

この調査によると、主婦の農業労働能率は男の半ば若しくは半ば以上の能力を持ったものが五八・五%で、それ以下の者が二四%になつて居る、然し主婦は總數二七〇名の中一七八名は最も手足纏となる乳幼児を抱へた者であり、且つ近く出産見込のもの三一名を含んで居るから、労働能力は本質的にはもつと高いと考へねばならない、只開拓地の出産率は相當高いのであるから、若し農作業に主婦の労働力を相當多量に必要とするものならば、幾分の障害となつて居るとも云ひ得る、又反面開拓地の主婦の労働状態が無理に陥る恐れがあるといふことも考慮せねばならない一つの問題であらう。

部落別主婦の農業労働力調査表

(康徳八、六、一現在)

部落名	主婦数	農耕ニ従事スル者ノ能力換算率ニヨル分類					農耕ニ従事出来ザル者ノ分類					備考
		0.1-0.2	0.2-0.3	0.4-0.5	0.6-0.7	0.8-0.9以上	計	乳幼児	本務	病弱	内歸	
大和	二〇	一	二	四	一〇	四	二	一	一	一	二	四
彌榮	一六	二	二	四	四	二	一	一	一	一	二	二
瑞穂	一八	一	二	八	七	一	一	一	一	一	一	一
東山	二〇	一	二	五	一	一	一	一	一	一	一	一
置賜	二三	二	一〇	三	八	一	一	一	一	一	二	三
八千代	二一	一	一	四	三	一	一	一	一	一	一	一
蔵王	二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
西郡	四六	一〇	二〇	一〇	一〇	一七	二	一	一	一	一	一
末廣	二六	一	二	三	一六	二四	一	一	一	一	一	一
村山	二五	四	四	九	二	一九	一	一	一	一	一	一
八洲	三四	一	二	四	二一	二七	一	一	一	一	一	一
計	二七〇	一九	四六	五四	八三	二二	二二	二七	四	四	四	三
百分比		七・〇	一七・〇	二〇・〇	三〇・四	八・一	八・一	八・〇	一・五	一・五	一・五	一・一



備考

- 1、能力換算率〇・一〇〇・二の者は調査當時に於ける産後日浅きもの多し
- 2、農耕に従事出来ざる乳幼児ある者は産後日浅きもの多し
- 3、同その他は助産婦一部落勤務一産前のために
- 4、内地歸郷四名は病氣による

(三) 主婦の農業作業状態調査

又主婦は如何なる農作業に従事して居るかを見ると、本部勤務員家族を除けば殆んど全部が、普通作、蔬菜、水田等に立働いて居り、大家畜の飼育に又は養鶏、養豚その他の飼育に元氣に従事して居ること別表に示す通りである。

本調査によると普通作にのみ出る者、蔬菜作にのみ従事するものといふのは比較的少く、約半数は普通作、蔬菜、水田の作業に従事して居ることが明らかである。又牛馬の飼育に婦人が當ることは農家經營に頗る重大事であつて、「牛馬飼育の手傳ひも出来兼ねるやうでは憂慮に近いこと」と云はねばならぬが、幸ひ農耕に従事し居るものは全部飼育に手傳つて居る、又小家畜は大部分婦人子供の手を借りる建前になつて居るが、左表は未だ振はない状態の一半を示して居るといふ可きであらう。

其他草履表製造、苧吹、繩製造、ホームスパン、毛絲編物等家庭工業、副業方面は入植僅か三年目で手が付いてゐないが、生活安定と共に經營の組織化に連れ漸次取入れられることになるであらう。

主婦の農業作業状態調査表

(廣徳八、六、一現在)

一、主婦總數 二七〇名

(百分比)

普通作ニノミ出ル者	九	三・三五
蔬菜ニノミ出ル者	二八	一〇・三七
水田ニノミ出ル者	一六	五・九二
普通作蔬菜ニノミ出ル者	二七	一〇・〇〇
全部ニ出ル者	一六二	五〇・〇〇
計	二四二	八九・六二

三、大家畜飼育

牛馬ノ飼育ニ手傳ヒスル者	二一四	七九・二六
牛馬ノ飼育ニ手傳ヒセザル者	五一	一八・八八

四、其の他の作業

養	養	養	養	養
種	山	兔	鶏	豚
羊	羊	兔	鶏	豚
頭	頭	頭	羽	頭
戸	戸	戸	戸	戸
數	數	數	數	數
七二	一〇	六八	二二二	二〇一
二六・一〇	二・七二	一三・三〇	四七・〇五	二〇一
二・五七	二・七二	一三・三〇	四七・〇五	二〇一
一〇四	七	二	九	一

備考 右表二七〇名中には本部勤務者二六名を含む

第三節 開拓地の産業

一、營農方針

開拓地に於ける農業經營に關し、開拓政策基本要綱には「集團及集合開拓農民ノ農業經營ニ關シテハ家族的勤勞主義並ニ部落的協同勤勞主義ヲ目的トシ、ソノ形態ニ付テハ自作農ヲ主眼トシ、協同經營ヲ加味シ特ニ集團開拓民ニ付テハ機械營農併用ノ協同經營又ハ必要ナル鮮滿人トノ合作等ニ關シ考究ス(中略)」と其の方針を示して居り、又昭和十二年滿洲開拓事業が國策と決定された當時の開拓政策の根本方針の一つとして「家族的勤勞精神ニ基ク自作農創設ヲ目的トス」と示されてある、即ち以上により營農方針を要約すれば、(一)家族的勤勞主義による自作農主義たること、(二)有畜混同農業たること、(三)食糧飼料の自給を圖ること、(四)國防資源物資の供給を圖ること等に歸結するであらう。

端的に云へば營農の根本方針は家族的勤勞主義による自作農の確立であり、營農精神は自家勞力中心の勤勞精神一本槍である、この方針、この精神を基礎とし、開拓地の自然的、經濟的諸條件を考慮して、主穀農業、主畜農業、有畜混同農業等の營農形態を採用し、その運営に付て協同經營、協同作業、協同利用等適宜按配されるのである。而して其の農法は近時北海道農法の長所を導入し、在來農法の缺點を補ひつゝ大陸新農法の確立を期しつゝあること前記の通りである。

二、農業

廣大な農業地域を占める滿洲であるから、農法も南滿と北滿では自ら趣きを異にし、従つて農具の型式作物の種類、作付方式、耕起、播種、管理、收穫、調製の方法等特殊な様式が創造せられて居るが全滿を通じて農耕法に於ては凡そ左の如き特徴があると云ひ得る。

イ、一毛作なること、南滿の一部で特殊な蔬菜に二毛作が可能な以外、氣候寒冷のため作物の越冬、成熟が困難である。

ロ、畦立栽培を行ふこと、北滿に進むに従つて畦幅廣く、且つ高さを増す。

ハ、耕起、播種、覆土、鎮壓等の作業が一聯をなして同時に行はれること。

ニ、播種量多く日本内地の二倍乃至三倍に及ぶこと、播種後の乾燥のため發芽日數が長くかゝり又覆土が厚いため發芽障害がある。

ホ、覆土の厚いこと、春季の乾燥と強風による種子の露出を防ぐため四寸内外の覆土を行ふ。

ヘ、肥料の種類及施肥量の少いこと、家畜糞、乾糞、粕等十種内外で、八、九割は家畜糞を土に混ぜた土糞で三年或は二年一回に反當り千斤内外を施すに過ぎない。

ト、休閒、輪作が行はれること、北滿では大豆、粟(又は高粱)と小麥が代表的な輪作法である。

チ、除草、中耕の時期方法が生育收量に著しい影響を與へる。

リ、收穫物は野積とせられる、秋季より冬季にかけ降雨少きため、雨覆又は收納舎の設備を必要としない。

開拓地の主要作物は主として水稻、大豆、小麥、大麥、燕麥、粟、玉蜀黍、高粱、大麻、煙草、馬鈴、蔬菜等で、甜菜も可能である。

水稻は北緯五十度前後の瞬間、黒海附近まで栽培可能であり、世界に於ける水稻栽培の北限地となつて居るが總じて北滿の氣象状態は水稻作に有利である、北滿の稻の栽培は内地の田植や稻刈りとは大分やり方が異つて居る、栽培法は移植法と直播法とあり、前者は奉天以南に多く、北滿には専ら直播法が用られて居るが、これにも灌水直播と乾沓直播の二法がある、普通云はれるばら播きはこの灌水直播である、このばら撒きは半島農民がシベリア方面で經驗し成功したのがそのまま北滿に移入されたものらしい。

大豆は北滿の主食作物たるのみならず、世界の總生産額の六割を占むる世界隨一の産出額があり國際的作物でもあり、又其の豊凶は滿洲經濟界の動向を左右する。

小麥は大豆と共に滿洲の二大主要作物で、栽培地域は北滿に限られ、哈爾濱、克山、佳木斯地方が中心となつてゐる。





同	十六年	三、二六四、五九、二八六〇	三、六五七、五、一一〇、六、四九、七、七、六、四、七、一六、五〇六、八、三、五、四、四、八、一、三、六、七、五、八、二、一、四、七、六、九、七、七、八、〇
---	-----	---------------	---

集團開拓團作物種類別作付面積調

(昭和十六年十月調)

作物別	年次別	
	昭和九年	昭和十年
總面積	四六四、四〇〇	二、〇〇四、九〇〇
水稻	—	一七六、六〇〇
大豆	一七三、六〇〇	八七九、四〇〇
小麥	一〇五、七〇〇	三、一〇一、〇〇〇
大麥	一三三、〇〇〇	一、一四一、九〇〇
燕麥	—	四、〇六〇
高粱	—	五七、一〇〇
玉蜀黍	三五、五〇〇	八、二八〇
馬鈴薯	—	四、三〇〇
麻類	一、〇〇〇	一〇、八〇〇

作物別	年次別	
	昭和十一年	昭和十二年
總面積	三、四四五、五六	六、八九七、七〇〇
水稻	四七八、三〇〇	一、〇三一、一〇〇
大豆	八二八、七〇〇	一、五〇〇、五〇〇
小麥	六六七、〇〇〇	一、一九三、五〇〇
大麥	二、九一、〇〇〇	五、六七、二〇〇
燕麥	—	七、七〇〇
高粱	—	三、三〇〇
玉蜀黍	一、三三〇、〇〇〇	二、〇七、五〇〇
馬鈴薯	四、〇〇〇	一、〇〇〇
麻類	一〇、〇〇〇	一、一七〇

作物別	年次別	
	昭和十三年	昭和十四年
總面積	一九、〇三三、四〇〇	三七、八八三、三三三
水稻	二、三三八、八三三	五、九四五、五六六
大豆	五、八四一、八八九	一〇、四四九、七三三
小麥	二、八九〇、一九二	五、一九一、〇八九
大麥	一、一〇三、〇〇〇	一、六八五、九三三
燕麥	—	二、二九九、四六六
高粱	—	一、九一一、五三三
玉蜀黍	七、七五七、二八九	一、五〇〇、八八九
馬鈴薯	二、八一、九三三	七、三五、四九九
麻類	一一、九八三	一九一、九三三

作物別	年次別	
	昭和十五年	昭和十六年
總面積	三七、七七五、三三〇	九七、七七八、〇〇〇
水稻	一三、〇六三、三三〇	一六、〇一八、〇九〇
大豆	一七、二五四、三三〇	二二、六七五、〇〇〇
小麥	七、四五四、七〇〇	八、八七〇、一〇〇
大麥	三、〇九九、七〇〇	四、二四三、一〇〇
燕麥	—	八、四八三、〇〇〇
高粱	—	五、二二三、七〇〇
玉蜀黍	四、七二六、八〇〇	九、八九六、三〇〇
馬鈴薯	一、〇八九、六〇〇	二、五八一、一〇〇
麻類	五、六八八、八〇〇	九、四〇〇、〇〇〇

作物別	年次別	
	昭和九年	昭和十年
蔬菜	三一、九〇〇	四五、一〇〇
煙草	—	—
粟	五二、一〇〇	一、六九、七〇〇
其他	三四、四〇〇	一、四九、五〇〇

作物別	年次別	
	昭和十一年	昭和十二年
蔬菜	一、二八、二〇〇	二、三三、一〇〇
煙草	—	—
粟	二、二二、一〇〇	四、〇六、〇〇〇
其他	三、三三、〇〇〇	四、三八、八〇〇

作物別	年次別	
	昭和十三年	昭和十四年
蔬菜	一、〇一、七〇〇	二、七三、七〇〇
煙草	—	—
粟	五、五三、九三三	一、三三、六一一
其他	一、三三、九、四三三	三、一一、八、一六六

作物別	年次別	
	昭和十五年	昭和十六年
蔬菜	四、一四七、〇〇〇	五、一〇一、一〇〇
煙草	—	—
粟	二、九三、五〇〇	八、八九、九〇〇
其他	五、七五三、一〇〇	七、六二四、八〇〇

集團開拓團作物別種類別收穫高調

(昭和十六年十月調)

作物別	年次別	
	昭和九年	昭和十年
水稻	—	三、二八七
大豆	一、〇四四	三、五七一
小麥	七〇〇	二、三九三
大麥	—	一、一五三
燕麥	—	六二
高粱	—	八八三
粟	二、五二一	一、五三三

作物別	年次別	
	昭和十一年	昭和十二年
水稻	八、二八八	一四、七四六
大豆	八、〇四〇	一、三、二〇六
小麥	五、二五七	八
大麥	三、三四九	五、二二三
燕麥	三、四六六	九、五八七
高粱	九七五	三、二一六
粟	二、六三三	五、八一四

作物別	年次別	
	昭和十三年	昭和十四年
水稻	四、〇六三	一一、六四二
大豆	四、九、四七	九六、五九八
小麥	一、三、七〇三	二九、八四八
大麥	一、二、二六九	一、五、〇六二
燕麥	一、五、七九七	三、四、五九九
高粱	七、五五五	二八、三四三
粟	一一、六五四	二五、二九七

作物別	年次別	
	昭和十五年	昭和十六年
水稻	二、四四、一一五	五、二五、四九七
大豆	一、七、一、九四四	一、五、六、三一一
小麥	五、二、九五五	五、二、五三七
大麥	三、一、八一三	四、五、九四四
燕麥	六、五、〇七九	一、三、八、九八六
高粱	四、七、二七七	四、一、八九六
粟	五、四、〇〇〇	六、七、五〇〇

煙	蔬	麻	馬	玉
草	菜	類	薯	蜀
				7石
			12,400	420
				167,750
				975
			256,335	1,760
				2,973
			562,484	
			4,525	
			23,233	
			1,709,434	
				12,100
			9,532,730	
			82,633	
10,416			2,497,760	
			3,914,393	
			15,349	
			7,388,078	
26,267				94,688

集合開拓團年次別作付面積及收穫高調

(昭和十六年十月調)

年十和昭	年九和昭	年八和昭	入植年
收穫面 積付 高積付	收穫面 積付 高積付	收穫面 積付 高積付	種別
2,126 145,550		16,000 町 16,000 石	水稻
528 110	735 9	1,253	大豆
72		490	小麥
22		0.7	大麥
55		3,000	燕麥
97	8,593,552 1,225	735	高粱
16		599	粟
		330	黍
		42,262	玉蜀
		2,000	馬鈴薯
		3,300	麻類
		1,450	蔬
		650	菜
			煙草
			其他
			合計

年六十和昭	年五十和昭	年四十和昭	年三十和昭	年二十和昭	年一十和昭
收穫面 積付 高積付	收穫面 積付 高積付	收穫面 積付 高積付	收穫面 積付 高積付	收穫面 積付 高積付	收穫面 積付 高積付
4,615 12,672 2,697 12,114	3,863 789,750 2,334,000	1,957 1,532,691 11,354,000	11,877 1,069,968 5,531,000	11,200 574,700 5,540,000	5,353 527,588 5,195,000
528 110	735 9	1,253	399	110	777
72	0.7	0.7	3	3	3
22	3,000	3,000	89	11	7
55	8,593,552 1,225	735	15,504 7,229,935 7,435,000	14	3
97		599	22	0	0
16		330	9	1	1
		42,262	160	1	1
		2,000	33	7	7
		3,300	11	1	1
		1,450	1,000	7	7
		650	300	100	100
			37	7	7
				299,001 3,188	2,310,003 956,606

### 三、畜産

滿洲は東亞共榮圈内の穀倉であると共に將來一大畜産國たる要因を備へて居る、即ち廣大な牧野と耕地を有し、豊富な飼料資源に恵まれ、管理が割安であるといふ特長があるから今後種畜の改良防疫改善、生産物の處理加工等の改良が加へらるゝならば畜産王國となる可能性は多いと云はねばならぬ、一面營農の合理化、個人的經濟生活の向上の觀點より家畜の飼育は積極的に進める必要がある、一定勞力の投下によつてより大きい農地を耕作し、管理するには自然勞力補給のため畜力利用が絶對必要になつて來る、單に整地や、中耕、運搬に止まらず、脱穀、精白、調製等にも缺くことは出來ない、即ち役畜なくして滿洲の農業經營は困難と云つても過言でない、改良農法に於ても同然である、又北滿寒地生活上の榮養給源たる牛乳、肉類、卵等は最適の食料であり、羊毛、毛皮は防寒被服原料たると共に重要な國家的纖維資源であり、之等家畜の積極的飼育により、開拓團の營養と有機的結合を保持せしむることは有効なる營農形態といふ可きであらう、斯の如くであるから家畜に馴染薄い内地の婦女子も一考を要するところであらう。

### 四、林産

開拓地の造林計畫は既に康徳五ヶ年より實行に着手され、開拓團の綠化運動が進められて居る。

即ち各開拓團及滿拓を中心に林野局、各省、縣營林署、滿鐵等の協力の下に、木材、薪材の供給、耕地の防風、保温を目的とし、森林資源の保護増殖、農畜産業への寄與、治水及水源の涵養、風致並に土地利用の合理化に當つて居る。

### 五、農産加工施設

開拓團入植と共に一般建設と併行して組合が結成され、この組合の産業施設として農産加工場が設置され、開拓團及農産加工はこれで行はれる、主要食料及副食物の自給を目的とし、併せて榮養保健の増進と味覺の向上を期して居る、又生産の販賣を目的とする場合もある。

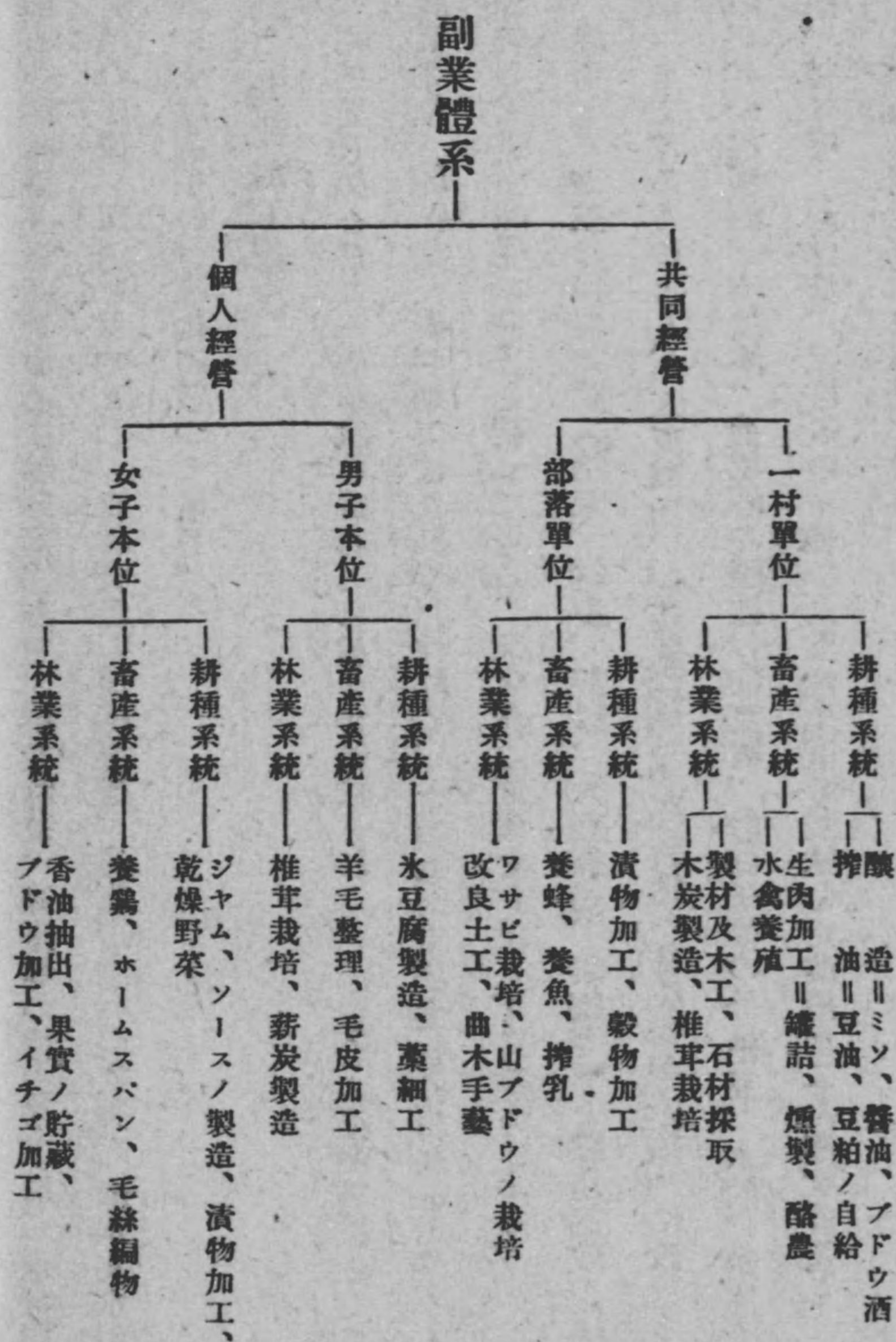
農産加工施設は精穀施設（精米、精麥、製粉、大豆搾油、製麵等）と醸造施設（味噌、醬油の醸造）を主なるものとし、大豆搾油、豆腐製造、漬物製造の施設等が附隨的に設けられる場合がある、其の他精酒、高粱酒、葡萄酒の醸造、凍豆腐、粉條子等の外納豆、水飴、飴菓子、トマト加工品、嘗味噌、福神漬、米糍等の一種の副業的生産を加味した農産加工も漸次普及し、適宜團員や其の子供達に配給される状態に在る。

### 六、副業

開拓團建設當初に於ては多くを望み得ないが、入植後四、五年目頃の生活充實期に於ては可能で



あり、且つそれが生活のための手段としてでなく、慰樂の一環として行ひ得るところに大きな特長があると云へやう、第七次周家營開拓團に於ける副業計畫を参考のため左に掲出する。



#### 第四節 公共施設

(イ) 神社・開拓民の民族的信念を培養すると共に精神的歸一を圖る意圖の下に一開拓團一神社を原則として建立せられる、祭神は多くの場合伊勢神宮、明治神宮、出雲大社及各國郷土の神社の分神を奉祀してある。

(ロ) 寺院 滿洲國に於ける宗教法規は暫行寺廟及布教者取締規則があるのみで、宗教行政に對する具體的な方策は示されて居ない、信教の自由は逸早く認められて居るが、布教に對しては相當嚴重な統制を加へ、寺廟の濫立を防ぐものゝ如くである、開拓地の宗教もこの一般原則に據り、寺院の建立は開拓地の事情に即應する如く嚴重な許可制を採り、布教者に付ては必ず宗派管長の推薦によるものなること等が強調されて居る、康徳八年三月現在迄に建立された寺院は左表の如く眞宗大谷派一六、眞宗本派八、曹洞宗二、天理教四である。

開拓地布教所一覽 (康徳八、二現在)

團名	宗派	布教所名
彌榮	淨土眞宗大谷派	彌榮東本願寺



教學部が設置せられ、次いで昭和十五年勅令により關東局に在滿教學部が設置せられ、在滿洲國大使館教務部の管掌せる部面を繼承し今日に及んで居るのである。

次に教育經營に付ては昭和十二年公布の勅令により、日本國法令による公法人たる學校組合及同聯合會が之に當るのである、而して中等學校の施設經營は在滿學校組合聯合會、青年學校、國民學校、幼稚園は日本學校組合、普通學校は普通學校組合が夫々之れに當るのである、日本學校組合は現在十九箇所設けられて居る。

教育の目標として在滿教學部では左の五綱領を掲げて居るが要は「教育に關する勅語」を大本とし、忠良なる大日本臣民を育成するを本旨とする。

- 一、日本精神を涵養振作し盡忠の赤誠に徹せしむるを以て教育の基調とす可し
- 二、滿洲國建國の精神を體得せしめ、滿洲國構成分子たるの責務を遂行するの志操を涵養す可し
- 三、他民族より信頼を受くるに足る品位と實力とを涵養す可し
- 四、心身を鍛錬し質實剛健の氣象と堅忍不拔の實行力とを養成す可し
- 五、勤勞愛好の性格を陶冶し、大いに實用厚生、の智識技能を啓培す可し

開拓地教育行政はその一般目標は前述の通りであるが、初等學校、青年學校は開校當初數年間は開拓地の特殊事情を考慮し、開拓團長に經營を委託し、學校施設並に教員が整つた後在外指定學校

に指定せられ、同時に學校組合の直營に引直されるのである、要は現地に即應する如き措置が講ぜられて居るわけである、尙昭和十六年四月開拓地中等學校として牡丹江農林學校、千振開拓學校が開設された。

昭和十六年十月末現在に於ける國民學校並青年學校設置概要は次の通りである。

### 開拓地國民學校並青年學校年次別概況 (昭和一六、一〇末現在)

#### 一、國民學校

年次別	學校數	兒童數
昭和十二年前	九	四九五
同 十三年	二八	二、〇五三
同 十四年	一〇九	五、五三五
同 十五年	一八〇	一一、九一五
同 十六年(十月末現在)	二九六	二一、九一五
同 十七年(豫定)	四一九	三六、二六八
計		

二、青年學校

年次別	學校數	生徒數
昭和十四年	一〇	二八〇
同十五年	三〇	一、二八五
同十六年(十月末現在)	六二	三、三四八
同十七年(豫定)	一一二	五、四〇六
計		

(三) 托兒所

公共施設の一部として康德八年度現在托兒所開設數を記せば左の通りである。

次別	設置部落數	托兒數	備考
第四次	一	一七	哈達河 一
第五次	八	七〇	永安屯 一、信濃村 一
第六次	一四	九九	宮城村 二、東二道崗 二、南五道崗 二
第七次	五	三九	安拜 二、四合屯 三

第八次	第九次	小計	集計	合計
二	三	五	三	五七
六	三	八	七	九〇六
七	九	一六	一〇	
八	一〇	二六	一〇	
九	一一	三六	一〇	
十	一二	四六	一〇	
十一	一三	五六	一〇	
十二	一四	六六	一〇	
十三	一五	七六	一〇	
十四	一六	八六	一〇	
十五	一七	九六	一〇	
十六	一八	一〇六	一〇	
十七	一九	一一六	一〇	
十八	二〇	一二六	一〇	
十九	二一	一三六	一〇	
二十	二二	一四六	一〇	
二十一	二三	一五六	一〇	
二十二	二四	一六六	一〇	
二十三	二五	一七六	一〇	
二十四	二六	一八六	一〇	
二十五	二七	一九六	一〇	
二十六	二八	二〇六	一〇	
二十七	二九	二一六	一〇	
二十八	三〇	二二六	一〇	
二十九	三一	二三六	一〇	
三十	三二	二四六	一〇	
三十一	三三	二五六	一〇	
三十二	三四	二六六	一〇	
三十三	三五	二七六	一〇	
三十四	三六	二八六	一〇	
三十五	三七	二九六	一〇	
三十六	三八	三〇六	一〇	
三十七	三九	三一六	一〇	
三十八	四〇	三二六	一〇	
三十九	四一	三三六	一〇	
四十	四二	三四六	一〇	
四十一	四三	三五六	一〇	
四十二	四四	三六六	一〇	
四十三	四五	三七六	一〇	
四十四	四六	三八六	一〇	
四十五	四七	三九六	一〇	
四十六	四八	四〇六	一〇	
四十七	四九	四一六	一〇	
四十八	五〇	四二六	一〇	
四十九	五一	四三六	一〇	
五十	五二	四四六	一〇	
五十一	五三	四五六	一〇	
五十二	五四	四六六	一〇	
五十三	五五	四七六	一〇	
五十四	五六	四八六	一〇	
五十五	五七	四九六	一〇	
五十六	五八	五〇六	一〇	
五十七	五九	五一六	一〇	
五十八	六〇	五二六	一〇	
五十九	六一	五三六	一〇	
六十	六二	五四六	一〇	
六十一	六三	五五六	一〇	
六十二	六四	五六六	一〇	
六十三	六五	五七六	一〇	
六十四	六六	五八六	一〇	
六十五	六七	五九六	一〇	
六十六	六八	六〇六	一〇	
六十七	六九	六一六	一〇	
六十八	七〇	六二六	一〇	
六十九	七一	六三六	一〇	
七十	七二	六四六	一〇	
七十一	七三	六五六	一〇	
七十二	七四	六六六	一〇	
七十三	七五	六七六	一〇	
七十四	七六	六八六	一〇	
七十五	七七	六九六	一〇	
七十六	七八	七〇六	一〇	
七十七	七九	七一六	一〇	
七十八	八〇	七二六	一〇	
七十九	八一	七三六	一〇	
八十	八二	七四六	一〇	
八十一	八三	七五六	一〇	
八十二	八四	七六六	一〇	
八十三	八五	七七六	一〇	
八十四	八六	七八六	一〇	
八十五	八七	七九六	一〇	
八十六	八八	八〇六	一〇	
八十七	八九	八一六	一〇	
八十八	九〇	八二六	一〇	
八十九	九一	八三六	一〇	
九十	九二	八四六	一〇	
九十一	九三	八五六	一〇	
九十二	九四	八六六	一〇	
九十三	九五	八七六	一〇	
九十四	九六	八八六	一〇	
九十五	九七	八九六	一〇	
九十六	九八	九〇六	一〇	
九十七	九九	九一六	一〇	
九十八	一〇〇	九二六	一〇	
九十九	一〇一	九三六	一〇	
一百	一〇二	九四六	一〇	

備考 本調査は滿拓にて助成せるもののみとす。

第五節 開拓地の保健施設

開拓地に於ける保健衛生の問題は營農の問題と相並んで開拓團成否の重要な要素であるため日滿兩國政府は醫療施設の充實、保健指導員の確保に對し眞剣な努力を拂つて居るが、他面日滿兩國の關係機關に於ても親身な研究と協力を寄せて居る、日本醫師會の醫師募集に對する協力、補助金の交付、義勇隊訓練所醫師大學引受制度に對する學校當局並に教授の協力の如きその現はれであり、又滿洲國では滿鐵保健課、滿洲醫科大學、滿洲國衛生技術廠等夙に開拓地の衛生、醫療方面の研究調査を重ねて居り、又昭和十四年には日本勞働科學研究所では綏濱線橫道河子に開拓科學研究所を

設け、先に設置された大陸科學院と共に保健衛生のみならず婦人勞働力、衣食住問題等に関し科學的研究に當つて居る、又内地諸大學の教授學生等の大陸視察も漸次研究の對象を大陸に求める傾向があり、昭和十四年度以降實施された滿洲建設勤勞奉仕隊醫療班の參加の如きそれであり、色々な角度から改善向上が期待される次第である。

醫療施設並に保健指導員の確保對策狀況は概ね左の通りである。

#### (イ) 醫療施設

醫療施設としては開拓團には必ず一集團毎に診療所又は病院を設け、醫師即保健指導員が配屬され、集合開拓團では簡易診療所を設置し、六箇集團一名の割合で醫師が配屬される、病院は團の建設當初先づ診療所を設け、其の後本病院に改築する場合と、當初から本病院を作る方法があるが、多くは前者の場合が多い、病院の施設に對する政府補助金は三〇〇戸集團の場合一團に對し醫療設備補助費一萬一千圓、診療所經費補助七千三百圓で、これに團資金を加へて經營される、従つて醫師の外看護婦、助産婦も適格者があれば配屬される、●病院の設備内容は内科、外科の外、入院患者用病棟、傳染病棟も一應整へられる、大手術の如き場合は開拓團附近の大都市の施設を利用するやう特別の便宜が圖られて居る、開拓團の病院は通常原住民の醫療を目的として滿洲國福民診療所を

兼ね、滿、漢、蒙、露人等の診療にも當つて居り、「民族協和は醫師と女子の手で」と云はるゝ如く民族協和の上に大きな役割を果して居る、開拓團が街、村に移行すると滿洲國村立病院、又は縣立病院に改められ規模、内容共に充實する、千振縣立病院の如きは病院建築費三萬八千圓、病棟五百五十平方米、醫師は院長外助手三名、齒科助手一名、看護婦三名、雜役三名を擁し、入院室五室病棟二十床、暖房にはスチームを用ひ、總練瓦造りの外觀も堂々たるものである、日本内地には三千の無醫村があると云はれるが開拓團には無醫村は絶対にない。

醫療施設の充實と相俟ち保健衛生思想上及指導のため、滿拓及滿洲國民生部では巡回診療相談班を毎年夏期及び冬期開拓團に派遣し、又滿拓では巡回齒科治療班の派遣等を行ふ外、開拓地主婦に對する生活改善に關する各種講習會の開催、生活指導書の頒布を行ひ、醫療施設の充實に對する側面的強化策に當つて居る。

#### (ロ) 保健指導員の確保對策

日滿兩國政府は醫師の確保に關し、募集、養成の二方法により、懸命の努力を拂ふと共に關係機關の協力を得て萬遺憾なきを期して居る。

#### (一) 募集によるもの

1、一般醫師 拓務省は日本醫師會の協力を得て全國より開業資格ある醫師を募集する。

2、限地開業醫 昭和十五年度より實施せるもので三箇年以上の醫療介輔の經驗ある者に對し  
詮衡試験を行ひ、合格者に對し渡滿後直ちに滿洲國限地開業醫の資格を與ふると共に保健指導員と  
して開拓團並義勇訓練所に配屬する。

尙日本醫師會は昭和十六年度より一府縣一名の割合で、政府補助金以外に一定補助金を支出し、  
醫師の確保に協力して居る。

(二) 養成によるもの

イ、開拓醫學生制度

昭和十五年度から開拓醫學生制度を實施し、内地、臺灣、朝鮮の各大學、專門學校在學中の學生  
中開拓地醫師たらんとする志望者に對し給費を行ひ、卒業後一定期間開拓團並に義勇隊訓練所醫師  
として駐在せしむるのがこの制度で、昭和十六年度末までに養成されたもの百九十八名に及んで居  
る。

(三) 滿洲國側

滿洲國では開拓團並義勇隊醫師自給の目的から昭和十五年度に佳木斯醫科大學（中學四年修了程

度の者を採用、五年制）と齊々哈爾、哈爾濱、龍井に開拓醫學院（二年制、醫學專門學校程度）を  
開設した。

(四) 開拓團の看護婦、助産婦

之れは開拓團の經費を以て若干名宛配屬されて居る。

## 第六節 開拓地の生活

滿洲開拓地の保健狀況は不良だと想像してゐる向が尙日本内地には多いやうであるが、自然條件  
風土病、傳染病罹病狀況等種々の角度より見ても、又衣食住關係に於ても現地の環境に適應するや  
う工夫を凝らす限り何等の懸念はなく、寧ろ内地農村より健康地たり得る素因を持つて居るのであ  
る、特に保健施設に關しては日本内地の優れたる醫術を取入れ、科學的調査研究に基いて生活設計  
が進められつゝあるから、原住民の生活乃至衛生狀況に對する想像を漫然と開拓民の場合に移して  
斷定することは寧ろ誤解に近いといふ可きであらう。

一、自然條件

(イ) 氣候 滿洲は所謂大陸的氣候で内地に較べると氣温の上では酷暑、酷寒といふ言葉が當

てはまる、然し氣候は氣温だけには左右されない、風、雨量、湿度等の關係で氣温が低く共必ずしも酷寒でない場合があり得る、特に保健上は湿度が相當重要な關係があるが、滿洲の平均湿度は六五・九%で、快適温度三〇―七〇%に接近し稍乾燥して居る程度である、この空氣の乾燥のため人體に及ぼす感覺は寒暖計の示す氣温と比例しなくなり、夏は爽涼を感じ、冬は體温の奪却が少く所謂底冷を感じない、更にこの寒氣低濕は肺結核罹病率にも好結果を現はして居る、湿度と共に冬期快晴日数が多いこと及び所謂三寒四温の存在することは滿洲氣候の大きな特長である、冬期の快晴日数は七〇―一二〇日で日本内地の三〇―四〇に較べると頗る恵まれて居り、特に北陸地方との差は甚しい、且つ降雪量も少く寒覺的にも重苦しい感じを抱かせることは少い。

(ロ) 水質 内地は大體山國であり、水晶の珠の様な岩清水すら至る所で求められ、硬水は殆んど見當らないが、滿洲の飲用水は必ずしも良質のみとは云ひ難く、硬質、鐵及マンガン含有等に基因する不良水質が相當散在する、この鐵及マンガンの含有はカシンベック氏病の原因となることあり、赤痢の原因とも云はれ、又硬水は石鹼が溶解せず洗濯に不便等の缺點がある、もつとも廣い滿洲であるから生水を飲み得る所もあり、又極端な不良水質の場所は適地調査の際缺格條件となるから左程の懸念は不要であらう、況して飲用水の不良性は簡單に人工的に解決出来るのである、即ち

原始的な曝氣法や濾過、或は第二地下水道に達する迄井戸を深く掘ることによつて或る程度の解決は望み得るし、科學的にはマンガンゼオライトを使用すれば不良水の心配はなくなる。

尙ほ衛生思想の低いと云はれる滿漢人ですら生水は絶対に飲まない、街に煮沸した湯を賣る店が出来て居り來客の際はそれを買つて來て奨める等の傳統的慣習の存在することは滿洲の飲用水の一斑を物語るもので、記憶さる可き點である。

## 二、衛生狀況

主として現在迄に判明せる各種統計を資料として開拓民の罹病狀態、特に婦人と開拓地の衛生狀態を述べる。

(イ) 風土病と傳染病 滿洲なるが故に罹病する病氣即ち風土病としては地方病性甲状腺腫、地方病性皮膚炎、カラアザール、カシンベック氏病、克山病の五種であるが、開拓民のこれに冒される率は絶無とは云へないが、殆んどなく僅かに地方病性甲状腺腫、同皮膚炎の患者を見る程度に過ぎない。

滿洲國の法定傳染病はペスト、コレラ、赤痢、疫癘、腸チブス、バラチブス、痘瘡、發疹チブス、猩紅熱の九種であるが、開拓地に於ては殆んど發生を見ないので多く問題とするに足りない。

(ロ) 開拓民の罹病率と肺結核 開拓地全般を通ずる病氣は内地と大差ないが、夏期炎暑の候に多いのは下痢腸炎、赤痢その他の消化器系統の疾病、脚氣、マラリヤ、日射病等であり、寒期には肺炎、氣管枝カタル、感冒、猖紅熱、麻疹、凍傷、ガス中毒などを擧ぐることが出来る、何れも氣候と密接な關係があり、罹病率は内地より稍多いが遂次減少の傾向にあると云へる、次に開拓地に於ける肺結核罹病狀況は左の通りで、内地の人達が滿洲肺病と稱して恐怖するのは必ずしも當らないことである、即ち左表に示す如く第一次より第八次に至る各年度平均死亡率は人口一萬人に付き一六・九人で、日本内地に於ける開拓團員と同年代(二〇—三四歳)の結核死亡率(人口一萬人に付き四〇・四)に較べると頗る少いと云はねばならぬ、總じて開拓地の結核死亡は入植初年度は比較的體力に餘裕あるため發生數少く、第二年度以降漸次發生數高より、第四年頃を以て一段落となり、以後殆んど發生を見ない經過を辿るものゝ如くである。

開拓團結核死亡數調査

(滿洲調査、康徳七年度「開拓地衛生關係資料」ニヨル)

團名	調査年度	調査累計團員數	結核死亡	死亡率 (人口10,000=付)
彌榮	(昭和七年—八年平均)	二、六六四	八	三〇・〇
千振	(昭和八年—十四年平均)	二、三六九	六	二五・三
瑞穂	(昭和九年—十四年平均)	一、三一八	三	二二・八
第四次	(昭和一〇年—十四年平均)	二、二九五	七	三〇・五
第五次	(昭和一一年—十四年平均)	三、六七三	五	一三・六
第六次	(昭和一二年—十四年平均)	八、四七五	六	七・一
第七次	(昭和一三年—十四年平均)	五、二八九	八	一五・一
第八次	(昭和一四年—十四年平均)	二、三〇六	五	二一・七
平均數		二八、三八九	四八	一六・九

(ハ) 氣候と主婦の關係

滿洲の寒氣が主婦の出産率や乳幼児の死亡率に影響を及ぼし甚しきに至つては不妊症の原因になりはしないかと恐れられて居るが、事實は却つて反對であり殊に出産率は内地より距かに高い、開拓地を視察して見ると、殆んど全部の主婦が赤ん坊を背負つて居ること



とや、その赤坊達が何れも王子に目鼻を付けたやうにクリ／＼と肥つて居る有様をいやと云ふ程見せ付けられるのが普通であるが、以て如何に健康地であるかが想像出来るであらう。第一次乃至第五次開拓團の出生率及出産率は左表の通りで、特に出産率は妻一、〇〇〇名に付き平均三八四・二であり、内地東北地方の一九―二五歳の有配偶婦人の出産率三三五・三及び同一九―三〇歳の三〇八・一に較べ何れも好成绩である、特に彌榮、千振の如く五箇年平均が高率なることは開拓地出産成績が良好なる證左である、これは主婦の年齢が比較的若いことにも基因するが、少く共氣候による悪い影響は全然なく、生活環境が妊娠率を高くして居ると見る可きであらう。

開拓地に於ける出生率 出産率 (第一次―第五次)

開拓地	項	出生率 (人口 10000 名に付)	出産率 (妻 10000 名に付)
彌 榮 (昭一〇―一四 五ヶ年平均)		一〇三・五四	三九一・四
千 振 (昭一一―一四 五ヶ年平均)		一一一・四九	四一三・五
瑞 穂 (昭一一―一四 三ヶ年平均)		一一七・三四	四一一・四
城子河 (昭一三―一四 二ヶ年平均)		一三〇・七四	四二一・三

開拓地	項	出生率 (人口 10000 名に付)	出産率 (妻 10000 名に付)
哈 達 河 (昭一三―一四 二ヶ年平均)		一一一・五五	三七二・九
五次四ヶ團 (昭一三―一四 二ヶ年平均)		九一・三七	二九五・〇
平均		一一一・〇	三八四・二

(滿拓康德七年度「開拓地衛生關係資料」ニヨル)  
備考 第六次以降分ハ省略

又乳兒死亡率も内地の最低は昭和十二年の一〇・六であるが、調査各團何れの成績も内地の最低率以下の成績であるから好成绩である、又乳兒の死亡と關係深い死産も比較的少く四ヶ月未満の死産は妊娠實數に對し三・四%であり、四ヶ月以後のそれは四・四%である、内地は第五七回帝國年鑑によれば(四ヶ月以後のみ調査)最高六・一%、最低三・八%であるから必ずしも好成绩とは云へないが、「開拓地に死産多し」とは速断出来なく。

乳兒死亡率、同死産率は何れも別表に示す通りである。

(開拓地の保健衛生狀況に關しては拓務技師醫學博士宇留野勝彌氏述「滿洲開拓地ノ傳染病」並に「滿洲開拓地ノ衣食住ト保健」參照あり度し)

開拓地に於ける乳兒死亡率

(自昭和九年至昭和十四年)

(康徳七年度「開拓地衛生月報」ニヨル)

開拓地	乳兒死亡實數		乳兒死亡率(出生100ニ對シ)	
	男	女	男	女
彌榮(五ヶ年平均)	二四	一〇	八・九弱	三・八弱
千振(四ヶ年平均)	〇	〇	〇	〇
瑞穂(三ヶ年平均)	一四	九	一三・二強	七・三弱
城子河(二ヶ年平均)	六	二	七・五	二・四
哈達河(二ヶ年平均)	五	二	一〇・六強	三・〇強
五次四團(二ヶ年平均)	二五	一六	一一・四強	七・七弱
六次十八團(二年度)	二三	一三	一〇・九	六・〇
七次廿二團(二年度)	五	五	九・一	一一・二
計	一〇	三四	九・一	一二・二
	男	女	男	女
	計	計	計	計
	六・三弱	一〇・四強	八・四強	九・六弱

妊娠實數・死流産・出生・乳幼兒死亡及健在率

開拓地	妊娠實數	(A)四月未滿ノ流産		(B)四月以後ノ死流産		出生		出生ニ對スル死産率%
		實數	妊娠實數ニ對スル%	實數	妊娠實數ニ對スル%	實數	妊娠實數ト對比%	
第一子	三一二	一四	四・四	一八	五・九	二八一	八九・八	六・四強
第二子	二二二	五	二・三	八	三・六	二〇九	九四・一	三・八強
第三子	九七	三	三・二	二	二・二	八七	九四・五	二・三弱
第四子	一〇	〇	—	—	—	一〇	一〇〇・〇	—
計	六三七	二二	三・四強	二八	四・四弱	五八七	九二・一	四・八弱

開拓地	出生數	乳幼兒期ノ死亡實數		乳兒死亡率(對出生)%		出生ニ對スル健在率%
		乳兒	幼兒	乳兒	幼兒	
第一子	二八一	一五	二	五・三	八・二	八六・五弱
第二子	二〇九	一五	一	七・二弱	五・三弱	八七・五強
第三子	八七	一	—	一・一強	一・一強	九七・七強
第四子	一〇	〇	—	—	—	一〇〇・〇
計	五八七	三一	三五	五・三弱	六・〇弱	八八・七強

(参考對照) 内地各縣の死産率及乳兒死亡率 (昭和十二年)

(第五七回帝國年鑑ニヨリ作成)

縣	出生實數	死産實數	死産率(對出生) %	乳兒死亡(對出生) %	縣	出生實數	死産實數	死産率 %	乳兒死亡率 %
北海道	107,609	4,633	4.3強	10.9	茨城	53,592	3,136	5.8強	12.1
青森	11,898	1,703	14.1弱	13.7	栃木	41,216	2,310	5.6強	9.5
岩手	10,860	2,243	20.5弱	14.2	群馬	41,997	2,367	5.6強	9.8
宮城	16,068	2,219	13.8強	11.1	新潟	70,133	3,099	4.4強	10.4
秋田	39,669	2,126	5.3強	13.6	長野	32,614	2,807	8.6強	8.5
山形	10,387	1,948	18.8強	12.6	石川	33,862	1,131	3.3強	13.5
福島	56,596	3,118	5.5強	10.4	富山	26,892	1,031	3.8強	13.9

### 三、生活環境

茲にいふ生活環境とは衣食住の關係に於て開拓地の現状はどうであるか、恵まれて居るか否かの平面的な記述に過ぎない、これ等の問題を如何に改善し、指導すべきかは頗る廣汎な問題であり、

専門的角度から今後尙ほ研究を要する部面が多いであらう、

(イ) 衣服 開拓地に於ける婦人の服装は夏期は問題はないとして、冬期防寒服としては日本國民高等學校女子部考案の「大和服」があり、滿拓公社では「改良滿服」を考案し、又日滿帝國婦人會では「改良服」を考案して居る、防寒、作業、外見の三要素と、滿人の防寒服装を参考として考案されたものであるが、男子の場合に於ける「協和服」程普遍性がないのは尙工夫研究の余地あるを物語るものであらう、しかし羊毛、毛皮の利用は頗る將來性に富んで居ることは事實であり、工夫如何によつては好適なものが案出されるではあるまいか。

(ロ) 食物 開拓民の營養保健上重大な關係がある營養素たる食物は、開拓地に生産さるる農産物が頗る豊富である關係上使用材料に於て主食物、副食物共量的に頗る豊富なること、何れも現地で自給が可能であり新鮮なること、營養價に於て何れも相當佳良なること等の特長があり、又畜産物も相當豊富で動物蛋白質、及脂肪攝取量も利用面相當廣く、家畜、家畜の飼育により牛乳、山羊乳、卵の利用も可能であり、更にカルピス、トマトケチャップ、トマトソース、ジャム、バター、チーズ各種漬物等の農産加之品の製造も不可能ではない状態に置かれて居る、結局食物不足の不安は皆無であり、残る問題は健康の増進と作業能率のため如何に調理するか、日本の營養學に適

應するやう如何に改善するか、冬期間に於ける野菜貯蔵法を如何に工夫するか等の問題に歸着するであらう。

(註) 宇留野醫學博士述「滿洲開拓地ノ衣食住ト保健」並に卷尾參考資料滿大安部醫學博士「移民地ニ適スル献立ノ作り方」参照のこと)

尙開拓地に於ける主食物、副食物の攝取状態を赤裸々な姿に於て紹介するため左に昭和十五年度報告「城子河開拓團衛生日報」を示す。

◇主食物 白米(五分搗又は七分搗)大麥を混ぶ

◇副食物 大根、ゴボウ、ニンジン、蕪、玉葱、薑、馬鈴薯、甘藷、ホウレン草、高菘、白菜、高苜、バスケ

シソ、葱、京菜、青菜、タカ菜、芹、夕顔、南瓜、越瓜、胡瓜、西瓜、茄子、トマト、蕃椒、豌豆、蠶豆

大豆、小豆、菜豆

◇肉類 牛は時々屠殺食膳に供す。

豚は各部落で飼育し、時々屠殺す、鶏は相當數飼育し、卵と共に食用に供す。

雉は獵銃又はワナにて捕獲し秋より冬にかけて食膳に上ること多し、その他雁、鴨、鶴も多し。

ノロ(獐)銃獵又はワナにて獲り、スキヤキその他調理して用ふ。

◇乳牛は十頭あり牛乳頗る豊富。

蜜蜂六十群あり、蜜の利用なし。

◇河魚 釣、打網、抄網、罾網、水落、冬の泥堀り、氷割り等にて捕獲するが、その種類は、鮎、鯉、鯰、

泥鰌、諸子、白魚、鱧、エビ等で、鮭は虎林街より生魚のまま輸送されて来る。

◇その他 タニシ、スツボン、貝類多し。

◇海産物中干魚は鱈、鮭、鱈、鰯、ニシン、煎子等で削粉を倉庫に貯蔵し、絶へず配給する、海藻は若芽、昆布等で入手容易なり。

(ハ) 住居 開拓地に於ける個人家屋は彌榮、千振は概ね滿人家屋の内部改造、瑞穂村は滿大衛生室指導の開拓民試験家屋、第四次、第五次は總煉瓦造りが多いが、第六次以降は概ね滿拓の個人家屋設計要旨に基く所謂標準家屋が多い、標準家屋の建設標準を抜萃すると左の如くである。

(一) 建坪 十三坪一五

(二) 建築費 八百五十圓(最近物價勞賃關係で昂騰せり)

(三) 構造 デシヤン積、厚さ四〇釐の壁

(四) 屋根 樟木上端に高粱桿又は柳條を敷き、その上に防寒土を置き、最後に厚き一五釐の草茸として仕上ぐ。

(五) 基礎工事 建物地盤を建物周圍一米通り迄盛土又は切土をする、側壁は深さ八〇釐、内部間仕切三〇釐の布堀とし、柱下は深さ五〇釐の壘堀をなす。

- (六) 防濕方法 側壁裏り地上煉瓦二段目にルーフィングを敷く。
- (七) オンドル トビイの鐵柱式とし、床は新聞紙にて下敷をし、朝鮮紙で仕上げ敷りをする。
- (八) 壁ベーチカ 黒煉瓦造りカマド付とし、一部に粘土造りの防火層を施す。
- (九) 天井 木櫃、下地は新聞裏りとし、上貼は並品の型紙を用ふ。
- (十) 關取り
- 1、作業場 大きく採光を考慮し鄰室の一隅には簡単な青机を設け、小供の勉強その他に良く、又神棚を設く。
- 2、食堂 臺所の一隅に食卓を配し、オンドル床を腰掛に兼ね得、カマドと燃料置場を接近させ主婦の能率を擧ぐることにし、燃料置場には七日間の燃料を貯蔵す。
- 3、寢室 オンドル床とし紙張を敷く。
- 4、客間 客間を兼ねる小使寢室の方には床の間あり、硝子戸は二重とし、更に寢室は夜間の熱放散を防ぐため窓外部に二枚引分の防寒板戸を設く。

## 第四章 滿蒙開拓青少年義勇軍

### 第一節 沿革

滿蒙開拓青少年義勇軍制度の沿革は昭和十二年一月三日滿洲移住協會、農村更生協會、大日本聯合青年團主腦部連名をもつて政府に對し「滿蒙開拓青少年義勇軍編成ニ關スル建白書」の提出あり同卅日の閣議に於て「滿洲に對する青年移民送出に關する件」が附議決定され、越へて同年十二月廿三日拓務大臣官邸に於ける拓務省、陸軍省、關東軍、滿拓公社、滿洲移住協會等より成る協議會に於て「青年移民實施要領」が定まつた、拓務省では前記閣議決定に基き昭和十二年度に追加豫算を計上し、昭和十三年度より三萬人送出の態勢を整へたのである、尙これより以前昭和九年秋故東宮鐵男大佐及加藤完治氏等の指導により東部ソ滿國境の一寒村ウスリー河沿岸饒河に青少年三十名が饒河大和村を建設し、青年移民の可能性を無言の裡に示したことも有力な推進力であつた。

斯くて内地訓練は滿洲移住協會、現地訓練は滿洲拓植公社之れに當り、年と共に訓練の整備を重ねて來たが、昭和十四年二月決定の「滿洲開拓政策基本要綱」に基き、名稱も改められ、義勇軍訓

練の一元的經營並に訓練の一貫的指導統轄に當るため昭和十五年四月一日新京に滿洲國勅令にある法人「滿洲開拓青年義勇隊訓練本部」が設置せられ、劃期的進展が期待せらるるに至つた。

### 第二節 義勇軍の使命

滿洲開拓政策本要綱に於ては左の如く義勇軍の使命を明確に示して居る。

開拓青年義勇隊ハ主トシテ日本内地ノ青少年ヲ以テ之ヲ結成シ民族協和ノ中核トシテ滿洲國ノ生成發展ニ寄與スヘキ各種開拓民特ニ開拓農民ノ基底タルノ資質ヲ育成訓練シ以テ日滿不可分關係ノ鞏化ニ資スルモノトシ特ニ其ノ重要性ニ鑑ミ之レガ指導及經營ニ關スル方策ヲ確立ス  
即ち滿洲の沃野を心身鍊磨の大道場として農業を通じ、皇道精神を鍛鍊陶冶し、民族協和の中核として、開拓農民の基底となることにあるが、其の使命達成に當る義勇軍の精神は左の綱領に於て最も明確端的に表現さるるところである。

### 綱 領

一、我等ハ天祖ノ宏謨ヲ奉ジ心ヲ一ニシテ追進シ身ヲ滿洲開拓ノ聖業ニ捧ゲ神明ニ誓ツテ  
天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス

一、我等ハ身ヲ以テ一徳一心民族協和ノ理想ヲ實踐シ道義世界建設ノ礎石タランコトヲ期ス

### 第三節 訓練

内地訓練所は茨城郡中妻村字内原にあり、現地訓練所は現在九二箇所に達して居る、現地に於ける義勇隊訓練は總て滿洲開拓青年義勇隊訓練本部で統轄するが、其の經營に就ては左の如く訓練本部、滿鐵、吉林石油株式會社之れに當つて居る。

訓練本部經營滿洲開拓青年義勇隊訓練所	五七
滿鐵經營	三一
滿洲開拓青年義勇隊 嚮導 訓練所	三一
同 吉林鐵工訓練所	一
同 滿鐵實務訓練所	一
同 蓋平增健訓練所	一
計	九二

} 特別訓練所

義勇軍の訓練目標は開拓農民の育成に置き、内地訓練所では皇國精神の鍛鍊と協同集團生活の訓練を行ひ、現地訓練所では三箇年の中一箇年を基本訓練期間とし、後二箇年は實務訓練である、訓練の全期間を通じ營農に主點が置かれるが、時局の要請たるため各訓練所に於ては現在訓練即生産

の方針を執つて居る、尙ほ開拓農村建設の要員育成の目的の下に特殊訓練を実施して居り、前記特別訓練所は之れに當るのである。

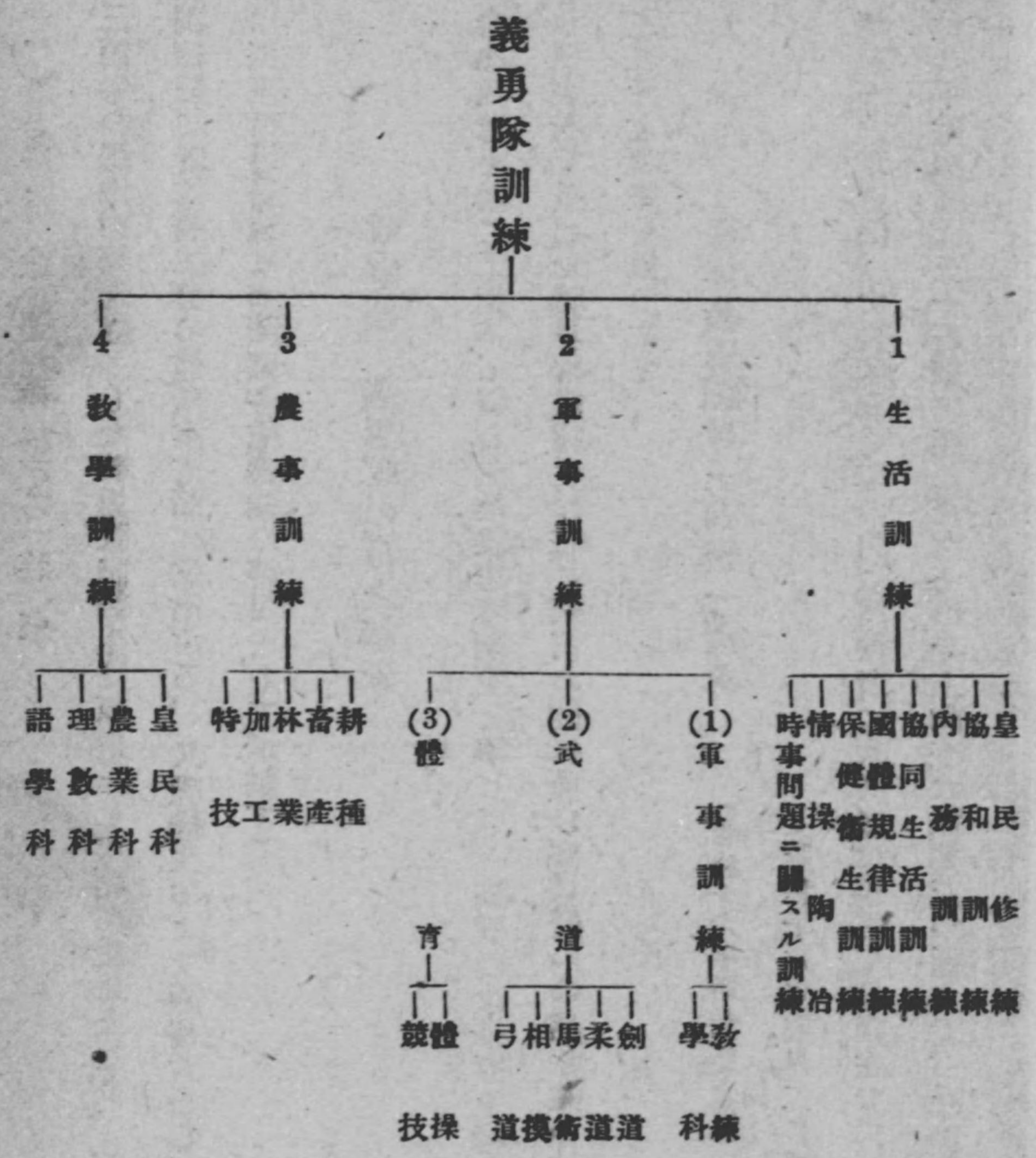
訓練内容は左の通りである。

(イ) 内地訓練所 訓練課目

- 學科 II 皇國精神、滿洲植民問題、滿洲事情、滿洲農業大意、國語、地理、歴史、滿洲語、榮養、農産加工及製造、生理衛生、軍事講話、習字、課外講話
- 實科 II 教練 (一般教練、陣中勤務、行事)
- 武道 (直心影流法定の型及劍道、柔道)
- 體操 (日本體操、その他)
- 作業 (開墾、一般農事、土木、建築、榮養、味噌醬油の醸造加工、畜産、其他特殊訓練作業)

(ロ) 現地訓練所の訓練内容

滿洲現地に於ける訓練の基本方針は滿洲開拓青年義勇隊本部訓練要項に於て定むるところであるが、訓練内容の構成は左表の通りである、而して各分野の教育訓練は廣議に於ける國民生活訓練の一環であり、之れが計畫實踐に當つては常に訓練生の人格に綜合せられ生活化する如く留意されて居るのである。



(ハ) 義勇隊訓練生の将来

三箇年の現地訓練を終了した義勇隊訓練生は原則として開拓農民となり、開拓團に移行する。特  
技訓練終了者は鑛工その他産業方面に進出する、又訓練生中より適格者として選抜養成を受けたる  
者は将来指導員或は満洲國各種機關の要員として活動する。

第四節 義勇軍の身上調査

内地現地を通じ三箇年、朝な夕な義勇軍綱領を奉じて、満洲の大平原を精神鍛錬の道場として、  
身心錬磨を重ねた義勇隊訓練生は既に鐵石の開拓魂の凝集體かの感を抱かせらるるが、参考のため  
左に身上調査を掲出する。

青年義勇隊身上調査一覽表

(昭和十六年第一次入所)

昭和十六年四月二日現在

昭和十六年度第一次入所義勇軍の内原訓練所に入所者は四月二日現在で一三、二二八名で、府縣  
單位の中隊編成は三十府縣に達した、その身上調査は概要左の通りで、年齢別に見ると十五歳が二  
五%、十六歳が五六%、高等小學校の卒業生が八一%を占めて居る、入所者の成績は一番より五番

までが九〇六名、級長及副級長を勤めたもの一、七二三名、總數の一五%を占めて居る、家庭の職  
業は農業が大部を占め六九%に當り、工場勞務者も五一二名で前年に較べ約倍數に達して居り、漸  
次都市生活者に義勇軍運動が認識せられつゝあることが感ぜられる。

(一) 年齢別

計	二、九二九	三	男	一、〇〇四
廿一歳	一、六五〇	四	男	一一七
二十歳	七五八	五	男	四〇三
十九歳	三一九	六	男	九三
十八歳	一四〇	七	男	
十七歳	二七	八	男	
十六歳	八	九	男	
十五歳	四	十	男	
十四歳	二	十一	男	
計		弟		
		甥		
		孫		
		戸主		

(二) 續柄別

長男	一、五五六
次男	三、四四七



從弟  
養子

計

(三) 學歷別

中等實業卒	五四
同 中退	一九三
青年學校卒	二三一
同 中退	一、六五六
高等小學卒	九、九二五
同 中退	二五四
尋當卒	一九〇
同 中退	一一二
計	七二二、五一五
卒業成績別	
一—五番	二、一七三
五位	八、四六三
中位	

下位  
級長別

級長副級長

(五) 級長別

無	一〇、七九八
副級長	六八九
級長	四三三
級長副級長	五九五
計	一九、〇一五
家底職業別	
農 業	八、九二四
商 業	一、一二一
工 業	五一六
官 公 吏	二〇八
教 員	八一
宗 教 家	七一
會 社 員	三五五
漁 業	一五四
船 員	四六
請 負 業	一八三

九六八

職 工  
其 他  
無 職

(七) 本人職業別

直グ義勇軍トナル	一〇、一〇九
家事手傳	一、三〇六
店 員	三五四
給 仕	一〇〇
其 他	一一六
兄弟姉妹數	
十一人以上	二八〇
十 人	五八〇
九 人	一、〇九八
八 人	一、八六二
七 人	二、三七八
六 人	二、三八七
五 人	

(九) 男の兄弟中何男か

四 人	一、八七〇
三 人	一、二八三
二 人	五二七
一 人	一九一
長 男	一、七六六
次 男	四、五三二
三 男	三、四四〇
四 男	一、七六八
五 男	六八八
六 男	二二二
七 男	七八
八 男	一四
九 男	五
十 男	一
十 一 男	一
家 族 數	

六	七	八	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二
人	人	人	人	〇人	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	二

一、四一九	一、八二四	二、〇八一	一、七八一	一、三八九	九四八	五〇一	二八六	一四九	六九	四〇	二二	一六	九	一二	三	四	四

一	二	三	四	五
人	人	人	人	人

五三	一〇三	二八四	五四七	九七七

## 第二篇 女子拓殖事業

### 第一章 滿洲開拓事業と女性の役割

滿洲開拓事業は大和民族發展の據點を培養確立することを其の重要な目的の一として居る限り、女性の果敢なる大陸進出がこれに隨伴す可きは極めて明白な理であり、又凡そ開拓事業は「鋏と鍋」即ち男性と女性、農業と生活、この二つの條件が併行的に成立つ場合始めて開拓民の定着性が増強し、開拓事業永遠の基礎が確立すること既に古今東西の史實が證明するところである。

然らば開拓民配偶者は如何なる使命を負擔されて居るか、一言に盡せば滿洲開拓民の持つ使命は同時に開拓民配偶者の使命に外ならないが、又女性の立場に於て果す可き役割が極めて多い。寧ろ男性に劣らぬ重大な使命と責任を負擔されて居ると云はねばならない、開拓地に於ける女性の立場を大まかに大別すれば(一)開拓政策遂行の一翼として(二)農村協同體に於ける女性として(三)

開拓農家の主婦としての三つの場合を考ふることが出来るが、今夫々の立場に於て女性に要請する役割を要約すれば概ね左の通りであらう。

一、開拓政策遂行の一翼として

- (イ) 民族資源確保のため先づ開拓民の定着性を増強すること
- (ロ) 民族資源の量的確保と共に大和民族の純血を保持すること
- (ハ) 日本婦道を大陸に移植し滿洲新文化を創建すること
- (ニ) 民族協和の達成上女子の協力を必要とする部面の多いこと

二、農村協同體に於ける女性として

- (一) 衣食住問題を解決し開拓地家庭文化を創造すること

三、開拓農家に於ける主婦として

- (一) 開拓農民の良き助耕者であること
- (二) 開拓家庭の良き慰安者であること
- (三) 第二世の良き保育者であること

以上のことは滿洲開拓の使命そのものと關聯し、同じウエイトに於て考慮される可きものである。

女性によつてこれ等の役割が総合的に完全に果たされた場合滿洲の沃土は輝く樂土と化するであらう、以下女性の進出が滿洲開拓事業に對して如何なる意義を持つか、又何故に必要であるかを簡単に記すことにする。

一、開拓民の定着性増強のため

由來開拓事業成功の一切の根源的要素は開拓民の定着より出發するが、滿洲開拓事業は歐米流の個人主義的、搾取主義的植民政策とは理念に於て異なるは勿論、既に述べた如く崇高雄渾なる意義の上に立脚して居る、しかも第二期計畫基本方針に於て東亞共榮圈内に於ける大和民族發展の據點を北方即ち滿洲に置くとはつきり決められた以上開拓民は斷然浮草であつてはならない、開拓農場法の指向する開拓農家が創建されねばならない、百萬戸の開拓農民がピタリと滿洲の大平原に定着し彌榮へに榮えねばならない、其の根底となるものは實に女性の進出である、國家百年の長計を打樹つる見地から云へば女性の伴はない開拓事業は結局一代限りに終ること一六二〇年時代に於けるマニラに作られた日本人町の事例、或はシヤムに於ける山田長政による隆盛な日本の勢力布植のその後の凋落の事例によつて明白である、前二者は必ずしも純粹な意味に於ける開拓事業ではないが

女性の伴はない海外進出は言語、習慣、文化、血液の何ものをも残さないことに想到すれば開拓事業と女性の關聯性の深さも諒解出来るであらう。

嘗つて二十年前ハワイで邦人移民を法律を以て禁止せんとして種々壓迫が加へられたことがあつた、然し當時ハワイ移民は其の家族と共に大部分農民として定着してゐたので遂に法律の適用も有名無實に終つた事例がある、開拓民が定着した眞の姿はかくの如く法律の力、條約の力より強いのであり、或は時に國家の運命を左右することすらあり得るのであるが、上述のハワイ移民の根強さの一因は實にそれが家族移民として行はれ、多數の二世を有してゐたことと、それが米國に取つては皮肉なことであるが米國市民權を持つてゐたことに基因するであらう。

## 二、大和民族純血保持のため

滿洲開拓事業は「百萬戸」の「大和民族」によつて遂行されるものであるが「百萬戸」は民族の量であり、この百萬戸は純粹な大和民族の純血を保持せる者によつて構成されねばならない、一滴の混血も許されないのである、即ち民族問題上重要視せらるる民族の質の問題がこれであるが、民族精神は民族の血液によつて傳承されるを原則とする限り女性は深くこの點に思ひを致し、自ら進

んで血液防衛部隊とならねばならない、しかも純血保持といひ、開拓民の定着といひ、共に女性の進出そのものによつて解決される問題である、現在開拓民の間に原住民との雜婚が行はれる可能性があるといふ意味では全然なく、寧ろそれは杞憂であらうが、大和民族が古來異民族を包容融合しつゝ生長したからとの觀念論をもつて日滿雜婚説が稍も唱へられる實情にあること、極端な場合は實現性のあること、開拓民の場合は杞憂であるとしても在滿邦人の全部に對し範を示す等種々の意味に於て日本内地の女性の再認識を要する主要なる問題たるを失はぬ、況して現在在滿五族の中純粹の滿洲民族は二百萬内外に過ぎず、三千余百萬は漢人種であるが、かくの如く滿洲民族衰滅の由因は實に漢人種の所謂民族侵略にあつたこと民族史の傳ふる如くで日本女性のよく銘記すべき點であらう。ドイツ民族の一分派たるフリジア人は「われはフリジア人、外國人はめとらじ」と主張し血統に對する矜持を誇つて居り、又ヒットラーは「純血の民族は最も優秀なり」と叫んで居る。

## 三、日本婦道の移植

滿洲開拓事業は八紘一字の精神の東亞に於ける顯現の第一歩であり、日本農村の家庭分化の大陸移動であるから、其の據つて立つ根源たる日本婦道は滿洲の新天地に移植され、民族協和の達成、

農村協同體の創建、衣食住を中心とする農村新文化の創造、滿洲國婦人の物心兩面に亘る封建的桎梏からの解放、更に進んで王道樂土の建設等はすべては日本婦道を根幹として成し遂げられねばならない、只單なる日本婦道の滿洲移入は無意味であり、滿洲の社會に積極的に植付ける必要がある、大陸に於ける原住民文化の接觸融合は何等とがむ可きでなく寧ろその必要が認めらるるのであるが、先づ開拓農家にしつかり根を持ち、それが農村協同體に及び、其の垂範實踐によつて原住民族に及ぼし、究極に於て日本的な大陸新文化が創建されることが望ましい、原住民族に日本婦道の精髓を咀嚼せしめ、日本的色彩の下に渾然融合し、精鍊された日本婦道を以て滿洲の新天地を蔽ひ盡くし、輝く日本婦道が新天地に華と咲かねばならない、輕々な原住民族の文化摸倣は日本婦道の退歩に外ならない、しかもかゝることは資質優秀なる日本女性の當然の使命であり、大東亞戰爭下に於ける日本女性負荷の使命の一翼であり、手近に實行し得ることである、現代女性は例へば隣組、或は軍需勞務、勤勞奉仕等に於ける如く、單に自己一人の婦道切瑳以外に協同體の一員として所謂全體一體の精神を要請せられつゝあるが、滿洲國の社會文化の現状から見て廣く日本婦道の使命を再認識し、使命達成に邁進することが要請さるゝ次第である。

滿洲國の衛生狀態その他は參考資料に示す如く一般的には吐痰の禁止、清潔の勵行、住居に就て

は蠅の驅除、換氣の徹底、便所の改良、食事に於ては野菜類の積極的利用等が緊急な生活改善の部面であり、特に滿洲國原住民諸民族の婦人は死亡率に於て世界的高率であり、又乳幼兒の死亡率も高い。これは育兒、助産に對する智識の低いことと共に臺所經濟が男任せであり、經濟、榮養に關する觀念が劣しいことに直接の原因があるが、その根底は物心兩面的に半封建的社會狀態に押し込められて居るからに外ならない、物的の面に於ては既に統計上にも明らかにされて居り、これが解放は先づ日本婦人の指導に俟つ可きであるが、原住民族の婦道は大まかに云へば「婦道主義」と云はれ、しうと、しうとめに仕へるを第一義とし、次いで良妻たれと教へ、しかも「女子無才即徳」と云はるる如く、忍従一途の傳統的慣習から遂に前述の如く臺所經營をも支配せず、甚しきに至つては自己の生命を保持するに必要な榮養の攝取にすら無關心たる狀態に追ひ込まれて居る、日本婦道の持つ賢母主義の一面は全然缺けて居るといふのが赤裸々な姿であらう、これを如何に指導するか、日本婦道による開拓部面は尙廣く残されて居ると云ふ可きである。

又一面實際問題として青少年義勇軍は幼少にして家庭の膝下を離れ、僅かに寮母によつて家庭的な母性愛を感得したのみで、日本婦道の持つ滋味掬す可き愛情、乃至日本の家庭文化とは凡そ縁遠く育成される不安がある、やがて彼等が開拓農民となり、家庭を營み、開拓農家を建設する場合、

そこに日本婦道の潤ひが缺けて居たらば、義勇隊開拓團は荒涼たる殺風景なものとなるではあるまいか、開拓農民の基底たる義勇隊開拓團の家庭には日本内地の輝く家庭文化が積極的に植付けられねばならない、若し日本婦道をしかと身に付けた女性の進出がなければ、滿洲の新天地に於ては世界に誇る日本婦道、傳統を誇る日本家庭文化は滅亡する恐すらある。

#### 四、民族協和達成の使命

外國諸民族と生活を共にする經驗を殆んど持たなかつた日本女性に取つては民族協和とは何であるか諒解し難い點が多いのであらうが、開拓女塾設置要綱によれば協和訓練の訓練内容として(一)原住民に對する理解、(二)交際、(三)風俗習慣の尊重の三項を指示して居る、民族協和は滿洲國建國精神の組成要素であり、滿洲開拓政策が日本内地人開拓農民を中核として民族協和の達成を期して居ることは開拓政策基本要綱、第二期計畫基本方針に明白に指向する通りで男子開拓民の重要使命であり其の大部は男性の努力に俟つ可きであるが、女性の立場に於て協力す可き部面も亦多く、地味ながらも原住民族の核心に喰ひ込み、男子の及ばぬ領域が自らあるのである。

民族協和の要諦は原住民族との相互理解や接觸だけでなく、大和民族は滿洲國に於ける中核的指

導者たることを念頭に置き常に指導の任務を果たすことである、而して滿漢人の間には「面子」といふ民族心理が巢喰つて居り、しかもこれは世界的難物とされて居る程であるから極めて微妙複雑となつて來るが、日本婦道の持つ眞の愛情をもつて臨めば解決出來ない問題ではないのである。

例へば滿洲原住文化は低度であり、蠅の驅除、便所の改良の如き積極的に進める必要があることは日本人の常識として何等疑問を抱かぬのであるが、滿人に云はせると野外の排便は、ユーモラスな表現であるが衛生的であり、經濟的であると主張する。これに對し只單に強制的に改善せしめんとすることは、原住民族の心理を理解しないことであり、民族協和の達成上面白くないが、然し指導の必要は絶體的な要請であるから、これは女子の手により優しく根氣よく愛情を以て指導するより外なく、寧ろ男性より女性の方が好適である、又蠅の驅除、吐痰の禁止の如きは開拓團主婦達によつて日常極めて懇切に指導されて居る所である、又滿人社會の慣習は勿論尊重せねばならない、彼等は吉凶禍福に對し「大人」たる開拓團員を招待することを誇りとするのであるが、例へば吉事に際してこの祝物を贈る數は彼等の慣習を重んじ偶數を選ばねばならない、徒に日本人の忌む「四」の數字に拘泥する如きは寧ろ禁物である、さりとて日本人の持つ愛情の觀念のみを以て彼等を律することは却つて輕蔑される逆効果を來たすことがある、例へば來客の喰べ残しを其のまゝ苦力なり隣

人に與へることは、日本流には主婦として優しい心遣ひであること斷るまでもないが、滿人社會では「面子」の觀念から輕蔑される結果を惹起す、要するに民族心理は永い傳統の間に培はれたもので、ラフカチオ、ハーン、(小泉八雲氏)が「日本人の笑」<sup>ゴヤベニクススマイル</sup>はどうしても諒解出來ぬと告白した如く、民族協和は理解や強制だけでは如何とも致し兼ねる場合も相當多く、日常些々たることの間、交際を續け、永い間に氣永に、相互の慣習を尊重しつゝ、理解を深めて行く所に味があるであらう、殊に滿人婦人は男子とは勿論、他民族との交際を嫌ふ習癖があるから、先づ開拓民配偶者の接近が欲ましいのである、かゝる諸點は何れも主婦に於て多少工夫し、心掛ければたやすく實踐出來ることがあり、容易に手の届く範圍内の任務でもある。

## 五、衣食住問題の解決者として

開拓地に於ける衣食住の問題を如何に解決するかの問題は結局、現地適應の生活體制を創建すること即家庭文化の創造であり、營農の成立と共に開拓事業成立の重大要素であり、茲にも今後女性に残された大きな使命がある、衣食住を通ずる良き家庭の建設のためには概ね左の如きことが云ひ得る。

(イ) 服装 (一)大陸的寒暑に適應する衣類の自發的考案、(二)裁縫、編物の研究、(三)衣類材

料供源として家畜の飼育、(四)紡毛、ホームスピンの織り方、その他

(ロ) 食物 調理法の研究、生菜の貯藏法、食料供給源としての家畜、家禽の飼育

(ハ) 住居 住みよくするための各室の研究、燃料及暖房の研究、その他

等が擧げられるが、即地即應の生活新體制を確立するは其の根底に於て現地生活に對する根本態度を決めることである。

内地の生活態様をそのまま、滿洲に於て再現すれば可なりとの考へ方は寧ろ暴舉に近いことであり、主婦自體による工夫、研究のみがこの問題を解決する鍵であるとの考に立脚す可きであらう、由來日本は溫帯地であり、其の生活は夏の高濕温を如何に防ぐかに重點を置いて工夫され、發達し、日本獨得の生活文化が出来上つたのであるから、冬期の嚴寒を如何にして防ぐかに重點がある所の滿洲の生活は一切をその點に集中し、工夫が凝らされねばならない道理である、開拓地の主婦に對する生活指導に付ては滿拓が中心となり、衣食住の即地的改善の實地指導方法として榮養巡回講習、ホームスパン製造講習會等を行ふ外、開拓團自體としても乳牛、山羊の積極的飼育による乳幼児保育の一助とし、又一面托兒所開設により農繁期に於ける婦人勞働力の緩和と乳幼児保護に當つ

て居るが、然し未だ開拓團常駐の生活指導員設置の段階には達せず、僅かに昭和十六年度に移行した某義勇隊開拓團に一名の寮母が義勇隊訓練生と共に移行した事實があるに過ぎない、結局のところ家庭文化の建設は、主婦自身の生活改善、生活科學化に對する工夫に俟つのが本態である、従つて現地生活適應力の涵養は主婦の責任に於て完成す可きであり、茲に主婦としての大きな使命があり、又一面今後大陸に進出せんとする若き女性に對する指導部面がある次第である。

#### 六、家庭の主婦として

開拓民配偶者が其の資質に於て農業に理解を持つ農村出身者たることを要請せらるるのは開拓民配偶者は現地に於て夫の助耕者として相當の農業勞働力を必要とするからである、開拓地に於ける婦人勞働力が如何に重要な割合を以て要求されてゐるかは前記の北五道崗開拓團の例により明白であらう。

## 第二章 女子拓殖事業概要

### 第一節 女子拓殖事業の沿革

女子拓殖事業の沿革は昭和十三年度拓務省助成により廿三府縣に女子拓殖講習會を実施したに始まる、當時の開拓團編成狀況は既に府縣聯合、縣單位構成から漸次分村分郷形態に移行せんとする氣運高く、特に同年には長野縣大日向村の單村分村、山形縣庄内村の分郷計畫實現し、又送出府縣は四十六の全府縣に及び澎湃たる滿洲開拓熱は全國を風靡すると共にこの大量送出に伴ふ開拓民配偶者養成も急務となつて來た、就中同年度に於ける滿蒙開拓青少年義勇軍制度の實施は、早晩大量の花嫁送出の必至なるを痛感せしむると共に、いたいけな彼等若き義勇軍に對する温情も手傳ひ、官民の間に眞剣な課題として論議せらるるに至つた、拓務省は夙に其の重要性に鑑み、拓務省助成、府縣主催により女子拓殖講習會を実施せしむるに至つたのであるが、其の目的は(一)未婚女子の滿洲開拓に關する認識の徹底と(二)進んで配偶者たらしとする氣運の喚起にあつた、講習



會の稱呼も「滿洲農業移民座談會」「滿洲移民花嫁講習會」などと各府縣雜多であり世間で「大陸の花嫁講習會」と呼び慣したのもこの當時であつた、爾來女子拓殖講習會は現在に及び全府縣に實施せられ、受講習者数は概ね毎年九千余名に達せんとする盛況である。

而して一般婦女子に對する滿洲開拓思想の普及徹底の益々急務なると共に、女子拓殖講習會の全國統一的な指導を主たる目的とし、配偶者斡旋を從たる目的として、昭和十四年六月三十日より十六日間茨城縣友部の日本國民高等學校女子部に於て第一回女子拓殖指導者講習會が實施せられた、而して右講習會終了者は同年八月滿洲現地の開拓團、義勇隊訓練所、主要都市の現地踏査を行ひ、所謂目と耳の両面からの認識を體驗した指導者として全國各地方に於ける女子拓殖指導の第一線に立つに至つた。

女子拓殖指導者講習會の實施、女子拓殖講習會の全國普遍化に従ひ女子拓殖運動は漸次全國的に展開された、即ち昭和十四年より昭和十五年にかけ、府縣を經營主體とする女子拓殖訓練機關として、東京府女子拓務訓練所、愛知縣立追進農場内女子拓殖訓練部、滋賀縣女子拓殖訓練所、岡山縣三德塾併設女子拓殖訓練所等が生れ、昭和十五年七月には長野縣立桔梗ヶ原女子拓務訓練所が開設された、開拓關係團體に於ては昭和十五年十月に日滿帝國婦人會により滿洲開拓女子訓練所關西日

滿女塾が大阪府下枚方町に設置され、一方海外婦人協會により昭和十三年橫濱市港北區上谷本に女子農園訓練所が設置された、兩者は何れも現在に及び開拓民配偶者の養成訓練と共に配偶者斡旋機關として協力して居る、かゝる氣運と併行的に各府縣に於ける斡旋施設も漸次整備されたが、前記の開拓關係婦人團體による外大日本女子聯合青年團では昭和十五年四月に拓士結婚相所を開設した、府縣に於ては靜岡縣の滿蒙開拓婦人相談部、和歌山縣の海外婦人協會開拓民結婚相談所、島根縣の開拓士結婚相談所、岡山縣大陸開拓民結婚相談所、高知縣興亞結婚相談所等十五府縣に及び、何れも今日に及んで居る。

一方現地に於ては東安省密山縣第六次北五道崗開拓團に開設された女子義勇軍訓練所に引續き、昭和十五年度に秋田縣出身齋井竹代女史により北安省鐵嶺縣第七次安拜開拓團に開拓女塾の設置を見た、かゝる機運と睨み合せ政府に於ては昭和十六年度を期し、拓務省助成、府縣經營の下に全國八縣に女子拓殖訓練所を設置し、一方日滿兩國政府助成、開拓團經營の下に七開拓團に開拓女塾を開設した。

而してこの間に於て昭和十四年阿部内閣當時の第七十四議會には「女性移住者養成道場建設に關する建議案」が提出され、又去る第七十九議會には「滿蒙開拓女子義勇軍」に關する請願書が提出

された、又開拓政策基本要綱は女子拓殖に關する多くの方針を闡明した、かくて今回の「女子拓殖事業對策要綱」の制定となつたが、これは開拓民配偶者に對する量的質的要請に即應すると共に、指導員養成、開拓民配偶者斡旋協議會其の他を綜合的に運營することにより、内外の要望に應へんとするものである。

開拓政策基本要綱に示された主要なる方針は左の通りである。

【基本要領十七】 旺盛ナル開拓思想ヲ培養スルト共ニ開拓地ニ於ケル人口構成ノ階調的進展ヲ期スルヲメ汎ク女性一般ニ對シ積極的進出ヲ鼓吹スヘキ有效適切ナル施設ヲ行フモノトス

日本各地ニ亘リ開拓民配偶者養成施設ヲ整備スルト共ニ其ノ女子指導ノ養成訓練ヲ設クルモノトス

【基本要領參考資料女子指導訓練施設に關する件】

一、滿洲開拓民ノ大量送出ニ伴ヒ一般婦女子ノ積極的進出ノ氣運ヲ喚起シ開拓民ノ伴侶者トシテ確乎タル信念ヲ有スル女子ノ育成ニ努ムルモノトス

二、右目的達成ノ爲地方ニ於ケル女子指導者ノ養成ヲ圖ルト共ニ女子訓練施設ノ設置擴充ヲ期シ、尙各種關係團體ノ指導助成ヲ行フモノトス

三、日本國政府ハ女子指導者養成ヲ設置シ、地方ニ於ケル女子訓練、講習會等ノ指導ニ當ル女子及滿洲ニ於テ活動セントスル女子ノ養成ヲ行フ

四、道府縣ニ於テハ學校又ハ農民道場ノ施設ヲ擴充シテ女子訓練所ヲ設置シ、相當期間農事訓練ヲ通シ開拓精神ノ涵養ヲ圖ルト共ニ開拓民ノ配偶者タルニ必要ナル生活指導ヲ行フモノトス、尙右機關ニ於テハ家族招致ニヨリ移住セントスル配偶者ニ付其ノ渡滿直前短期訓練ヲ實施スルコトアルモノトス

五、道府縣ニ於テハ學校、農民道場、神社、寺院其ノ他適當ナル施設ヲ利用シテ短期講習會ヲ開催シ一般婦女子ノ開拓地進出ノ風潮ヲ喚起シ進ンデ開拓民ノ配偶者タラントスルノ氣運ヲ醸成スルモノトス

六、日本國政府ハ開拓民ノ配偶者斡旋養成等ニ當ル可キ各種團體ニ對シ指導ヲ行フト共ニ助成ヲ與ヘ其ノ事業ヲ伸展セシムルモノトス

七、滿洲國政府ハ必要ニ應ジ現地ニ女子訓練所ヲ設ケ現地ニ於ケル生活體驗ヲ得ントスル日本内地人女子又ハ青年義勇隊訓練所ニ勤務セントスル女子ノ訓練ニ資スルモノトス

## 第一節 開拓民配偶者送山の緊急性

滿洲開拓政策の加重的な使命完遂のため女子の送山は不可欠の要件であることは前述の通りであるが、昭和十七年度を以て實施期を迎へた第二期計畫の大量的な性格と、昭和十六年度に移行を完了した義勇隊開拓團が昭和十七年より家族招致を行ふ段階にはいつた事の二つの目前の事實は開拓民配偶者送山の緊要性に一段の拍車をかけた、即ち第二期計畫による開拓民送山計畫數は開拓農民九萬戸、青少年義勇軍十三萬名で、第一期計畫送山量の二倍以上であり、青少年義勇軍は斷る迄もなく悉く獨身者である以上、これに伴ひ花嫁送山量の増大することは當然の歸結である、而して量的需要の増加は同時に配偶者の資質の優秀化に付て眞剣な考慮が拂はねばならないことを意味する、グレンシャムの法則に「悪貨と良貨と並び存すれば良貨は自然に驅逐さる」と示して居る原則は開拓地にも適合することである、開拓團は農村協同體であり、開拓農村の構成單位は部落であり、部落生活が通常四戸乃至五戸單位の隣組から成立ち、農耕、炊事その他開拓地生活の一切が協同精

神を基調として運行せられつゝある一事を考へても、一人一人の配偶者の質の良否は小にしては部落の平和、大にしては開拓團の建設に至大の關係を持つ理である、況して開拓民配偶者は前述の如く幾多崇高なる使命を負擔されて居るのであるから其の根底に於て優秀なる資質の持主たることを要請することは當然であり、萬ヶ一にも單なる個人本位的な我利的な存在であつてはならない、開拓團員が「開拓團がほんとは好くなるのも悪くなるのも花嫁が來てからだ」といふのは這般の事情を傳ふるのではあるまいか。

従つて女子拓殖事業は量と質の問題即ち端的に云へばよい花嫁を遲滞なく大量に送り出すことであるが、先づ量的に見て開拓民配偶者送山の緊要性が如何に切實な問題となつて來て居るかを検討しやう、昭和十七年度に於ける開拓民配偶者需要推定數は左表に示す如く開拓農民五千七百名、義勇隊開拓團一千百五十名に達する、右推定數は政府の豫算上の家族渡航費年度別交付割合に準據したもので、大體の標準數に過ぎないが、昭和十七年度以降其の送山量が算術級數的に増加する趨勢に在ることと、女子の送山は其の前提に於て必ず結婚斡旋の過程を必要とするから男子開拓民の送山と較べ數量の問題以外に一段の努力を要することの一點は特に計算に入れて考慮されねばなら

なお、尙第二期計畫に於ける年度別配偶者所要推定数は左の通りである。

第二期計畫年度別開拓民配偶者所要調（推定數）

年 度	開 拓 農 民	義勇隊開拓團	計
昭和十七年度	五、七〇八	一、一五六	六、八六四
同十八年度	六、五二四	二、九四八	九、四七二
同十九年度	七、七四五	五、七九九	一三、五四四
同二十年度	八、四二六	八、五七四	一七、〇〇〇
同二十一年度	八、九二三	一二、三六六	二一、二八九
計	三七、三二六	三〇、八四三	六八、一六九

昭和十七年度ニ於ケル開拓農民配偶者需要推定數

(一) 昭和十七年度家族招致豫定數

入 入 植 植 年 形 次 態 別 及	戸 入 植 計 數 畫	内		交 家 付 族 割 渡 合 航 費	家 族 招 致 豫 定 數
		團 規 模	團 數		
第九次集團	一六、〇〇〇	三〇〇	三二	1/3	三、二〇〇
第十次集團	一〇、〇〇〇	三〇〇	二〇	1/2	二、二〇〇
第十一次集團	一四、〇〇〇	三〇〇	二〇	1/6	一、四〇〇
十七年度大陸婦農	二、五〇〇	三〇〇	二八	1/6	二五〇
第一次集合	六、〇〇〇	二〇〇	一	2/5	二、四〇〇
第二次集合	四、〇〇〇	五	一	2/5	一、六〇〇
第三次集合	四、五〇〇	五	一	1/5	九〇〇
十七年度大陸婦農 集計	五七、五〇〇	二〇〇	五	30/200	一八、〇八〇

(二) 家族招致豫定者ノ年齢構成

入植形態及 年次別	家族招致 者數	年 齡 構 成 別 紙					
		三十一歳以下 (二六%)	三十一歳以上 (三九%)	三十一歳以下 (一九%)	三十一歳以上 (九%)	四十五以上 (二%)	
第九次集開 (三〇〇月)	三、二〇〇	八三二	一、二四八	九〇八	二八八	一六〇	六四
同 (二〇〇月)	二、二四〇	五八二	八七三	四二五	二〇一	一一二	四四
第十次集開 (三〇〇月)	三、〇〇〇	七八〇	一、一七〇	五七〇	二七〇	一五〇	六〇
同 (二〇〇月)	二、〇〇〇	五二〇	七八〇	三八〇	一八〇	一〇〇	四〇
第十一次集開 (三〇〇月)	一、四〇〇	三六四	五四六	二六六	一二六	七〇	二八
同 (二〇〇月)	八四〇	一五八	三二七	一五九	七五	四二	一六
特設開拓團 (三〇〇月)	二五〇	五五	九七	四七	二二	一二	五
同 (二〇〇月)	一五〇	三九	五八	二八	一三	七	三
第一次集開 (二〇〇月)	二、四〇〇	六二四	九三六	四五六	二一六	一二〇	四八
第二次集開 (二〇〇月)	一、六〇〇	四一六	六二四	三〇四	一四四	八〇	三二
第三次集開 (二〇〇月)	九〇〇	二三四	三五一	一七一	八一	四五	一八
特設開拓團 合計	一、〇〇〇	二六	三九	一九	九	五	二
計	一八、〇八〇	四、六三〇	七、〇四九	三、四三三	一、六二五	九〇三	三六〇

(三) 家族招致者中ニ於ケル未配偶者數

年齢層別	人員數	未配偶比率 (一〇〇〇%分比)	未配偶者數	備考
二一―二五歳	四、六三〇	七五八	三、五〇九	
二六―三〇歳	七、〇四九	二六五	一、八六七	
三一―三五歳	三、四三三	七三	二五一	
三六―四〇歳	一、六二五	三五	五六	
四一―四五歳	九〇三	二三	二〇	
四六歳以上	三六〇	一六	五	
計	一八、〇八〇		五、七〇八	

備考

一、本表ニハ分散開拓民ヲ除ク

二、家族渡航費交付割合ハ左ノ通りトシ、大陸歸農集團、集合ハ集團、集合開拓團ニ準ズ

種別	初年度	二年度	三年度
集團 三〇〇戸	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$
同 二〇〇戸	$\frac{30}{200}$	$\frac{100}{200}$	$\frac{70}{200}$
集合	$\frac{1}{5}$	$\frac{2}{5}$	$\frac{2}{5}$

三、家族招致者年齢構成ハ拓北局開拓課調査ニヨル  
 四、未配偶者比率ハ左ノ昭和十年第五七回大日本帝國統計年鑑ニヨル

日本内地配偶者別人口比率調 (昭和十年第五七回大日本帝國統計年鑑)

年齢別	男子人口總數	男子未配偶者數	年齢層別比率 (一、〇〇〇分比)		
			年齢層別累計數	同未配偶者數	比率
二一	六〇八、一三六	五六三、九二五	二、九七三、八〇五	二、二五三、三二一	七五八
二二	五九八、五六七	五一八、四二四			
二三	六一〇、六四三	四七一、七五一			
二四	五八九、二四五	三九〇、五八一			
二五	五六七、二一四	三〇八、六四〇			

二六	五六四、〇三一	二三七、八七六	二、五七七、七〇四	六八四、一六五	二六五
二七	五四二、五五三	一七二、五八四			
二八	五二八、三五三	一二六、二七四			
二九	四六八、〇九七	八四、五五八			
三〇	四七四、六七〇	六二、八七三			
三一	四六四、八六九	四七、二三一			
三二	四八二、三〇三	三九、六〇三	二、三五一、四四三	一七〇、九五五	七三
三三	四八三、一四七	三三、七九七			
三四	四七四、五〇三	二八、一三一			
三五	四四六、六二一	二二、一九三			
三六	四一九、二〇九	一八、二〇九			
三七	四三〇、〇七五	一七、一五九	二、〇八二、〇九〇	七二、二三五	三五
三八	四〇四、五三九	一四、二五九			
三九	三九三、〇〇二	一二、〇六四			
四〇	三八五、二六五	一〇、五四四			

五一	三六七、七〇六	九、四六〇				
四二	三四九、一二四	七、九五九				
四三	三五〇、三八一	八、〇七九	一、七一五、九八九			三九、三八〇
四四	三一五、一五一	六、八二四				
四五	三三三、六二七	七、〇五八				
四六	三四三、二一一	六、四五六				
四七	三二六、九五六	五、八〇七				
四八	三一、一三二	五、〇四六	一、五四四、〇二四			二五、九五九
四九	二七六、二五三	四、四〇六				
五〇	二八六、四七二	四、二四四				一六

口、昭和十七年度義勇隊開拓團家族招致推定數

昭和十六年度に移行を完了した義勇隊開拓團は集團開拓團六三、集團開拓團六、其の員數一萬七千二百名であるが、義勇隊開拓團の家族招致は移行第二年度から開始さるゝのを原則とし、建設期間が六箇年であるのと照應し、六箇年を以て家族招致を完了する建前である、今昭和十七年度以降

昭和二十六年に至る十箇年間の家族招致推定數を示すと左の如くである。

義勇隊開拓團配偶者招致推定數 (自昭和十七年度至昭和二十六年度)

移行年次	移住形態	入植員數	年度別配偶者招致數													
			昭和十七	同十八	同十九	同二十	同二十一	同二十二	同二十三	同二十四	同二十五	同二十六				
昭和十六年度	集團	一六、九〇〇														
同十七年度	集團	一〇、〇〇〇														
同十八年度	集團	一〇、〇〇〇														
同十九年度	集團	一〇、〇〇〇														
同二十年度	集團	一〇、〇〇〇														
同二十一年度	集團	一〇、〇〇〇														
計	集團	六〇、〇〇〇														

備考

一、義勇隊開拓團ノ家族招致ハ六個年ニ完了スルモノトシ家族渡航費年度別交付割合ハ左ノ如シ。

區分	年度					
	初年度	二年度	三年度	四年度	五年度	六年度
三〇〇戸集團開拓團	〇	二〇	四〇	七〇	八〇	九〇
集合開拓團	〇	五	五	一〇	一五	一五

二、本表ニ於テハ「農業」ハ三〇〇戸集團開拓團ト見做セリ  
三、「鑛工」ハ集合開拓團ニ準ジタリ

尙ほ滿洲開拓青年義勇隊訓練本部調査に係る「義勇隊開拓團移行實施要領」によれば別表(一)の如く三〇〇戸集團開拓團に於ける家族招致標準豫想員數は左の通りである、これは年齢關係、入營關係を考慮に入れこの豫想數で家族招致は十箇年で完了することになつて居る、而して昭和十七年度以降年度別推定數は別表(二)の如くである、即ち年度別所要員數は標準員數に移行團數を乗ずれば求め得られる。

(一) 義勇隊移行開拓團在營者在團並家族持標準豫想員數(甲種平均ニヨル兵役服務)

年次	總人員	在營者	在團者			妻帯(招致)人員		
			非入營	未入營	除除計	非入營	除除計	果計
第一年(八)	三〇〇	五九	六〇	一八一	一	一	一	一
二年(九)	三〇〇	一〇二	六〇	一三八	一	一	一	一
三年(一〇)	三〇〇	一四五	六〇	一九五	一	一	一	一
四年(一一)	三〇〇	一五七	六〇	二四	一	一	一	一
五年(一二)	三〇〇	一三八	六〇	五九	一	一	一	一
六年(一三)	三〇〇	九五	六〇	一〇二	一	一	一	一
七年(一四)	三〇〇	二四	六〇	一四五	一	一	一	一
八年(一五)	三〇〇	一	六〇	一四六	一	一	一	一
九年(一六)	三〇〇	一	六〇	二一六	一	一	一	一
十年(一七)	三〇〇	一	六〇	二四〇	一	一	一	一

年次	總人員	在營者	在團者			妻帯(招致)人員		
			非入營	未入營	除除計	非入營	除除計	果計
第一年(八)	三〇〇	五九	六〇	一八一	一	一	一	一
二年(九)	三〇〇	一〇二	六〇	一三八	一	一	一	一
三年(一〇)	三〇〇	一四五	六〇	一九五	一	一	一	一
四年(一一)	三〇〇	一五七	六〇	二四	一	一	一	一
五年(一二)	三〇〇	一三八	六〇	五九	一	一	一	一
六年(一三)	三〇〇	九五	六〇	一〇二	一	一	一	一
七年(一四)	三〇〇	二四	六〇	一四五	一	一	一	一
八年(一五)	三〇〇	一	六〇	一四六	一	一	一	一
九年(一六)	三〇〇	一	六〇	二一六	一	一	一	一
十年(一七)	三〇〇	一	六〇	二四〇	一	一	一	一

備考

一、入營セザルモノノ家族招致ハ徵兵適齡ノ翌年七〇%翌々年三〇%ヲ豫想ス  
二、入營者ノ家族招致ハ除除ノ翌年七〇%翌々年三〇%ヲ豫想ス

(二) 義勇隊移行開拓團家族招致者年度別増加豫想數 (甲種平均ニヨル三〇〇戸一集團單位)





めて完全な意義がある、資質とは強ち天成の美德を指す意味でなく、鍊成されたる配偶者の意味である、茲に於て十分なる訓練が必要なる所以であり、かくてこそ敢然と國策に順應せんとする若き女性の熱意を最も有意義に活かす途でもあり、一面行届いた親切さと云ふ可きであらう、日本の結婚斡旋が専ら結び合せの範囲内でのみ行はれて居る今日、訓練によつて一段の資質向上を圖り、然る後結婚斡旋に發展する形態は恐らく滿洲開拓民配偶者の場合に限ること、些か高く評價されて然る可き行き方であるまいか。

資質優秀なる開拓民配偶者とは(一)滿洲開拓事業に對する十分なる認識を持ち(二)開拓民配偶者としての使命を自覺し(三)旺盛なる開拓精神を身に付け(四)現地即應の生活力を涵養せる者に盡きるであらうが、孰れも鍊成によつて體得せしめらるゝ性質のものたること申すまでもない、かくの如くであるから、女子拓殖講習會その他に於ける訓練の方向も自らかゝる部面に重點が集中され、滿洲開拓事業の重要性、女性の使命は勿論として、教育勸語を奉じたる皇國農民の妻たる基本の上に立つて旺盛なる勤勞的開拓精神、協同精神、日本婦道の鍊磨が行はれ、更に必要なる生活訓練が行はれる次第である。

しかしかゝる鍊成により鍊磨さるゝ以前に於て、いはば開拓民配偶者たらんとする者の根底の資質に於て少く共左の二點は具備されて居ることが必要であらう。

一、身體強健思想堅實なること 實際問題として開拓地は内地と氣候風土を異にし、又滿洲開拓といふ重大なる使命達成の任に當るのであるから頑健な身心の持主であらねばならぬとは敢て配偶者のみに要請さるゝこととなく、開拓團並義勇隊指導員、開拓農民及青少年義勇軍の場合に在つても呼吸器病、精神病、脚氣等の疾患あるものは應募資格がないと規定されて居る、開拓地に於て要請せらるゝ思想堅實の意味は勤勞精神と共に不撓不屈の開拓魂の持主との意味に外ならない、漫然たる感傷主義的な大陸への憧憬では包み切れない實際的な勞苦も、建設當初には相當多いことを念慮の中に入れて置かねばならないからである。

二、農業に對し理解と熱意を持つて居ること 開拓民配偶者は云ふまでもなく所謂「土の花嫁」である、従つて最少限度に於て農業に對して十分なる理解と熱意を持つて居ることが先決要件であり、従つて農村出身の歟の女性である事が原則的に欲ましい、事實開拓地に於ける主婦の勞働力は相當高率に要求されて居る所であり、又北海道農法の導入によつてこの要求は一層熾烈となる趨勢にある。(別記北五道開拓團の康徳八年六月現在に於ける「開拓地婦女農業勞働狀況調査」参照) さりとて農村出身者たることは絶體條件ではない、大陸婦農開拓民一千百名が既に現地に於て相

當實績を擧げて居る事實に徴しても、農業に理解を持ち大地に生き抜く決意がある限り中小商工業者の女子と雖も立派な資質を具備して居るといふことが出来る、北安省通北縣第六次老街基開拓團の猪岡（松本）キク子さんは往年日本隨一の女流飛行家であつたが、感ずるところあり敢然として大陸の花嫁となつた、しかも終始一貫歛と土にまみれて見事な敢闘を續けて居る、この一事を見ても何ら遲疑逡巡するに及ばないではないか、又東京府女子拓務訓練所（修養團並上宮教會依囑經營）の左の如き實績特に職業（家業）別調査によつてもこのことは裏書される、しかも配偶者として渡滿せる者で現在迄一名の退團者もないのみでなく、早や數名の赤坊を抱へて明朗な家庭を作り、「訓練所に於ける猛訓練のお蔭で却つて開拓地の方が樂な思ひがする」との健氣な便りが寄せられて居る有様である。

### 東京府女子拓務訓練所概況（昭和一四、六一一五、一二月）

一、入所者累計數 六八名

イ、本籍地別出身府縣

千葉三、山梨三、埼玉三、山形四、静岡三、新潟八、群馬二、福島四、茨城三、栃木四、北海道二、岩手三、東京九、宮城二、神奈川三、長野、大分、兵庫、鹿兒島、岡山、高知、滋賀、長崎、三重、秋田、石川、和

歌山各一

ロ、年齢別調査

十八歳一、十九歳四、二十歳六、廿一歳七、廿二歳九、廿三歳一一、廿四歳一〇、廿五歳七、廿六歳六、廿七歳二、廿八歳二、廿九、卅、卅一歳各一

ハ、職業家業別調査

女中二七、家事手傳一五、女工一一、農八、事務員三、店員二、結髪一、調劑員一

二、入所者動態調査

イ、退所者

病氣ノ代中退者 七

結婚退所者 一

渡滿退所者 四二

ロ、訓練中 一七

ハ、其ノ他 一

滿洲が民族資源培養の據點として重要な地位を占め、一方に於て大東亞戰爭完遂のため大陸歸農開拓民送出の必要性が加重せる今日、中小商工業者層の女性の滿洲進出は極めて重視すべきであるが、その可能性に付ては毫末も懸念するに及ばないのである。

#### 第四節 女子拓殖事業對策要綱

滿洲開拓事業の意義は大東亞戰爭の進展と共に飛躍的に倍加し、第二期計畫の大量的性格に伴ひ女子拓殖の緊要性は頓に切實となつたので、拓務省では今回左記の如き「滿洲開拓女子拓殖事業對策要綱」を確立し、昭和十七年度から實施することになつた、右は將來に對する女子拓殖事業の志向を明示し、從來施行し來たつた事業を一貫的指導理念の下に組織化し、以て開拓民配偶者送出の即應態勢を確立することを眼目とし、この目的達成のため、廣く一般婦人並に未婚女子に對し女子拓殖思想を啓培する一方、各汎の女子拓殖機構を整備擴充し、其の機能の刷新的向上を圖らんとするものであり、其の運営に當つては府縣、滿洲移住協會、大日本青少年團、大日本婦人會其他關係機關と有機的に緊密なる連絡の下に行ふことを意圖して居る。

その全文左の如し。

#### 滿洲開拓女子拓殖事業對策要綱

##### 第一方 針

滿洲開拓事業ノ進展殊ニ滿洲開拓青年義勇隊ノ開拓團移行ニ伴ヒ女子拓殖思想ノ啓培及開拓民配偶者斡旋ニ對スル要請ハ頓ニ緊要ノ度ヲ加フルニ至リタルニ依リ之ニ對處スル爲組織機構ヲ整備擴充シ之ガ機能ノ劃期的刷新向上ヲ圖リ以テ滿洲開拓事業ノ目的達成ニ遺憾ナカラシムコトヲ期スルモノトス

##### 第二 要 領

###### 一、女子拓殖指導者養成

地方ニ於ケル女子拓殖事業指導ノ中核トナリ講習及訓練並ニ滿洲開拓配偶者斡旋媒介ニ當ラシムル爲女子拓殖指導者ノ養成ヲ行指導者中適格ナル者ヲ女子拓殖指導員ト爲ス

(養成要領別紙一)

(女子拓殖指導員設置規程準則別紙二)

###### 二、女子拓殖講習

未婚女子ニ對シ大東亞新秩序建設ノ意義殊ニ滿洲開拓民事業ノ國策的重要性ヲ認識セシメ大陸進出ノ積極的氣魄ヲ啓培スルト共ニ一般婦人ニ對シ廣ク女子拓殖思想ヲ啓發宣傳スル爲女子拓殖講習ヲ行フ

(講習會要領別紙三)

三、東亞建設女子同志會ノ結成

大東亞新秩序ノ建設ニ對スル女子ノ積極的協力ヲ推進シ併セテ滿洲開拓民配偶者養成ノ母體タラシムル爲女子拓殖講習訓練ヲ終ヘ一定ノ要件ヲ備フル者ヲ以テ東亞建設女子同志會ヲ結成セシメ資質ノ向上ヲ圖ル爲之ガ指導ヲ繼續スルト共ニ滿洲建設勤勞奉仕作業ニ參加セシメ或ハ開拓女塾ニ入塾セシム

(要領別紙四)

(開拓女塾要領別紙五)

四、女子拓殖訓練所ノ設置獎勵

女子拓殖訓練ノ道場トシテ女子拓殖中央訓練所ノ整備擴充ヲ期スルト共ニ全國府縣ニ對シ女子拓殖訓練所ノ設置ヲ普及獎勵ス

(運營要領別紙六)

五、滿洲開拓民配偶者斡旋協議會ノ設置獎勵

女子拓殖關係者相互ノ連絡協調ヲ圖リ以テ滿洲開拓民配偶者ノ斡旋媒介ヲ促進スル爲滿洲開拓民配偶者斡旋協議會ノ設置ヲ普及獎勵ス  
(要領別紙七)

第三 措 置

- 一、本要綱ハ昭和十七年度ヨリ之ヲ實施ス
- 二、本要綱ノ實施ニ當リテハ滿洲移住協會、大日本青少年團、大日本婦人會其ノ他關係團體ノ積極的協力ヲ求ムルモノトス
- 三、本要綱ニ基ク施設ニ對シテハ既定豫算ノ範圍内ニ於テ可及的之ガ經費ノ補助ヲ爲スト共ニ將來之ガ増加ヲ期スルモノトス

(別紙一)

## 女子拓殖指導者養成要領

女子拓殖指導者ノ養成ハ女子ニ對スル開拓運動ノ中核ト爲ルモノナルニ付拓務省ニ於テハ女子拓殖中央訓練所ニ於テ女子拓殖指導者ヲ養成スルト共ニ府縣ニ於テハ左記要領ニ依リ女子拓殖指導者ノ養成ニ當ルモノトス

一、女子拓殖講習會ノ指導者養成

女子拓殖講習會ノ指導並ニ生活訓練ニ當ルベキ者トシテ青年學校女教員國民學校女教員其ノ他適格ナル者ニ對シ女子拓殖訓練所其ノ他ニ於テ短期ノ合宿訓練ヲ爲シ講習會ノ指導並ニ生活訓練ノ要諦ヲ體得セシムルモノトス

二、開拓民配偶者ノ斡旋ニ當ルベキ指導者養成

一、開拓民配偶者ノ斡旋媒介ニ當ルベキ指導者トシテ地方居住ノ有力ナル婦人ニ對シ之ガ認識ヲ與ヘ配偶者斡旋ニ努メシムル様第一項ニ準ジ講習會ヲ實施スルモノトス尙講習内容トシテハ家庭調査、媒酌取運方等ニ關スル配偶者斡旋ノ爲ニ必要ナル知識ヲモ授クルモノトス

二、本講習會ニ於テハ一市町村當一名ノ養成ヲ目途トシ特ニ分村分郷並ニ滿洲開拓青少年義勇軍ヲ相當數送出セル地域ニハ急速ニ本指導員ヲ配置スル様考慮スルモノトス

(別紙二)

## 女子拓殖指導員設置規程準則

第一條 女子拓殖指導員ハ女子拓殖運動ヲ強力ニ推進スル爲女子ニ對スル開拓思想ノ普及徹底滿洲開拓民配偶者ノ斡旋等ニ努ムルモノトス

第二條 女子拓殖指導員ハ府縣知事之ヲ委囑シ必要ナル地域ニ配置ス

第三條 女子拓殖指導員ノ任務左ノ如シ

一 女子拓殖講習及訓練ノ指導

二 滿洲開拓民配偶者ノ斡旋媒介

三 其ノ他女子拓殖事業ニ關シ必要ナル事項

第四條 女子拓殖指導員ハ名譽職トス

第五條 女子拓殖指導員ノ任期ハ三年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

(別紙三)

### 女子拓殖講習會要領

(甲) 未婚女子ニ對スル女子拓殖講習會

一、講習會受講者數ニ關スル事項

從來女子拓殖講習會受講者ノ内滿洲開拓民配偶者ヲラントスルモノハ約其ノ一割程度ノ實績ナルニ鑑ミ訓練ヲ徹底セシムルト共ニ相當數ノ未婚女子ヲ受講セシムル様計畫スルモノトス

二、講習會實施地域ニ關スル事項

開拓民配偶者斡旋ノ圓滑ヲ期スル爲分村分郷竝ニ滿洲開拓青少年義勇軍ヲ相當數送出セル地域ニ重點ヲ置キ其ノ地域ノ未婚女子ハ可成全部受講セシムル様計畫スルモノトス

三、講習會會場ニ關スル事項

講習會會場ハ受講生ノ便宜ヲ考慮シ女子拓殖訓練所、農民道場、學校、寺院、神社等ヲ利用シ

短期ノ合宿訓練ヲ爲スモノトス

四、講習內容ニ關スル事項

滿洲開拓民配偶者トシテ必要ナル諸事項ヲ修得セシメ特ニ農事ニ對スル自信ヲ有セシムル様適當ノ農事訓練ヲ爲スモノトス

五、講習會修了後ノ指導ニスル事項

講習會修了後ノ指導ハ最モ重要ナルモノニ付優秀適格ナルモノヲ東亞建設女子同志會ニ加入セシメ開拓民配偶者トシテ高度ノ修練ヲ爲ス様誘導スルモノトス

(乙) 一般婦人ニ對スル女子拓殖講習會

未婚女子ニ對スル女子拓殖講習會ト對應シ其ノ地域ヲ中心トシテ母ノ啓蒙ヲ主トスル講習會ヲ其ノ土地ノ事情ニ應ジ適宜實施スルモノトス

(別紙四)

### 東亞建設女子同志會結成要領

一、目的及性格

女子拓殖講習會ノ訓練ヲ受ケタル者ヲ以テ結成スル同志的組織トシ滿洲開拓民配偶者養成ノ母體  
タラシムルヲ以テ目的トス

二、名稱

東亞建設女子同志會トス

三、綱領

- 一、私達ハ大和民族ノ大陸移動ニ追進シ滿洲開拓民ヲ扶ケ以テ大東亞建設ノ礎石タランコトヲ期シマス
- 二、私達ハ日本婦道ヲ實踐シ良妻賢母タランコトヲ期シマス
- 三、私達ハ日本婦人タル矜持ヲ有スルト共ニ諸民族ノ中核トシテ民族協和ノ理想ヲ達成センコトヲ期シマス

四、組織

府縣ノ區域ヲ以テ本會ヲ結成シ郡市ニ分會ヲ置ク  
分村分郷、滿洲開拓青少年義勇軍編成地域及必要アル地域ニハ支會ヲ置クコトヲ得  
會員ハ會員名簿ニ登載整理ス

五、運營

會員ハ相互ノ親睦ヲ圖リ共勵切磋セシムルト共ニ隨時講習及訓練ヲ受ケシムルモノトス  
(別紙五)

## 開拓女塾要領

一、目的

滿洲開拓民ノ大量送出ニ伴ヒ進ンデ開拓民ノ配偶者タラントスル女性ヲ積極的ニ養成センガ爲現  
地ニ於テ必要ナル訓練ヲ施シ女子ニ對スル開拓思想ノ普及徹底ヲ圖ルト共ニ女性ノ大陸進出ニ依  
リ開拓事業推進ノ圓滑ヲ期スルヲ以テ其ノ目的トス

二、經營主體

開拓團トス

日本政府ハ旅費(支度料及渡航費)ヲ補助シ、滿洲國政府ハ開拓女塾專任指導者設置費、事務費、  
塾生食費、雜費等ヲ補助スルモノトス

三、訓練期間



訓練ハ原則トシテ四月ヨリ十月ニ至ル六箇月トス

(別紙六)

## 女子拓殖訓練所要領

### 一、方針

滿洲開拓民ノ大量送出ノ趨勢ニ即應シ日本内地ノ未婚女子ノ訓育ヲ爲シ開拓民配偶者トシテノ資質ノ向上ヲ圖ルト共ニ之ガ指導竝ニ斡旋ニ當ルベキ女子指導者ノ養成訓練ヲ爲スモノトス

### 二、職員

女子拓殖訓練所ニハ拓務技師、拓務技手ヲ置クノ外訓練生ノ生活訓練ニ當ラシムル爲女子職員ヲ配置スルモノトス

### 三、訓練

農事訓練竝ニ生活訓練ヲ通ジテ心身ヲ鍛鍊スルト共ニ日本婦道ヲ實踐シ開拓地ニ於ケル家庭ノ主婦トシテノ教養ヲ附與シ滿洲開拓ノ眞義ヲ體得セシムルモノトス

#### 一、長期訓練

女子拓殖訓練所トシテノ性格雰囲気ヲ醸成シ女子拓殖ノ系統的訓練ヲ具現スル爲ニ可成長期訓練生若干名ヲ置クモノトス

#### 二、短期訓練

- イ、一箇月程度ノ拓殖訓練ヲ實施シ開拓民配偶者トシテノ教養ヲ與フルモノトス
- ロ、女子拓殖指導員ヲ養成スル爲ニ二週間以上ノ指導者養成訓練ヲ實施スルモノトス

(別紙七)

## 滿洲開拓民配偶者斡旋協議會設置要領

### 一、目的

女子拓殖關係者相互ノ連絡協調ヲ圖リ以テ滿洲開拓民ノ配偶者ノ斡旋媒介ヲ促進スルヲ以テ目的トス

### 二、名稱

滿洲開拓民配偶者斡旋協議會トス

### 三、組織

府縣ニ之ヲ設置ス

會長ハ知事又ハ府縣學務部長之ニ當ル、會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナル  
會長事故アルトキハ會長ノ指名スル會員之ヲ代理ス  
會員ハ關係官吏、女子拓殖指導員其ノ他本事業ニ熱意アル者ニ付會長之ヲ命ズ  
幹事若干名ヲ置キ關係官吏、女子拓殖指導員ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ  
幹事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ處理ス

#### 四、事業

事業ノ概目左ノ如シ

- 一、滿洲開拓民配偶者斡旋計畫ヲ審議スルコト
- 二、滿洲開拓民配偶者ノ斡旋ヲ爲スコト
- 三、斡旋ノ爲必要ナル調査ヲ爲スコト
- 四、關係機關ノ連絡協調ヲ圖ルコト
- 五、滿洲開拓民配偶者相談所ノ開設其ノ他目的達成ノ爲必要ナル事項

#### 第五節 女子拓殖事業對策要綱の性格

女子拓殖事業對策要綱の性格は概ね左の諸點に新たなる意義を持つて居る。

##### 一、講習會受講習者數の目標確立

開拓民配偶者は所謂訓練主義に基き其の全員が所定の訓練を終了せる者を以て對象とすることを想定せる以上、其の前提として各府縣に於ては先づ送出す可き員數と訓練を施す可き員數即ち受講習者數との關係を明確に知る必要があるが、この點に關し本要綱は「送出數の十倍」と規制したのである、左の「女子拓殖狀況調査」によれば受講習生中現實に開拓農民の妻として渡滿せる者は概ね一割乃至三割で、全國平均に於ては一割程度なる事實と、女子拓殖に對する一般家庭の認識の現段階に於ては受講者の量的基準をここに求むることは妥當と云はねばならない。

而して府縣に於ける開拓民配偶者送出數は求婚者數に對し過不足を來たさぬことが最も理想であり、其の員數は豫め當該府縣出身開拓團と十分なる連絡の上、遅く共毎年の家族招致開始時期迄に府縣拓務主管課に通達され、團員身上調査書に基き、正確な決定をなす丈の手堅さが肝要であるが、

これは當然各府縣拓務主管課の事務に屬する、この配偶者送員數の正確な調査は所謂女子拓殖科學化の根底とも云ふ可きもので、第一段に於て當該年度に於ける女子拓殖講習會の規模その他の企劃對策及び東亞建設女子同志會への働きかけ等の策定基準となり、第二段に於ては後述の如く幹旋の新機構に於ける幹旋計畫の根底をなすものである、即ち滿洲開拓民配偶者旋幹協議會は右調査數に基き、旋幹、調査、連絡等を内容とする當該年度の事業計畫を確立し、然る後東亞建設女子同志會を主たる對象として女子拓殖指導員の實際的活動が具體化するものであり、一方に於て女子拓殖指導員の配置、員數等に關しても適宜按配する結果を招來することになるのである。

女子拓殖講習會受講者狀況調査

(自昭和十三年度至昭和十五年十二月末日)

一、動態狀況

- (一) 開拓農民ノ妻トナリシ者 四八三名 一〇、一%
- (二) 開拓農民ノ妻トシテ幹旋中ノ者 四〇
- (三) 内地ニテ妻トナリシ者 八三三 一六、一
- (四) 滿洲ソノ他外地ニ嫁ギシ者 八一 一、六
- (五) 未婚者ソノ他 三、七一三 七二、一

(六) 受講者數 五、一五〇

二、結婚者狀況

(一) 結婚者數	四八三名
(二) 家業又ハ職業	
1 農	三三三 六八、九%
2 商	三八 七、八
3 工	二二 四、五
4 兼 農	八七 一八、〇
5 有職業	三 〇
(三) 結婚當時ノ年齢	
十八歳迄	三七名 七、七%
十九歳	七八 一六、一
二十歳	七三 一五、一
二十一歳	八五 一七、六
二十二歳	七九 一六、一
二十三歳	六八 一四、一

二四歳	二七	五、六
二五歳	二一	四、三
二六歳	一五	三、一
以上		

(四) 受講ヨリ結婚迄ノ年数

一年以内	三二二名	六六、九%
二年以内	一三六	二八、一
三年以内	二二	四、五
四年以内	三	〇
五年以内	〇	〇

三、結婚旋幹状況

(一) 結婚者数

四八三名

(二) 幹旋者

1 府 縣	二一九名	四五、三%
2 府縣以外ノ公人	一五五	三二、一
3 縁故關係	八九	一八、四
4 開拓關係團體	二〇	四、一

(三) 結、婚、先

1 集 團	四五八名	九四、八%
2 集 合	一五	三、一
3 分散ノ他	一〇	二、一

(四) 動 機

1 自發的	四七名	九、八%
2 縁故關係ノ勵獎	一〇一	二〇、九
3 女子拓殖講習會、講演會ニヨル者	三〇二	六二、五
4 勤勞奉仕隊参加ノ結果	一四	二、九
5 應援作業隊参加ノ結果	一九	三、九

(備考) 以上ハ十二府縣ニ付キ調査)

二、指導者組織の確立

從來拓務省に於て養成せる女子拓殖指導者講習會終了者は主として府縣主催女子拓殖講習會に於ける指導に重點を置き、隨時必要に應じ開拓民配偶者の幹旋に當つて居た、昭和十四年右講習會開催當時の段階に在つては右講習會の指導は全国的に一貫せる系統的指導を先づ必要としたのと開

拓民配偶者需要の状態の實際からかゝる措置が取られたのである、然し開拓民配偶者送出の緊迫化に即應し、且つ其の圓滑順調なる送出の如何は指導者の養成が決定的關鍵たる事實に鑑み、本要綱に於ては指導者組織を確立し、指導者中適格者を女子拓殖指導員と定めその養成方針並要領及び其の性格、更に其の任務、身分、活動分野等に付き夫々明確に規定さるゝに至つた。而して女子拓殖指導は官民各關係機關の極力を必要とするは勿論であるが、本要綱に於ては之等各系統の指導力の中女子拓殖指導員は「女子拓殖指導の中核」であると其の性格を明確に定義付けた、講習、訓練の指導部面は元より調査、連絡、斡旋等多岐複雑なる責任の遂行も共に中核的推進力たれとの謂であり一面に於て其の使命の重要性を示唆して居る、この中核的指導力たる性格は昨年末結成された「女子拓殖同志會」が其の同志的結合體として全國横斷的なる女子拓殖運動推進の精神母體たる性格を裏付けとして一層深く明確に意義付けられて居る。

女子拓殖指導員設置の目的は(一)女子拓殖講習會、女子拓殖訓練所等に於ける指導(二)滿洲開拓民配偶者の斡旋であり、この兩者は同じウエイトに於て女子拓殖指導員に要請さるゝところである、従つて其の任務は右目的に照應し女子拓殖指導員設置規程準則に示す通りであるが、この目的達成のため本要綱は「其の身分は名譽職とす」と定め、府縣知事の依頼により設置すること

になつたのである、この結果例へば其の斡旋行爲も多分に公的性格を持ち精神的氣強さと共に活動の實際的効果を一層促進することが期待されるわけである、前述の如く女子拓殖指導員は講習、訓練の指導及斡旋に當る任務を有する關係上、其の活動分野は府縣主催女子拓殖講習會、地域的女子拓殖講習會、東亞建設女子同志會、母の啓蒙を主とする講習會の指導者たるは勿論、女子拓殖訓練所専任職員(女子)も當然この女子拓殖指導員中より選任することを豫想して居る次第である、斡旋關係に於ては滿洲開拓民配偶者斡旋協議會を構成するプレントラストの一員として當然参加し、且つ同協議會の事業計畫に従ひ、其の斡旋の實踐に當らねばならない、即ち女子拓殖指導員の活動分野は多角的であるが、少く共拓務省に於て養成せられたる女子拓殖指導員は府縣當局の企劃、協議會の事業計畫を最も分明に理解し兩面的使命の完遂に突進する覺悟が必要であらう。

指導者組織の確立は昭和十七年度を期し、女子拓殖中央訓練所の新設によつて最も端的に表現された、右は茨城縣東茨城郡中妻村字内原所在日本國民高等學校女子部に併置さるゝもので拓務省の女子拓殖指導者養成機關であり、右女子部に於て依託經營に當るが、昭和十四年度以降繼續實施せる女子拓殖指導者講習會の常設的機關に外ならない、これは右講習會のための専用の建物を意味せざること勿論で、可及的近い將來に於て常時女子拓殖指導者養成のための講習會を開催し、其の訓

練内容をも徹底せしめんとするもので即ち大量養成の方針と其の資質向上を目途とする政府の積極的態度を具現した施設と見る可きである、従つて將來女子拓殖指導員は悉く右の中央訓練所により養成されるゝことが豫想されるが、現段階に於ては女子拓殖指導者養成機關は拓務省及府縣の二本建である、前者は女子拓殖指導者講習會であり、後者は女子拓殖講習會及女子拓殖訓練所に於ける地方女子拓殖指導者講習會を其の内容とする、而して養成の対象に關し本要綱は從前の如く拓務省の養成する「府縣知事の推薦せる女子」の外に府縣に於て養成する指導員として「青年學校女教員、國民學校女教員其他適格なる者」及び「開拓民配偶者の斡旋媒介に當る可き指導者として地方在住の有力なる婦人を目標と規定し、以て其の養成範圍を明確にし、其の配置も一市町村一名を原則とし、指導網の完成に向つて發足したのである。

### 三、女子拓殖訓練施設の整備擴充

女子拓殖訓練施設に關しては本要綱は從來の府縣主催女子拓殖講習を繼續實施すること並に女子拓殖訓練所を「訓練の道場として全國府縣に對し其の設置を奨励普及す」として居る、指導員養成關係は別として、前者は滿洲開拓に對する認識の徹底と、大陸進出の氣魄の醸成を主たる目的とし、云

はば啓蒙宣傳的要素を多分に有し、現地生活適應力涵養の爲めの生活訓練は施設の關係、講習期間の關係から十分と行かないが、後者は重點を生活訓練に置いて居る、即ち重點の差異であるが、世人の滿洲開拓に關する認識の現段階に於ては兩者の併行は妥當であり何等の矛盾も來たさない、女子拓殖訓練所を設置せる府縣に於ても啓蒙宣傳的講習會開催の必要は當然要請さるゝところであらう、従つて兩者が進行的關聯性を持つ必要はない。況して開拓女塾との有機的關聯性も持つて居ない。然し本要綱の示唆する所は可及的急速に全國に對し女子拓殖訓練所の設置普及を奨励せんとする所に在る、このことは政府に於て昭和十六年度中に八縣に女子拓殖訓練所を新設或は擴充し、同十七年度に於て五府縣に新設を豫定し、其の建設費及び專任職員設置費、並に事務費に對し助成を行はんとする具體的事實により明白に看取出來るであらう、しかも生活訓練並農事訓練に重點を置く女子拓殖指導方針に可及的急速に移行す可き理由と根據は十分に存在するのである、滿洲開拓政策基本要綱參考資料中の「日本に於ける滿洲開拓教育に關する件」に於て「初等教育ニ在リテハ國民學校ニ於ケル學科目ノ教授要旨ニ大陸進出ノ氣象ノ涵養ヲ加ヘ、教科用圖書ニ滿洲開拓思想養成ニ適切ナル事項ヲ採録ス」とある如く滿洲開拓の本義、少く共概括的認識は女子の場合と雖も國民教育に於て把握せられ更に女子青年學校教授中に切込せられ、かゝる第一段階的認識を把握した女子

に對し第二段階的に農事、農産加工、畜産、育兒衛生、料理等専門的角度よりする生活訓練を行ふことが女子の資質向上に資する所以であらう、又根本的に云へば内地の農村生活自體の全領域に農村女性が皇國農民の主婦として鍊成せられ、従つて滿洲進出の氣魄が常時に於て浸透し、現住地は母村であり、滿洲は其の延長たる分村であるとの觀念を明確に把握し、只分村に於ける現地生活適應力の工夫に關する研究のみが残されたる鍊成の部分たる状態であらねばならぬ、即ち國民學校に於ける滿洲開拓の認識徹底、興亞少女隊編成運動の急速なる進展が一方に於て待望される所以であり、一は敢て女子拓殖といふ如き小さな範疇に限定せず興亞教育振興の原動力として農村生活それ自體の中に大陸進出即應の態勢が確立されるために「全村女子興亞教育」が重大なる意義を持つ論據となるのである。然るに現在の段階に於ては未だその程度の發展過程に達して居ないので、かゝる實情と睨み合せ、開拓民配偶者の資質優秀化の手段として、相當規模の設備を有し、訓練期間も相當長期の女子拓殖訓練所を急速に設置する必要があるわけである。

さあれ昭和十七年度を契機として女子送出問題は緊急事態に移行したこと屢説の通りで、多量の要配偶者を控へ、その對策は勢ひ應急的であり、資質優秀なる女子を大量急速に送出する點に重

點を轉換せねばならない、相當整備せる施設を有する女子拓殖訓練所の設置と、生活指導を中心とする相當期間の訓練のみが、右の要請に應へる途であらう、即ち女子拓殖に關する訓練は啓蒙宣傳と生活指導中心の二本建ではあるが、本要綱の示唆する方向は概ね上述の如く解せらるゝのである。

#### 四、斡旋施設の整備擴充

開拓民の結婚は我國家族制度に鑑み双方の親權者の同意によつて成立し、當事者間に於ては見合結婚所謂共諾結婚であるが、開拓民の結婚は農閑期を利用し日本内地に歸國後行はれる特殊事情があり、従つて結婚斡旋もその前後に於て行はれ、斡旋系統も府縣、開拓關係團體、縁故關係等一定せず、結婚成立期間も長きは三月を要することもあり甚しきに至つては悲劇に終ることも絶無ではなかつた、しかし斡旋は左記「開拓農民家族招致狀況」に示す如く主として府縣並に府縣の開拓關係團體によつて行はれる外、日滿帝國婦人會、海外婦人協會、大日本青少年團等の公人的仲介と共に女子拓殖指導者の半公人的立場に於ける異常なる熱意と努力により概ね順調に進行して來たが、本要綱に於ては斡旋系統を組織化し、斡旋者に對し公人的性格を明確に附與し、所謂公人的仲介制

の徹底を明文化したのである、即ち斡旋に當る可き女子拓殖指導員は「府縣知事によつて依頼せられたる名譽職」であり、府縣の滿洲開拓民配偶者斡旋協議會の事業擔任者として任務を遂行するわけである、しかもその豫備的措置として府縣當局と開拓團との連絡が行はれるならば、結婚成立期間も短縮され、悲劇の絶無も期待出來、かくて斡旋機能は著しく能率化されることが期待出來るのである、義勇隊開拓團員の結婚の場合は、團員は幼少にして郷關を出て、配偶者たるべき親權者乃至縁故者と雖もその後にはける人となりに頗る疎いことは容易に想像出來るところで、この結果結婚成立を困難にし、難澁ならしむる危険がある、斡旋の組織化はかゝる困難の克服も容易ならしむるであらう。

配偶者斡旋組織は「滿洲開拓民配偶者斡旋協議會」の設置によつて最も意義付けられた、同協議會は各府縣毎に設置することを目途として居るのが右協議會は謂はば配偶者斡旋に關する參謀本部である、而して各府縣拓務主管課と密接な連絡の下に、同課に於て當該年度の配偶者所要數が決定すれば、それは直ちに右協議會に通達され、協議會はこれに基き同會の事業として先づ斡旋計畫を審議し、その計畫に従つて豫め細胞的に組織化された全縣下の女子拓殖指導員が活動を開始し、東亞建設女子同志會其他へ働きかける段取りとなるのである、この際東亞建設女子同志會なる同志

的結集體の存在は協議會の目的貫遂上有力な活動目標になるのである、即ち府縣拓務主管課、開拓民配偶者斡旋協議會、東亞建設女子同志會、女子拓殖訓練所又は女子拓殖講習會は有機的な一聯のつながりを持つやう組織化されて居り、この間に於いて女子拓殖指導員はその種別に應じ、講習に訓練に又斡旋に或は全部に關係を持つのである。

### 開拓農民家族招致狀況調査（昭和一五、一二、三一現在）

#### 一、家族招致者狀況

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| (一) 入植者數              | 五、〇一三名 |
| (二) 入植當時妻帯セシ者         | 二、三〇七  |
| (三) 入植當時獨身者ニシテ現在妻帯セル者 | 一、八二三  |
| (四) 現在獨身者             | 八八三    |

#### 二、花嫁招致狀況

- |          |       |
|----------|-------|
| (一) 結婚者數 | 一、八二三 |
| (二) 結婚年齢 | 四五四名  |
|          | 二四、九% |



2	府縣以外ノ公人	二七六	一五、一
1	府縣	三九五名	二一、七%
(四)	幹旋者	五三	三、〇
4	四年後	二七九	一五、三
3	三年後	五九六	三二、七
2	二年後	八九三名	四九、〇%
1	一年後	一二七	七、〇
(三)	結婚迄ノ年數	四九	二、五
	三一歳以上	一四八	八、一
	二九歳	一九九	一〇、九
	二七歳	二一八	一二、〇
	二六歳	二一九	一二、〇
	二五歳	一五四	八、四
	二四歳	二〇〇	一〇、九

3 縁故關係 一、〇六〇 五八、一  
 4 開拓關係團體 九二 五、〇  
 (備考 以上八十四府縣ニ付キ調査)

### 五、東亞建設女子同志會

東亞建設女子同志會の性格は同志的結合體であり、女子拓殖講習會、又は女子拓殖訓練所の訓練終了者中、一定の資格あるものを以て結成さるゝが、同志會の結成は、端的に表現すれば配偶者のブールであり、滿洲進出即應の氣構へを胸に秘めた未婚女子の精神的團結體であること其の綱領に遺憾なく謳はれて居る、東亞建設女子同志會を男子の場合に對比すれば拓務訓練終了者のグループであるが、特に同志的結集體としたのは在來の女子拓殖講習會受講者が講習終了後は何等の連絡なく、召集訓練を受くる機會もなかつた状態を是正せんとするものも一つの意圖に外ならない、右同志會自體は事業團體ではないが、前記の諸點に鑑み會員たるものは隨時生活訓練又は召集訓練を受くること當然と云はねばならない。

## 第六節 女子拓殖指導者講習會

本講習會の性格及其の目的に關しては概ね記述の通りである、拓務省直接主催する講習會で昭和十七年度から女子拓殖中央訓練所に於て行はれる、訓練に付ては昭和十四年開始當時から日本國民高等學校女子部に依託されて居るが、中央訓練所開設と共に専任職員配置の豫定である、昭和十六年度現在養成人員は二百五十八名に達して居る。尙ほ昭和十六年度に於て右講習會受講者全部を網羅し、同志的結集體として「女子拓殖同志會」が結成され、會員相互の研究、親睦を目的として機關誌「水蔭」を發刊することになつた、年度別各府縣女子拓殖指導者講習會終了者及び女子拓殖同志會會則は左の通りである。尙ほ同講習會の訓練課目概要は次の如くである。

### 女子拓殖指導者數講習會に於ける訓練課目概要

#### ◇講習科目

時局下ニ於ケル滿洲開拓事業ノ意義

滿洲開拓事業遂行上ノ機構ニ就テ

滿洲開拓事業ノ現況

滿蒙開拓青少年義勇軍ニ就テ

滿洲開拓事業ト農村經濟更生

日本女性ト拓殖教育

滿洲拓殖公社ノ使命

滿洲國ト開拓事業

開拓地ノ保健衛生

滿洲開拓事業ト女子青年團ノ使命

開拓地婦人ノ活動狀況

最近ノ東亞ノ諸情勢ト滿洲開拓事業

大陸進出ト婦人ノ覺悟

精神講話

滿洲開拓ト農村ノ實際問題

榮養料理

訓練及體操  
農業指導  
家內工業  
服裝  
家事  
課  
日

起床	時 4.30
作業	6.20
禮拜	6.30
調體	練操 7.30
朝食	8.30
講義	10.30
講義	12.30
晝食	1.30
講義	又習 3.00
作業	6.30
夕食	7.30
ソノ	他習 9.00
禮拜	9.30
消燈	

女子拓殖指導者講習會修了者一覽

昭和十四年度關係 六十八名

青森縣	中村	八戶市中林青年學校
岩手縣	中村	北津輕郡金木修鍊農場
宮城縣	細川	膽澤郡相去村縣立六原青年道場助教士
宮城縣	高橋	盛岡市新田町三七
宮城縣	村松	仙臺市北二番町三二ノ五六
秋田縣	井田	宮城郡岩切國民學校
秋田縣	川村	仙北郡大曲町縣立大曲高等女學校
山形縣	小島	秋田市秋田家政女學校
山形縣	三浦	西置賜郡長井國民學校
山形縣	中畑	飽海郡內郷國民學校
福島縣	齋藤	西白河郡矢吹國民學校
茨城縣	石元	西白河郡社村青年學校
茨城縣	藤田	西茨城郡笠間町縣立笠間農學校
群馬縣	猪狩	東茨城郡堅倉農業青年學校
群馬縣	井出	碓氷郡安中町
埼玉縣	倉上	北埼玉郡利島村大字麥倉
	由紀子	同

滋賀縣	大塚	大塚トシエ	津市東母保那牟田村縣立女子青年學校教員養成所
三重縣	森口	森口君江	三重郡川越村豊田一色
靜岡縣	松川	松川梅子	駿東郡御殿場町立青年學校
岐阜縣	中村	中村レイ	多治見市長瀬町
長野縣	田中	田中リウ	北佐久郡御牧原修農場
山梨縣	佐藤	佐藤ウメコ	甲府市久保町二八
福井縣	内田	内田小ユキ	今立郡岡本國民學
石川縣	板橋	板橋美代	七尾市七尾女兒國民學校
富山縣	伊藤	伊藤篤子	射水縣聯合婦人會射水郡黒川村婦女會
新潟縣	伊藤	伊藤キクノブ	金澤市女子青年學校教員養成所
神奈川縣	原	原モト	西頸城郡下早川村女子青年團
千葉縣	山田	山田ミツ	中頸城郡下黒川村青年學校
			長生郡茂原町縣立長生高等女學校囑託講師

兵庫縣	池田	池田ユカ子	兵庫縣養父郡承井村
京都府	櫻井	櫻井サダ	京都市下京區花屋町新町下ル
大阪府	内田	内田喜美子	吹田市片山二四二
奈良縣	松田	松田オトエ	奈良縣聯合女子青年團
和歌山縣	吉田	吉田フサ枝	西牟婁郡瀬戸鉛山國民學校
鳥取縣	吉田	吉田峯代	東伯郡倉吉町堺町一丁目
島根縣	遠藤	遠藤トキ	安濃郡佐比賣村
岡山縣	白	白斐秀子	岡山市石關町金光教内
廣島縣	北野	北野伊勢野	岡山市岡山實習女學校
山口縣	勝本	勝本トメナ	比婆郡庄原村實業學校
德島縣	村上	村上宣子	蘆呂郡常金丸青年學校
香川縣	增田	增田チエ	麻郷青年學校
愛媛縣	上田	上田尚子	德島縣板野郡板西町板西高等實業女學校
			綾歌郡縣立主基農業學校
			木田郡林青年學校
			西宇和郡伊方村甲六九二